

橋本神社	大山咋命	不詳	同上	橋本
加茂神社	別雷命	不詳	同上	中澤
八坂神社	素盞鳴命	寬平三年四月八日	同上	新庄馬場
日枝神社	大山咋命	寬和元年	同上	下之郷
日吉神社	大山咋命	不詳	同上	森
相撲神社	大山咋大神	不詳	同上	相撲
八阪神社	素盞鳴尊	永享二年六月七日	同上	祇園
神明神社	天照皇太神	寬平年中	同上	南方
若宮神社	應神天皇	欽明天皇の御宇	同上	南方
豐國神社	豐臣秀吉	不詳	同上	長濱町大字南吳服
無格社之部				
社名	祭神	勸請年月	村大字	
日枝神社	大山咋命	元曆元辰年	柏原村大字柏原	
八幡神社	玉依姫	不詳	柏原村大字同上	
王子神社	稚淳毛二侯王子	不詳	柏原村大字柏原	

白山神社	伊邪那册命	應永拾參年春	同上	同上
神明神社	天照大神	延寶五年九月	同上	同上
天神社	菅原道真	元文三年正月	同上	同上
愛宕神社	火産靈神	寛文十戌年三月	同上	同上
八幡社	譽田別尊	保延四年二月	柏原村大字須川	
白山社	伊弉理比賣尊	建久四癸丑年	柏原村大字須川	
三十番神社	廣田比賣神	未詳	柏原村大字大野木	
八幡神社	赤上建部神	延曆貳拾四年乙酉	柏原村大字大野木	
金刀比羅社	大物主命	文化十年四月十四日	同上	同上

稻荷神社	宇加能御魂神	元治元年拾一月	柏原村大原大野木
金刀比羅神社	大物主神	未詳	同上
日枝神社	大山咋命	未詳	同上
稻倉神社	稻御魂命	不詳	同上
水神社	水波野目神	不詳	同上
神明神社	天照大神	應永元酉十一月十六日	梓河内
御嶽神社	宮比神	同上	同上
山王神社	大山咋命	同上	同上
日枝神社	大山咋命	永仁四年	同上
御嶽神社	宮比神	不詳	清瀧 (明治四十二年十月廿日)
秋葉神社	火産靈神	慶應三年六月	同上
豐受神社	豐受姫神	文政元年九月	長久寺
八幡神社	伊津非册尊 泉津事解之男 譽速玉之男 譽速田別尊	同上天皇ノ七年 同和元年正月	春照村大字春照
天滿神社	菅原道真公	正平五年正月	春照村大字春照 (明治四十二年十一月九日)

秋葉神社	火産靈神	明和三年八月	同上 (同上)
八幡神社	應天 素戔嗚尊 天孫 菅原道真公	不詳	高番
秋葉神社	火産靈神	不詳	高番
秋葉神社	火産靈神	不詳	杉澤
神明社	天照大日靈神 譽田別神	不詳	村木 (明治四十一年十一月廿四日)
戸谷神社	火産靈神	寶永年間	大清水 (明治四十一年十月一日)
秋葉神社	火産靈神	明治八年	同上 (同上)
神明神社	大日靈命	寶徳年間	伊吹村大字彌高 (明治四十二年五月二十二日)
上杉神社	上杉謙信公	延享三年	上野
金刀比羅神社	金山彦命	文化九年	同上
白山神社	天照大神 伊弉諾命 伊弉册命 武甕槌命	不詳	同上
秋葉神社	火産靈神	明治九年	大久保
秋葉神社	火産靈神	不詳	伊吹 (明治四十二年五月二十七日)
別相神社	大山積神又ハ 氣吹椎神	不詳	同上

三島神社	大山祇命	不詳	同上	大久保
七社神社	大山咋命	不詳	同上	同上
鎌足神社	藤原鎌足	不詳	大原村大字市場	(明治四十二年五月二十四日)
八幡神社	大柄和氣命	不詳	同上	(同上)
秋葉神社	訶久突智命	不詳	大原村大字市場	(同上)
春日神社	天兒屋根命	不詳	同上	下夫馬
三宮神社	鳴王依姬命	不詳	同上	同上
八幡神社	應神天皇	天文三年三月	同上	朝日
吉備神社	吉備津彥命	享保年中	同上	同上
多賀神社	伊弉諾尊	不詳	同上	鳥脇
太神宮	天照大神	不詳	同上	坂口
八幡神社	應神天皇	不詳	同上	村居田
八坂神社	素戔嗚命	不詳	同上	同上
八幡神社	應神天皇	永仁三年四月十五日	同上	井之口
八幡神社	譽田別命	不詳	同上	(明治四十二年五月二十四日)
			同上	(同上)
			同上	野一色
			同上	(明治四十二年五月二十二日)

稻荷神社	倉稻魂命	明治九年三月廿五日	同上	同上	(同上)
八幡神社	大宮姫命	不詳	同上	小田	
日向神社	菟道稚郎子命	不詳	同上	同上	
日向神社	瓊々杵尊	文錄年中	同上	同上	
日御子神社	瓊々杵尊	不詳	同上	間田	(明治四十二年五月二十四日)
愛宕神社	訶久突智命	不詳	同上	同上	(同上)
天滿神社	菅原道真	不詳	同上	天滿	
八幡神社	譽田別命	不詳	同上	同上	(明治四十三年四月二十九日)
天王社	素戔嗚命	不詳	同上	同上	
五十鈴神社	天照大神	寶字元年十一月	同上	本市場	
八幡神社	素戔嗚命	元曆元年四月三日	同上	池下	
蛭子神社	椎根津彥命	元曆元年四月三日	同上	同上	
三島神社	大山祇命	同上	同上	同上	
八坂神社	素戔嗚命	弘化三年八月	同上	同上	
白山神社	伊弉諾尊	不詳	大原村大字池下		
辨才天社	伊弉諾尊	不詳	同上	同上	

神明神社	天照大神	不詳	同上	產所	(明治四十二年五月二十四日)
八幡神社	譽田別命	不詳	同上	同上	
大黒神社	大國主命	不詳	東黒田村大字志賀谷		
天満神社	菅公	不詳	同上	同上	
蛭子神社	言代主命	不詳	同上	同上	
松尾神社	思兼命	不詳	同上	同上	
神明神社	天照大日靈命	不詳	同上	同上	
多度神社	草野姫命	不詳	同上	同上	
蛭子神社	大已貴命	不詳	同上	志賀谷字加勢野	
河濯神社	未詳	不詳	同上	志賀谷字松ヶ鼻	
琴平神社	金山彦命	不詳	同上	志賀谷	
洞神	未詳	不詳	同上	同上	
愛宕神社	未詳	不詳	同上	北方	
八幡神社	應神天皇	不詳	同上	山室	
荒尾神社	黒田氏祖	不詳	同上	本郷	

明治三十四年八月二十五日

春日神社	天兒屋根命外三神	不詳	同上	同上	
日枝神社	惶根尊	弘安七年	同上	堂谷	(明治四十二年一月十五日)
二社權現社	未詳	應安年中	同上	同上	
稻荷神社	倉稻魂命	不詳	同上	長岡	
辨才天社	市杵姫命	同上	同上	長岡	
午頭天王社	素盞鳴命	同上	同上	同上	
愛宕神社	未詳	同上	同上	同上	
秋葉神社	火結神	同上	同上	同上	
大將軍社	未詳	同上	東黒田村大字長岡		
雨神	未詳	同上	同上	同上	
神明社、五社	天照大神	同上	同上	同上	
諏訪明神	未詳	同上	同上	同上	
琴平神社	金山彦命	同上	同上	同上	
神明社	天照大神	同上	同上	萬願寺	
六座權現社	未詳	同上	同上	同上	

伊夫岐神社	多々美比古命	同上	同上
黒岡大明神	未詳	同上	同上
多賀神社	伊弉諾尊	同上	同上
春日神社	天兒屋根命	同上	同上
神明社	天照大命	同上	同上
若宮八幡社	不詳	醒井村大字醒井	同上
正八幡社	不詳	同上	同上
藏王權現社	不詳	同上	同上
神明社	神武天皇	同上	同上
平林神社	神武天皇	同上	同上
八幡神社	譽田別命	同上	同上
北野神社	菅原道真	息長村大字箕浦	同上
巖神社	市杵島比賣神	同上	日光寺
八幡神社	素盞鳴尊	同上	新庄
槻倉神社	大國靈尊	同上	西圓寺
			寺倉

八阪神社	素盞鳴尊	未詳	息鄉村大字牛打
西羅神社	高皇產靈神	未詳	息鄉村大字樋口
稻荷神社	大倉稻魂命	未詳	同上
八阪神社	素盞鳴尊	未詳	同上
八幡神社	譽田別命	未詳	同上
日吉神社	大山咋命	未詳	同上
溝尾神社	稜威直孝彦命	未詳	同上
國林神社	猿田彦命	未詳	同上
日吉神社	大山咋命	未詳	同上
北野神社	菅原道真公	未詳	同上
八幡神社	譽田別命	未詳	同上
八幡神社	譽田別命	未詳	同上
八阪神社	須佐之男之命	未詳	同上
神明社	天照大神	未詳	同上
八幡神社	應神天皇	未詳	同上

寛永二十年十一月

神明神社	天照大神	同上
神明神社	天照大神	同上
多度神社	天水分神	同上
高良神社	武内宿禰	同上
天水分神社	天水分神	同上
八幡神社	應神天皇	同上
大土神社	地安姫命	同上
神明神社	天御中主神	同上
湯谷神社	大己貴	同上
下多良神社	素盞鳴命	同上
中多良神社	大食津神	同上
上多良神社	大食津神	同上
稻荷神社	稻倉魂命	同上
蛭子神社	事須代主命	同上

天保三年四月

春日神社	天兒屋根命	不詳	同上
宇賀野神社	須佐男命	不詳	同上
湯坪神社	素盞鳴尊	不詳	日撫村大字高溝
位山神社	大國主命	不詳	同上
若宮神社	應神天皇	應永卅一年四月	神田村大字加田今
櫻居(井)神社	春日大明神	應永年中	加田(明治四十一年九月二十五日)
八幡神社	應神天皇	寛治年中	加田(同上)
秋葉神社	火結神	永享九年六月	同上
天滿神社	菅原道真	不詳	西黒田村大字八條
神明神社	天照大神	不詳	同上
八幡神社	豐田別尊	白鳳元年四月	同上
森神社	豐受大神	治安二年	同上
後鳥羽神社	後鳥羽天皇	明治十二年五月十四日	西黒田村大字名越
四面岡神社	菅原道真	不詳	同上
北野神社	菅原道真	不詳	同上

天滿宮	菅原道真	康保年間	六莊村大字八幡東
高田神社	菅原道真	不詳	同上 南高田
多田須神社	不詳	元祿年間	同上 高橋 <small>(明治四十二年一月二十八日只)</small>
松本社	三平清重	明治十五年四月	同上 下坂中
稻荷社	字賀魂	不詳	同上 下坂中
天滿宮	菅原道真	不詳	同上 平方
北野神社	菅原道真	不詳	同上 大戊亥 <small>(明治四十三年三月一日)</small>
宇賀野社	字賀野御置	不詳	同上 永久寺
大皇神社	惟喬親王	正長元年巳ノ春	南郷里村大字新榮
天滿神社	菅原道真	不詳	南郷里村大字新榮
三社神社	天津兒屋根命	正中元年	同上
天滿神社	大日靈貴神	長久三年正月	同上 榎木 <small>(明治四十一年九月十九日)</small>
神明神社	國常立尊	觀應二年	同上(同上)
春日神社	天津兒屋根尊	長久三年三月	同上(同上)
八幡神社	譽田別尊	長久三年卯月	同上(同上)

八幡神社	國常立尊	不詳	北郷里村大字石田
岩谷神社	瓊々杵尊	未詳	同上 堀部
流岡神社	奇稻田姫	不詳	同上 東上坂岡山 <small>(明治四十一年九月)</small>
日吉神社	大山咋命	永正元年	神照村大字山階
春日神社	天兒屋根命	不詳	神照村大字保田 <small>(明治四十二年四月十二日)</small>
古都比羅神社	金山彦命	不詳	同上 國友
伊都岐島神社	市杵島姫命	不詳	同上 同
神明神社	大日靈貴命	不詳	同上 新庄寺
熊野神社	伊弉册尊	寬平年中	同上 同
日出神社	事解玉男命	寬平年中	同上 同
八阪神社	大日靈貴命	寶曆元年	同上 新庄中
八阪神社	牛頭天皇	不詳	同上 小澤
八阪神社	素盞鳴命	不詳	同上 小澤
八幡神社	素盞鳴命	不詳	同上 小澤
八幡神社	應神天皇	貞享四年九月十八日	同上 井之尻
都久布須麻神社	市杵島姫命	貞元年中	同上 列見

神明神社	天照皇大神	文明七年四月	同上	十里
天満神社	菅原道真	不詳	同上	八幡中山
日吉神社	大山咋尊	不詳	同上	南方 <small>(明治四十一年九月九日 若宮神社へ合併)</small>
天満神社	菅原道真	不詳	同上	長濱町大字高田
高良神社	武内宿禰	延久三年	同上	長濱町大字神前
地主神社	土祖神	不詳	同上	神前
都久夫須麻神社	市杵島姫命	不詳	同上	同上
天満神社	菅原道真	不詳	同上	同上
稻荷神社	倉稻魂命	不詳	同上	同上
熊野神社	伊弉册尊 速玉男 事解男 神	不詳	同上	同上
川瀬神社	瀬織津姫命	不詳	同上	同上
金刀比羅神社	大國主神	不詳	同上	同上
稻荷神社	倉稻魂神	不詳	同上	長濱町大字神前
天満神社	菅原道真	不詳	同上	同上
天満神社	菅原道真	不詳	同上	同上
天満神社	菅原道真	不詳	同上	南吳服

第二章 縣社

八幡神社

稻荷神社	宇賀御魂神	不詳	同上	同
神明神社	天照皇太神 豐受皇太神	不詳	同上	八幡
稻荷神社	稻倉魂神	不詳	同上	船山
貴船神社	岡象女神	弘化四年十月	同上	榮町
日吉神社	大山咋神	文化七年九月	同上	御堂前
八幡神社	譽田別尊	延久元年八月	同上	三ッ矢

長濱神前町に鎮座す、祭神應神天皇、仲哀天皇、神功皇后の三神なり、社傳に延久元年、後三條天皇の勅を奉じて、源義家之を勸請し、社殿を創立す、奉行は神道長上卜部兼親なりと記せり、例年社祭に太刀渡りの式あり、甲冑の武士數人八尺の太刀を佩び、又青竹の大弓を張り、白刃を閃かし、數十本の幟、三十餘名の警衛にて、威儀堂々徐行渡御して社參す、相傳ふ、之れ義家が當社勸請の初、滋賀郡より舟にて湖上を渡りて、今の長濱の

汀に着きし時土人等出で迎へ警衛せし時の古例なりと、境内に小社七座あり、其後神佛兩部混合せらるゝに及び、勝軍山新放生寺別當職として奉祀を掌り、一寺二十二坊の全盛時代ありて、妙覺院は大別當職、舍那院は學頭たり、眞言宗にして、境内に愛染明王を祭り、神佛對等の狀勢なりき、其他權現堂、御影堂、釋迦堂、阿彌陀堂、行者堂、藥師堂、十王堂、地藏堂、護摩堂等境内に羅列せり、文政元年三月、八幡社創立七百五十年祭當時、二十二坊の坊舎の配置を見るに、舍那院は現在の所在地にして、神渠の南側(神前町)に本覺院、寶藏院、福壽院、圓壽院、龍存院、寶樹院、蓮華院、密藏院、延命院、乘藏院、實相院、普賢院、安養院、兩寶院並列し、各坊東西十四間半、南北十一間半なり、其西に妙覺院あり、又本社の西北に當り、勝藏院、俊藏院、寶生院、淨教院、定智院、吉祥院等坊舎を列ね、各坊東西十一間半、南北十五間なり、此く本社を二十二院が圍繞して盛なりしも、漸次退轉して、明治維新の頃には僅かに妙覺、舍那、實相、蓮華、龍存、福壽、俊藏の七院に減じたり、明治維新に際し、各院の佛像什器は悉く舍那院に合し、神社と寺院との區別を明にせり、當社は八幡庄七郷(七郷は東村、中山村、三矢村、列見村)の産土神にして、八幡の庄名も此神社名より出でしなり、大永五年九月、六角定頼が京極氏を援けて、淺井亮政を攻めし時、定頼の臣三井氏(三井男爵の祖)と平井氏とは兵を率ひて、此八幡社に陣せし事、朽本文書に見ゆ(中巻第八章元)

來八幡社は武運の守護神として諸國に祀り、武士の信仰最も厚き神なり、當社の勸請者も其名さへ八幡太郎と稱する源義家なり、爾後年を経るも武士の崇拜は變る事なく、此れを現存の古文書に考ふるに、享祿元年閏九月には、淺井備後守正種が毎年神馬料五石の永代寄附狀あり(古文書二一)、天正二年羽柴秀吉は今濱城修築以前なる二月二十日附にて、百六十石の堪忍分を八幡社坊中へ宛て寄せられ(古文書三二六)、猶無年九月十三日附にて、十石の神領を増進したり(古文書三三六)、天正八年には秀吉其子秀勝と共に八幡宮奉加帳に其名を記し(古文書三三四)、翌九年には社殿改築せられしと見え、八月遷宮を行ふに當り、秀吉息秀次は境内に禁制の札を建てたり(古文書三四の三)、此の如く羽柴秀吉の當社を尊崇せしは、其城地の守神なりしにはよれど、亦武運長久祈願の意味を兼ねしは推測するに難からず、慶長十一年内藤信成長濱城主となるや、又當社を崇拜し、神供料を寄附せり、獨り武家のみにあらず、天正五年正月には後奈良天皇綸旨を下して、天下太平を祈らしめ給へり(古文書二一)、以て當社が古へより有名なりしことは知らるべし、神寶の武器器具類多く、中にも文安元年二月の銘ある神樂用太鼓臺、永正年間の寫本八幡愚童訓、天文二十二年正月の銘ある御供櫃等は、其年代を確知すべき史料なり、其他の神寶は繁を避けてこゝには省きつ、

明治九年十月郷社に列せられしが、十八年六月十日、雷火の爲に社殿烏有に歸せり、氏子等相謀りて再建し、二十二年四月九日、遷宮式を舉行せり、二十八年十月三十一日、縣社に昇格す、境内廣く設置整ひ、無數の燈籠は大小の青松と相映じて頗る風致に富む、境内に左の末社鎮座す、

高良神社

地主神社

都久夫須麻神社

天満神社

稻荷神社

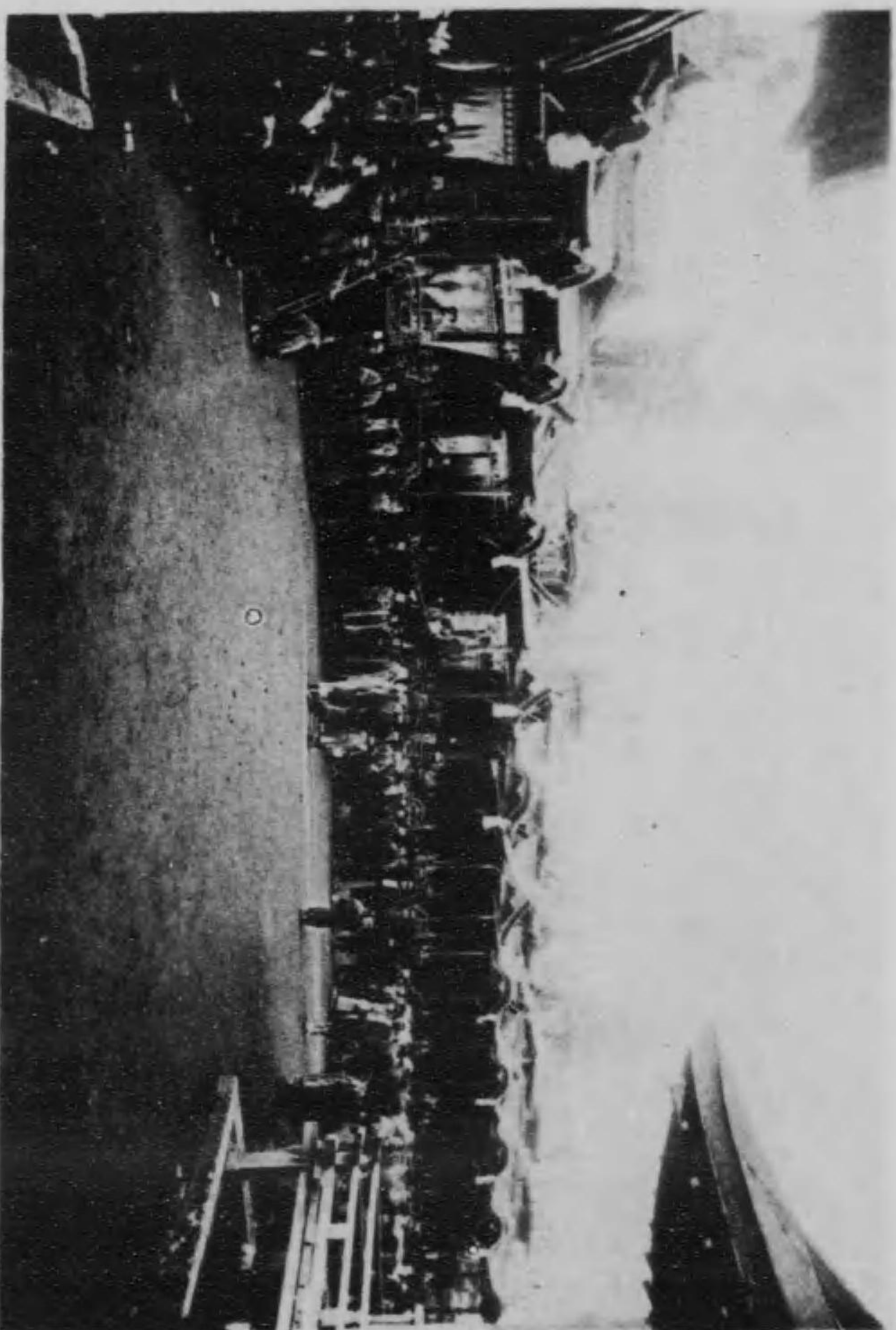
熊野神社

金刀比羅神社

川瀬神社

祭典 往古は毎年四月三日、八月十五日に春秋例祭を行ひしも、羽柴秀吉長濱在城の時より秋祭を九月十五日に改め、明治以後は更に十月十五日に改めたり、太刀渡りの式は前に記したる如く、源義家社參の古例なりとて最も嚴重なり、其他神輿の渡御と十二輛の山車引とあり、山車は秀吉より若干兩の砂金を町民に與へられしを基本として製作せしものにて、初めは質素なる山車なりしも、後山車組の間に美觀を競ふに至り、丹朱黒漆は金銀の黃白と相映じ、名工の彫刻物はゴブラン織の壯麗と相競ひ、綺羅錦繡、華奢善美を盡せる山車となれり、山車上には兒童をして素人芝居を演せしめしを以て、遠近争ひて來觀し、長濱祭の名聲は遠く諸國に轟けり、十二輛の山車の名左の如し、

縣社八幡神社祭典山車の圖



萬歲樓	町瀨田	鳳凰山	町祝	常盤山	町葵服	翁山	町伊部
諫鼓山	前御堂	春日山	町本	高砂山	町宮	孔雀山	町神戶
月宮殿	町田	壽山	町大手	猩々丸	町船山	青海山	町北

(寫眞参照)

境内に松平定信の題額、松平定常の撰文を刻みたる、文政元年九月設立の八幡宮碑と、同四年九月追設の碑陰記とあり、其文左の如し、

近江國長濱八幡宮之碑

縫殿頭入道松平定常撰文

大學頭林衡撰辭

攝津守太田資始書

右近衛權少將松平定信題額

江之長濱、故云今濱、至豐臣氏城之始、更今名也、其有八幡宮、自源將軍義家之建請、而延久帝詔神祇伯卜部兼親營造者也、其出煨燼之餘、廟貌巍然、至今不墜者、蓋豐臣氏之烈云、按主祠譜牒、永承中與之安部氏抗命、遣鎮守府將軍源賴義、及其子義家、率元戎東征、賴義父子俱祈石清水宗廟、有鳩出宮東北翔、以爲神皇之佐、凱旋之日、賴義私延

祀之鎌倉鶴岡行宮是也。及延久元年，義家又奏建是宮，既成，名其里曰八幡，城曰勝軍山，主祠之居曰新放生寺，置圭田若干町，義家自納所御擊刀一口，爲法物，永享中，大將軍源公義教又造三成浮圖於宮傍，落以寶刀名馬。天文帝御極，憫天下亂離，乃祈焉，又賜主祠僧某位法印，及刻絲錦袈裟，當是時，長生田殆三千石，徒侶房舍至三百餘宇，京極氏淺井氏之割據江中，禮亦弗替，元龜兵爭宮，遂燹燬，江中擾亂，徒侶離散，田俱不可問，及豐臣氏入江，城於此，寔憫名祠之廢，新修宮宇，納法物，又以朱章書置祀田十石，長生田百六十石，於此徒侶稍集，祀典復舉矣，故其徒侶與土人每稱豐臣氏之烈，至今不衰，雖然，元和大一統，自非我台德大君之寬仁而崇天朝之原廟，則朱章之頒，豈能保如豐臣氏之故乎，然則徒侶土人之在今日，其豈可不深重思乎哉，其祭儀每歲季秋之望，神輿出游，令甲士十人負劍操刀，先驅者取法天于，以象康平凱旋之狀也，駕山棚十有二輛，警衛後先者取法地支，以象貞觀請祀之儀也，其餘祀典一沿石清水之例云，恭惟譽田天皇之在胎也，神后雄裝，百神擁護，奉以外征，大斥土宇，又其馭世悠久，開物成務，以大成熙皞之化矣，此其盛德大業，雖千萬世而弗泯者也，其祀於豐之宇，佐宮尙矣，貞觀中爲其在遐陬，請祀京南石清水，康平延久，源將軍父子相續延祀，中古以來，八幡之宮遍于海內，而惟是宮與鶴岡最舊且著云，嗚呼，延久帝上念遠祖，天文帝下憂兆民，祭祀弗懈，所謂

明明在上者也，義家之創始，兼親之營造，自室町氏豐臣氏以及我大君或扶其興或支其衰，皆率由先王崇祀之典，所謂赫赫在下者也，而神皇之靈陟在於上，降臨於下者，洋洋肅々以誘其衷之不能已者也，夫今之主祠法印等，介膳所士渡邊奎輔，需余文，蓋奎輔以文學見予久矣，能道行宮顛末，予爲序其梗槩，又德通司成林公鑑，作迎神送神之辭，使以侑辭曰：菊有黃華兮楓丹，時將擔兮皇之神，皇之神兮行天下，戡禍亂兮經人倫，朝發朝兮西極，翔翔兮雄德之山，夕降乎湖之瀕，絳與素兮萎蕤，鳴鳩報兮八之旛，明星刺其揚靈兮，羌空華之繽紛，何以迎之，湖濱之稻與魚，糟粥兮靈醑，何以虞之，靈保便娟兮蒲萄鈴，珊瑚兮赴節，回翔鼓與笛兮，交奏激揚，何以送之，駕十二之寶車兮，皇之神兮，恍惚先後，金甲耀兮白刃霜，衆驩呼兮妖邪走，勝軍之山，丸丸松柏，放生之宮，寢廟奕奕，皇之神來去兮，願斯土兮無歎，令湖波兮湛無震，使湖稻兮畝十斛，雨暘均調兮桑麻，鷹機杼札兮衣被寰區，千秋兮萬歲，使我民兮永有賴。

文政紀元歲次戊寅秋九月旁生魄建

近江長濱八幡宮碑陰記

本洲坂田郡長濱古名八幡里，以有是宮也，其鄉曰細江，有南北里，蓋隸南鄉，南鄉舊分八邨，曰宮，曰瀨田，曰高田，曰東，曰中山，曰三矢，曰列見，曰西濱，西濱寬正中爲湖波所吞，一邨

皆陷故今爲七邨自京極氏臣上坂治部築砦湖畔而有今濱之名及豐臣氏拓砦爲城始更曰長濱於是七邨皆隸合稱八幡莊而細江南郷之名廢矣淺井郡今有細江邨蓋北郷之遺耳細江郷屬本郡和名鈔可徵不知何時轉屬淺井也方今長濱城鞠爲茂草是宮雖巋然獨存滄桑之變或不可測主祠法印等有慨于此乃使中島西島二生來就余謀假名公之手勒銘于石以鎮宮撲余時在江戶與蓋城松子明復友善因介松子遊祭酒林先生之門且辱因幡新田老侯之知久矣乃乞二公文辭松子又深嘉此舉爲請其主桂川侯書冊及白河老侯題額見贈四公洵一世妙撰也是舉實出郷人之志而終始贊襄松子之力居多焉碑文旣成闔郷感歎欣然經營使江戶工人群鶴及世祥掄石雕鐫積一千五百日告竣乃海運抵浪華上伏水輿致大津駕筏始達長濱建諸宮西南二十步外石出相州小松原高八尺五寸廣半之厚居五之一文二十五行行五十字通計一千七十四字額九字郷人在京師者林宗一宮武良暢各饋金以助其費石材雄偉其質堅膩文筆固稱四絕刻手亦推第一衆美具焉精功極焉爰以揚神皇之光副郷人之望與是宮俱存于悠久無疑也是則非余輩之力所能爲也蓋神皇之靈有所降格而誘哀於冥冥者果不誣也碑成日不禁仰感竊書其由以告來者其祭儀古以四月三日坂田淺井二郡士族衣冠隊列警衛神輿其以九月之望者豐臣氏所定云事繫是宮沿革故附記焉

文政四年歲在辛巳秋九月望膳所渡邊利奎輔謹撰并集歐陽率更字

長濱八幡宮に石碑立ける時の辭

淡海國長濱八幡宮は其始源將軍義家朝臣の志に起り延久の帝其願を憐み給ひけるにぞ成れりける昔は此宮に寄られける神田ども餘多有て宮を司る坊を新放生寺といひて永享の頃足利義教朝臣坊舎を造りそへ宮居磨き添へられ天文の帝代のみだれを悲しみたまひ宮司に法印の位を授け錦の袈裟を賜ひ神田ども彌ましによせられしかば法印の輩彌榮え來て淺井氏の頃まで衰へざりしを元龜の年こそ淡海の國郡も武士の争ひ戰ことやまらず村々里々麻の如く亂れしかば禍津火の神の荒びに宮寺も焼き神田ども荒失はれて又祭る人もなくいと淺ましき荒野と成ぬるを本より神の御國にして神靈の幸ひ助け給ひ大直日の神見直し給ひ豊臣氏に長濱を知らしめ給ひしより宮も興り僧も集りて再び鈴の音涼しく空しき神祭りもいかめしくこそ榮えけれ此時今濱の古き名も行末長濱とあたらしく變りて元和の年に至り神風四方八方を吹拂ひて塵ばかりの亂れも残らず天の下長く治り八嶋の外も浪靜に懸まくも恐き東照神の大御光に靡く代となれりしかば代々の帝の建おかせ給へる宮寺を崇め給ひ朱の御印をわかち給ひしより朱の

玉垣曇る代もなく、十二の車いくめぐりもめぐり絶えず、彌照に照輝きて見ぬ世の昔はしらす、今の祭の盛りなること名附も知らず、いひも盡すべからず、月々に増し日々にそはりて、又動きなきしるしの石碑さへぞ立築えける、是によりて能思へば、宮の始年延はり久しき年の名は、げにめでたき物のきざしにて、終りに長濱と改りけるは、天地と長く宮寺里も傳はり行て、限りなく祭りの行はるべき八幡の宮の御さとし、穴貴と仰ぎ奉りて、疑ふべからずと云ものは、彦根人小原君雄、石碑立られける時祝のこゝろを

君 雄

築たてし朽めや人のいさをしも高き八幡の宮の石碑

第三章 郷社

伊夫岐神社

伊吹村大字伊吹に鎮座す、延喜式内坂田郡五座の一にして、名神小に列す、祭神につきては諸説あれども、霜速比古命の子多々美比古命是なるべし、一説に氣吹男命、又天之吹男命なりといふ、近江輿地志畧には素盞鳴尊とす、本朝神社考には世俗膽吹の神を

八岐大蛇の變化なりと謂ふと記せり、膽吹の山神は日本武尊御登山の時雲を興し、氷を零して尊を打ち迷はしめし地主神なり、日本書紀には當時山神が大蛇に化して道に當ると記し、古事記には山神が白猪に化せしと記す、山神の蛇又は猪に化せし事につきては、中巻第一篇第六章に詳説したれば、こゝには省きつ、但し膽吹山神は國史に荒神と見ゆ、さて此山神の系統につきては、帝王編年記に霜速比古命之男多々美比古是を夷服岳神と謂ふなり(中巻第一篇第二章参照)と記さる、故に神祇志料并に特選神明帳にも祭神を多々美比古命なりと記せり、此の如く上古よりの神なれば、神社に勸請せし年月も詳ならず、朝廷より此神社に位階を授けられしは、文徳天皇嘉祥三年十月壬子に從五位下を授けられし事、文徳實錄に見え、又清和天皇貞觀元年正月甲申に從五位上を授けられ、同九年四月辛未に神祇大祐大中臣朝臣常道を遣はして、弓箭鈴鏡を奉りし事、三代實錄に見ゆ、又陽成天皇元慶元年十二月辛卯、正四位下より從三位を授けられし事、同書に見ゆ、されば貞觀と元慶との間に正四位下を授けられし事ありしを、正史之れを漏せしならん(神位階の事は中巻第三篇第十章に記す)中古以後膽吹四大寺の僧當社の別當として社務を掌り、伊夫岐大菩薩と稱し、例年三月十六日、一切經會を社前に設け、猿樂等をも催せし事、徳治三年四月の古文書に見ゆ(古文書六九)此神社は美濃不破郡の伊福岐神社と

共に江濃の上古を研究するに最も有力なる徴證たり、天文年間京極氏の臣上坂治部社殿を修造せし事古記に見ゆ、之れ上坂氏の所領古保利の莊は早損地なれば、水利上の恩に報せしなり、故に同莊十五箇村は當社の氏子と定められたりしが、明治十一年五月之を離れたり、明治九年一月郷社に列せらる、祭日正月十日、

伊夫岐社法樂に社頭久と云ことをよめる

中臣連胤

伊吹山あらぶる神のたえしよりいくよ動かぬ宮ばしらかな

岡神社

岡神社を記するに先ち一言を前提す、延喜式神名帳坂田郡五座の内に岡神社(名神)あり、然れども從來本郡内に式内岡神社と稱するもの二三あり、一を大原村大字間田に鎮座の岡神社とし、二を法性寺村大字宇賀野に鎮座の坂田宮岡神社と稱し、一社、二社標を建つ、三を東黒田村大字長岡なる長岡神社なりとす、更に一説あり、北郷里村大字東上坂の流岡神社と稱するは神明帳の岡神社なりといふと、式内岡神社は一社にして、其岡神社と稱するもの此の如く多し、編者はその何れを正しきものとす可きかと、博く徴證を探りて精確なる斷定を下したきものと、諸書を涉獵したれども、遂に目的を達する能はず、既往に於ける神祇書の著者も、その何れが正しき

やに就きては、引證を擧げて鐵案を下されたるものなし、栗田博士は其著書神祇志料に神名帳考證を引いて、岡神社は今宇賀野村にありと記され、特選神明帳には所在宇賀野と記し、附記に今按ずるにこの社注進狀宇賀野村、間田村、長岡村、後三條村との四所にあり(後三條村は)宇賀野村坂田太神宮の同所に外宮岡神社祭神豊受毘賣命、社傳にこの神社即式社にて、承應年中古繪圖にも宇賀野の内岡村と認めありといへり、是明證と云ふ可し、間田村の岡にありと云ふは、舊號大梵天王と云へる趣なれば、如何あらん、近江輿地志畧に曰く、岡神社間田村にあり、神明帳岡神社是かと疑ひを存せり、長岡村なるは往古岡里と云ふ、中古社號を岡天王社と誤り唱ふとあれど、證なければ疑はし(中略)宇賀野村に岡神社あり、古繪圖に岡村の稱あり、祭神豊受毘賣命と云へる豊受毘賣神を宇迦之女神と豊岡姫とも申すといふ、いとよしあるが如し、されば今の宇賀野村と云ふに従へり云々と記したり、古繪圖に岡村の名が見えたるは祭神名豊岡姫なることによりて、宇賀野村説を有力とせり、元來岡といふ地名は諸國にも多くあり、又岡神社も延喜式神名帳に多く見ゆる神名なり、宇賀野村にては古地圖に見ゆる如く、社前の地名を今も小字岡といふ、然るに大原村の岡神社にても境内より社前の地に亘れる地を小字岡といひ、其東を岡東、西を岡西北

を高岡と稱す、又此社の上古よりありしを徴證するに、唯一の資料とすべきは境内接續地の前方に古墳ありて、中古破壊せられしも、石櫛の巨石は現場に依然たり、古墳と神社は密接の關係を有するは通則なり、但是を以て岡神社の判定を下す能はざるも、此社の上古よりありしは、證する事を得可し、長岡に岡神社ありとの説は、長岡と岡との相違はあれど、岡の字に因めば如何あらんと思はれざるにあらざれど、他に徴證なし、蓋し長岡の地を元と岡と稱せしめてふ説は、主肯する能はず、長岡の地名が古きことは和名類聚抄の郷名によりて知るを得べし、

今本志を草するに當り、各村志を調査するに、何れも其村の岡神社を式内なりと主張せり、一の岡神社が二三あるべき理由なれど、未だ各社に千載不易の徴證とすべきものを發見せざれば、茲に斷乎たる鐵案を下す能はず、因て各村志に記載の主旨により、之を記す事とし、識者の後考を俟つ、

岡神社 大原村大字間田の丘上に鎮座す、社傳に式内岡神社は此社なりと記し、祭神倉稻魂命なり、當社は白雉年中出雲國人某移住し、大原郷の開墾に際し、姉川の水を引きて田野に灌漑し、五穀豐熟を祈らん爲め此地に祠を建て、食稻魂命を祭れりといふ、然れども其後當社を大梵天王と稱せしは、移住民が出雲系統なるにより、素盞鳴

尊を祭りしなりとも傳ふ、膽吹山の地主神は出雲族の神なるに、其山麓の大原郷に出雲國人の墾田を傳ふるは、注意すべき傳説にして、大梵天王の祭神が素盞鳴尊なりとの傳へも愈よしありげに聞ゆ、殊に社前門道の傍に古墳石櫛の跡を存するは、此社の創立に緣故深きを想像すべし、佐々木氏の近江を領せし後、其族重綱當庄を領し、大原氏を稱し、爾來累世此地を領し、此社を崇拜せり、社坊を岡寺正林坊といひたりしが、明治維新の後廢寺となる、祭禮は古來四月三日、八月三日の兩度なりしが、近來五月一日、九月一日に改む、明治十四年四月五日郷社に列せらる、

岡神社、坂田宮 法性寺村大字宇賀野に鎮座す、社傳に式内岡神社は當社なりと記す、祭神天照皇大神(坂田宮)豐受毘賣命(岡神)なり、日本書紀垂仁天皇の條に、離天照大神於豐稻姬命、託于倭姬命、倭姬命求鎮座大神之處、而詣菟田筱幡、更還入近江國、東廻美濃、到伊勢國、云々とあり、又倭姬命世紀に、還幸淡海甲可日雲宮、四年奉齋遷幸同國坂田宮、二年奉齋于時坂田君等、進地口御田、云々とあり、倭姬命が天皇の命を奉じて、天照大神鎮座の地を求め給ひし時、二箇年間遷幸ありし坂田宮は此地なりと傳ふ、社傳に坂田宮、岡神社は孝安天皇の御宇、宇賀野魂命降臨し給ひ、五穀豐饒を守護し給ふ、同時に筑摩村に御食都神、岩脇村に大歲神降臨し給ふとて、此三神を筑摩三所の神と稱す

といふ、現在鎮座の地を宇賀野村といふも、宇賀野魂命の名に因みしならん、一に岡天王社ともいへり、建武の亂に兵燹に罹り、佐々木秀綱社殿を再建せしが、應仁の亂以後、再三兵火の災に遇ひ、漸次荒涼の状況なりしが、享保十八年、領主井伊直惟社殿を再建し、臣勝野五太夫をして造營を管せしむ、七月二十七日工を起し、十一月に至り工を終る、その十一日神祇管領長上卜部兼雄祭主となり、遷宮式を擧げたり、爾後坂田神明宮と稱し、全郡より毎年初穂を奉納する例は、明治九年神社改正の時文で續きたり、明治十四年二月一日、郷社に列せらる、祭日三月十一日と十一月十一日となり、

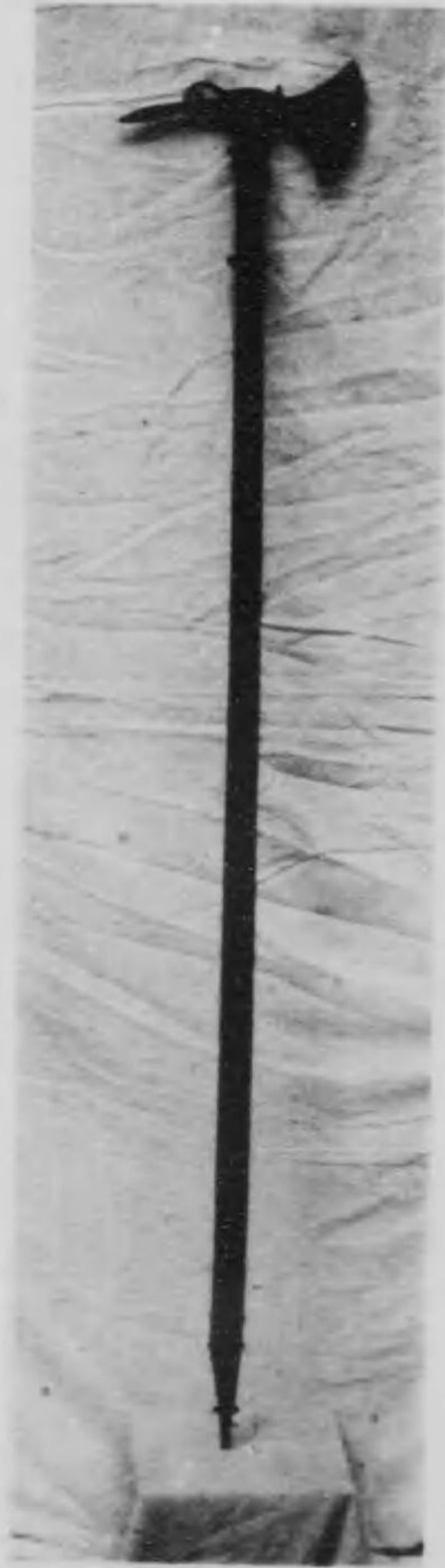
山津照神社

息長村大字能登瀬に鎮座す、延喜式内坂田五社の一なり、名神小に列す、祭神國常立尊といへど、如何あらん、特選神名帳に祭神國常立尊といふ説あれど取るにたらず、扶桑畧記に山津照子の明神とあり、いかなる神を祭れるか詳ならずと記す、按ずるに此地上古息長氏の本據なれば、其祖神を祭りしなるべし、神社の境内に古墳あり(古墳志)息長宿禰王の墳墓なりと傳ふるは、最も注意すべき所なり、中古青木大梵天王、又青木大明神と稱せり、依て土俗に青木宮とも稱す、山津照神を青木の宮と稱するにつきては、鎮座の地を青木の里といひしに起因せり、近古京都の僧鳳潭社記を記し、青木社五廟

を青木氏の祖藤原利長、其子利仁一族を祀りたりと傳ふ、神威を怖れざる妄誕の説なり、青木の地名の起因は、あふきにて、上古王族の陵墓ある地なるを以て、其裔孫を始めとし、一般の民人が仰ぎ尊む意より仰ぎの里と尊稱したりしに、そのあふきは後に青木の字を用ふるに至れり、其例は大和國高市郡高市村の天武天皇陵を阿不幾乃山陵とも又大和青木御陵と稱するに同じく、用字の時代變化は古傳の消滅より生ずる通患なり、社藏する曆應二年十月の光嚴上皇の院宣にも、近江國青木大梵天皇本社爲勅願之儀云々(古文書)と見え、南北朝の頃にも青木大梵天皇と稱したりしを知る可し、山津照の神を青木宮と異稱する所以此の如し、扱山津照神社に就ては、正史に存する事蹟少からず、先づ新抄格勅符鈔に天平神護二年近江國山津照神に神封六戸を充てられたることを記す、封戸の事は中卷第三篇第七章に詳説し置けり、清和天皇貞觀八年閏三月壬子、從四位上山津照神社に正四位を授けられし事、三代實錄に見え、又醍醐天皇延長六年五月丙午、坂田郡山津照子乃明神位記請印の事、扶桑畧記に見え、たれば(當時の位階)屢、此神に位階を授けられしは明なり、又寛平九年六月二十三日、栗太郡金勝寺に下されし太政官符(古文書)にも、年分度者二人の内一人を甲賀郡飯道名神、坂田郡山津照名神に奉せしめし事見ゆ、曆應二年十月四日、光嚴上皇院宣を下して、神殿

を修造し、天下太平を祈り給へり、按察使勸修寺經顯の執達、同社に存す(寫眞)興福寺官務牒疏には、山津照神社在坂田郡箕浦東能登瀬、供僧三人、神主一人、社人二人、宣化天皇戊午年、影向勸請、金勝寺四箇所鎮守其一也と記す、祭日は四月五日なり、社坊を平尾山善性寺と稱せり、右へは近郷二十六箇村の氏子を有せしが、文化年間に醒井村離社し、又明治の初年岩脇多和田飯の三村離社して、今は能登瀬の外日光寺、新庄、箕浦、米原、西圓寺、寺倉、番場、西坂、三吉、樋口、牛打、枝折、上丹生、下丹生、樽ヶ畑、武奈、明幸等の各大字となる、明治十四年二月一日、郷社に列す、社藏の古文書は上卷に寫出せり、明治二十七年八月、内務省より保存金百五拾圓を下附せらる、神寶に古武器あり、社傳に神功皇后征韓の時用ひ給ひし鉞なりといふ、天下の珍品なり、器鐵製にして、一部に金飾ありし微點を存す、象嵌様なり、長さ曲尺四尺二寸五分、徑一寸にして、頭に斧形及様のものあり、本にて八分、末にて三寸二分、長さ四寸五分、又後方に鶴嘴形のものあり、長三寸七分、別に畫龍の髭に似たる螺狀のもの前後に出でしも、後者折れて其根五分計りを存す、而して此器中空にして一劍を孕ひ、柄を取りて之を振れば、銳鋒を出す、劍長三尺五分、總長七尺三寸、圖は劍を抽きしものと納めしものとの三影とす、劍を抽きて本に至れば、彈羽あり、忽ち開きて後孔を塞ぎて脱せず、指を以て孔を推せば、劍退きて柄中に入る、重量

山津照神社神寶鉞



五斤三十兩なり、

山田神社

鳥居本村大字宮田に鎮座す、延喜式内坂田郡五座の一社なり、名神小に列す、祭神猿田彦命を主神とし、品陀別尊及び三女神を合祀す、社傳によれば孝安天皇の御宇、神靈此地に降臨あり、依て本社を建てたりと見ゆ、神祇志料には、

按新選姓氏錄、息長真人、坂田酒人真人、坂田宿禰等、並に應神天皇皇子稚淳毛二俣王の後にして、近江國に住て槻本公を賜へる事見えたるを思ふに、皇極紀、息長山田公ある此國に由あり、然れば本社は其祖先を祭れるなるべし、

又特選神名帳には祭神稚淳毛兩岐王と記す、

當社一に小野庄八幡宮とも稱せり、社傳中有名なる事項を摘記すれば、延暦十年坂上田村麿が東夷征討の途次、本社に戦勝を祈願し、凱旋の後社殿を修し、神戸を定め、祭祀料稻五千束を納め、四時祭典を行はしむ、又正安の頃には三神主八別當の薨を並ぶる壯麗ありたりと、現在土地の小字名に上神主、下神主と稱するは古へ神主の居跡なりといひ、其他神田代、大神戸、御手洗、花園、舞臺等の地名を存せり、大字鳥居本は當社の鳥居の所在なりしより村名を爲せりといふ、攝社に神功皇后社、仲哀天皇社、末社に弓

弦社、黑白龍社、松崎社、竹生島社、多度社等あり、祭禮は毎年五月二日を神事と稱し、九月二十日にも大祭を行ふ、明治十四年十二月二日、郷社に列す、同二十六年三月、内務省より保存金百圓を下賜せられたり、淡海落穂草に當社の記あり、左に記す、

佐々木定綱の六男佐保六郎時綱の時代、小野庄地廣八幡信仰ありて、弓三千張、矢千本、神納ありと古記に出でたり、

蒲生郡弓削の友勝此弓を作る、矢は甲良の庄愛知川戊之助作と記す、此弓矢神納の跡に大正寺の修業者ども又別に宮を建て、弓矢の社とあがめしよし、蕪矢墓目は君が畑木地小椋舎人作之と記せり、取次人は諸方刑部とあり、是等の人(次)と云ふ事を不知、佐保六郎時代は世利川は内海の方へ落たるどて、此川の運上どて生餅貳千枚献上致せしよし、六郎殿此魚を八幡宮へ其まゝ神納致されたり、是を例として數代佐保山(後に佐和山と云ふ)の城主石田家迄數千の餅神納ありしよし、往古より神主頭は風早外記、湯佐采女兩人と記せり、

後白河院の御宇に坂田地廣の邊小野の庄に八幡宮を勸請あり(再建の誤傳か)尤も勅許と云ひ傳ふ、然るに其頃兵亂打續きておれたりしを佐々木家より再建ありて、神事も往古の如く執行したりしに、又其後足利將軍義政公御代に又改まりて、若松の神事

となし給ふ、其時台命に小野庄十三郷の氏神として、郡主郷士御神事祭禮を執行したり、其節足利家より稻五千束、三千貫の地を附給ひ、又弓矢の別當として、會秋坊、清涼院、金剛坊、宇徳寺、實宗坊、圓壽院、觀音坊、以上七箇寺を仰附られたるよし、此寺院は一に佐和山山中よりこの邊にありし靈坊なり、何れも昔より天台宗にて、此寺院を社官士と申たり、風早外記、湯佐采女、右神主兩人正月には初のいさめどて、郡士郷士大綱をうち、くわんしやう駒の初どて大祭あり、又四月始には大神事あり、一番に十二本の鉾、神馬貳匹、御輿を昇出で、三十六人の小若き者はいさめ、あとより七八人の八乙女、三人の神樂子ども供奉し、又二人の神主は禮處所より座席の一二をあらそひ、馬に打乗て馳抜たり、其跡を社官士達、そけん帶刀にて頭を袈裟にてつゝみ、馬上にて供奉す、御輿公人が鼻より太子が石まで至り玉ふどき、十二色の飯をゆりわに入、供し奉れり、其時郷士大男、すはふ鳥帽子にて酒肴を弘む、又五穀豐熟の祈願をなす、其時小野の庄の郡士ども、素袍烏帽子にて家々の旗をたて、馬にて禮處所より馳抜く、其様子至つて見事なり、跡より笹に五色の紙をつけ、鐘太鼓にてはやし、御輿本社に入り給ふ時、村々の若き女花やかに出立、大帶にて千年のゆひたすきをかけ、ゆりわに餅酒肴を入、十人打連立頭に戴き、神前へ參り、是を備へしよし、是八幡さい

ぐらの祭禮として、第一着せしよし、夜に入らば小野村大正寺仁王門の前にて御火たきあり、又十二色のふくの飯をたきて、諸人これをいはひしよし云々、

都久麻神社

入江村大字朝妻筑摩の湖崖に鎮座す、今都久麻神社と書けども、此は萬葉集の師奈立しなたて都久麻左野方の歌字に因みしものならん、文徳實錄には筑摩神と記す、延喜式に筑摩御厨とあるは此所なり、祭神御食津神、大歳神、稻倉魂神、大市姫神の四神なり、延喜式神名帳に社名を列せざれども、古き神社なりしは、延喜以前なる文徳天皇の仁壽二年三月八日、從五位下の神階を授けられしに知らる、社傳には孝安天皇二十八年の創鎮にして、神功皇后征韓の當時、御祈願の事、又繼體天皇の奉幣等を記す、弘福寺末派寺社疏記(古文書)には(三〇四)には

筑摩神 在坂田郡筑摩濱、神主二人、神人五人、社僧一人、號今江寺、孝安天皇廿八丙年四月、降臨神、大歳神、宇賀魂神也、仁明天皇承和辛酉年爲興福寺別所云々、二十五邑産土神也、

と記す、又同寺三綱牒記に

近江國坂田郡筑摩神社及五箇別所六箇寺院者、則當寺之支配末社寺之處、近頃延曆

寺衆徒等企異儀、社領寺納欲爲押領云々、甚不可然、仍賜給旨長者、宣永代改易之事、且甲乙人等亂妨、狼籍停止之旨、早以傳下、知彼寺、謹悉知之云々、

と見え、當社々領并に附屬六箇寺の寺領をも、延曆寺衆徒に押妨せらるれば、早く此狼籍を停止されん事を請ひたり、其後の變遷は如何なりしか詳ならざれども、社記には平清盛社領を奪ひしにより、社殿荒廢したれば、興福寺の範雅僧都は源賴朝に社殿の改修を請へり、賴朝は建久二年九月、佐々木定綱に命じて社殿を再建し、且つ伊勢國に於て神領を加へし事(古文書)、又明德二年興福寺官務古市播磨澄胤、又社殿を修造せしが、應仁の亂に山名黨の爲に兵火に罹り、社藏の貴寶灰燼となりし等を記す、當社の祭禮には諸種の儀式ある中に、殊に鍋祭りとして、異風の渡御式あるを以て、其名天下に聞ゆ、筑摩縁起の中、祭式に係るもの左の如し、

祭禮之式者三社之神輿乘船、通古川、出沖八町、而備神供於華表前、供物者去歲之霜月十五日、漁鮎魚、取脂片鱗、放海、明年二月、巳日網取、又脂片鱗、備神供例也、宵之神樂者、衛士着紅袴、今按衛士紅袴可疑、衛士服白張也、今是云耐衣、燒箆到曉、壯士着翁面、舞萬歲樂矣、亥尅至以八鏡掛、神枝、寶鋤三具、三本神寄掛、五色杵、十二本、五色幡、十二旋並掛、諸神感聚、大蛇者從伊吹山來、天女者從竹生嶋來、當社白狐現形、受喰神供云々、

又蒙鍋祭禮者、四月八日也、八人之八少女蒙鍋、捧神供社參、此少女者未嫁未娶之女也、若犯女怒、戴鍋、則忽鍋破得辱侮也、云々

佐々木見聞録に、凡二月初午日、農器三具奉て之を祭り、四月八日、八乙女各鍋釜を戴き、神饌を供ふ、即古の遺風也、とあるは、前記の縁起に因りしものなり、古へ當社は三神殿、六別當あり、境域の大にして壯觀なる、中卷に挿入せし古圖に知るべし、又祭禮の古式は挿入の繪卷物に詳なり、明治十六年十一月郷社に列す、祭禮今は五月八日なり、鍋祭り考、當社の鍋祭りにつきては、古へより婦人の再嫁を戒むなりとて、諸書に其説を記す、左に之を列記すれば、俊頼秘抄に

筑摩明神の御誓にて、女の男したる數に従ひて、土鍋を祭りの日奉る也、男あまたしたる女は見苦しがりて、少し奉れば、病してあしければ、つひに數の如く奉りて、祈りことなほりけり、鶴坂祭の日は、神にて女の男したる數に従ひて打也、云々、鶴坂祭は、越中國也、八雲御抄に

近江のつくまの祭に、男のかずに鍋を土にて作りて祭る云々、
雜和集には

近江國つくまの明神と申神おはします、其神の御誓には女の男したる數に従ひて、

筑摩神社祭禮繪卷物



鍋を作り、其祭の日に奉るなり、男あまたしたる人は、見ぐるしがりて、少し奉りなごしつれば、物のあやしうして、病などしてありければ、数の如くして祈れば、なほりなごするなり云々、

又拾遺和歌集に

いつしかもつくまの祭とくせなむつれなき人の鍋の數見む(伊勢物語にも見ゆ)
とあり、後拾遺集に「御あがもの鍋を持ちて侍りたるを、大盤所より人のこひ侍りたれば、つかはすとて鍋に書つけ侍りたる」と題して、

おぼつかなくまの神のためならばいくつか鍋の數は鑄るべき、

此他和漢三才圖繪にも

此里へ嫁せるものは其婚嫁の數に應じ、例へば再嫁二枚、三嫁は三枚のなべかまをかつぎて、神幸に供奉し、終りて之を奉るの儀式なり

と見え、異書同記其數少からず、又祭式の古に異なる事は本曾名所圖繪に記さる、即ちかくて古くより行はれしが、其數たび嫁せるもの等、多くかつぎて供するを耻たるに因れるか、其後いつかはさだかならざるも、毎年籤にて産子の八才より十二才迄の乙女子等は、頭に紙にて作りたる鍋をかつぎ、五歳より八歳迄の男神童は、新に嫁

し來る婦人の帯を幌と共に背負ひて、御供することとなりて、今に及べり、さるにて
 も古來有名の祭儀なれば、當日參詣人の多き近郷稀に見るの大祭なり、云々、
 再嫁を戒むるなりといふ鍋冠り女は、何れの頃よりか變じて未婚の少女となり、土に
 て作りしといふ鍋も紙製に變じたり、祭式の時代變化と云は、いふべけれど、戒嫁の
 説にして眞なりせば、祭式中最も重き鍋冠り女の變化は、自から古傳を亡ひたるもの
 なり、編者按ずるに筑摩の神祭に鍋を冠る事は其起源かゝる女戒の爲に基きしには、
 非ざるべし、元來筑摩の地は奈良朝の古へより大膳職の御厨に定められ、宮中の御贄
 を貢獻する所たり、而して琵琶湖の周圍に定められし御厨は、勢多、和邇、筑摩の三所と
 皇太后宮職に屬する田上の御網代（粟太郡）となりしも、其中筑摩御厨は最も熾にして、御
 厨長は筑摩に置かれし事類聚三代格、延喜式等に見ゆ（筑摩御厨の事、中卷第四、今筑摩神
 社、第一章に詳記したり）、今筑摩神
 社の祭神に御食津神、稻倉魂神等御厨所の神を鎮むは、さもあるべきなり、されば鍋冠
 り女の神事は、御厨の神なれば、神に土鍋を贖物とせしに創まりしに非ざるか、前記せ
 し拾遺集の歌に、つれなき人の鍋の數みむの意を解すれば、女戒の説に符合するも、後
 拾遺集の顯綱朝臣の歌題を按ずれば、御あがもの鍋を持ちて云々とありて、鍋を贖
 物とせしも知られ、殊に御厨地鎮座の社の神事に鍋を冠るにて、厨と鍋とは密接の關

係を有するを察す可し、而かも何れの頃よりか鍋冠り女の年少者となれるに至りて
 は、再嫁二枚、三嫁三枚の古傳とも矛盾する様に成りたりたり、

日撫神社

日撫村大字顔戸に鎮座す、延喜式坂田郡五社（名神小）の一にして、祭神少彦名命なり、創鎮
 の年代詳ならず、祭禮は古へより四月初五日なりしが、明治四十一年より五月三日に
 改む、神名帳考證には左の如く記す、

姓氏錄日火撫直、後漢靈帝四世之孫阿知使主之後也、

又神祇志料には

按新撰姓氏錄、續日本紀に山田造火撫直あり、其に後漢靈帝四世孫阿知使主の後と
 云ふ、又坂上系圖に攝津、參河、近江、阿波等諸國漢人は皆阿知王の族世と云へり、是に
 據るに二氏の族或は此地に居る者、各其祖先を祭れる乎、姑く附て考に備ふ、

淡海溫故錄に朝妻庄十一箇村の大神にして、社坊に神宮寺、長谷寺、平等寺、其外十五坊
 の社僧ありし事を記せり、又琵琶湖志には鳥居本は當社の鳥居ありし地なりといふ
 と見ゆ、地名辭書犬上郡日夏の條に左の如く記す、

日夏 八坂の南平流山の東にして、愛知郡界に接する村なり、

坂田郡日撫神社の神封にや、日撫直は安食使主と同族にして、此村は安食郷の中なりと思はるれば、日撫氏の舊邑たりし事明白なり、

神鐘一口あり、弘安六年の銘あり、表面の周圍に四神四佛を陽刻し、本郡中唯一の古鐘なり、鐘銘と寫眞は上卷に記載せり、社傳に文明二年廣橋綱光、庭田長賢、高辻繼長等の緇紳亂を避けて、當社の社坊に潜寓せしことを記せり、境内に力競石あり、元龜の昔遠藤喜右衛門尉、間柄某と力を競ひし石なるにより、其名ありと、明治十四年二月郷社に列す、

第四章 村 社

惠比須神社

柏原村大字柏原市場町に鎮座す、大治五年四月の創立なりと傳ふ、祭神事代主命なり、古へは蛭子が森と稱する所に鎮座ありしを、天正十四年此所に移せり、同大字の内市場町並に瀬戸村町の一部當社の氏子なり、明治十四年二月一日村社に列す、古への別當寺を釣竿山市場寺といふ、祭禮四月四日なり、

津嶋神社

柏原村大字柏原小字大將軍に鎮座す、貞觀年間の創立と傳ふ、祭神素盞鳴尊なり、故に

明治維新以前は午頭天王社と稱す、同大字の内西町、高蒲原町、寺町、大將軍町、御茶屋町、中井町の氏神なり、治承年間柏原莊地頭柏原彌三郎當社を崇敬し、神地を寄附せり、應安元年京極高氏社殿を再建せしが、寛正年間兵火に罹りたり、五年社殿を再建す、永正年間横山家盛七拾貫の神地を寄附せり、慶長十三年京極高知社殿を修造せり、別當寺を常性院妙法寺と稱せしが、明治維新後廢寺となれり、明治九年村社に列す、古記に此社の氏子は故ありて、胡瓜と厚朴とを忌む事を記せり、祭禮は四月四日なり、

八幡神社

柏原村大字梓河内に鎮座す、祭神譽田別尊なり、此地溪谷にあるを以て、古へ宮城御造營の時、巨材を伐出せし事少からず、平安奠都の際には、桂の巨木を貢獻せしといへる傳説を存せり、能因法師の歌に(千載和歌集)

宮木引く梓の柚をかきわけてなにはの浦を遠ざかりぬる

とあるも其徵證なりと、勸請の年月詳ならざれども、社藏の古棟札に左の如く見ゆ、

應永元酉年十一月十六日 梓河内

奉再造八幡宮社宇村内安全祈所

別當遷宮師 上ノ古坊主光祐法印

再造し奉るとあれば、それより以前に社殿の在りしは明なり、文明、長享の頃、京極氏亂を此地に避け、河内城を築きし時、厚く當社を崇敬せり、此村の人古へ肩衣袴を着せず、素袍袴を着せりと、淡海木間櫻に見ゆ、其所以分明ならず、境内に桂の巨樹雲表に聳ゆ、これ古へ宮城の用木に伐採せし槩なりといふ、祭禮四月十五日なり、

清瀧神社

柏原村大字清瀧に鎮座す、保延四年の創立なりと傳ふ、祭神は孝元天皇、崇神天皇、武内宿禰の三座なり、後深草天皇、建長五年六月、天下大に旱す、同二十日太政官牒を下して、當社に雨を祈らしむ、醍醐寺座主法印憲深醍醐寺座主、讓補次第に建長三年六月任座主、寺務四箇年とあり僧貳拾口を率ひて、翌二十一日より五日間社前に甘雨を祈請せし事、中卷第五篇に詳記せり、京極氏地を清瀧に相するに及び、當社の崇敬厚く、應永年間、臣殿村吉重、神供田を寄附せり、社傳に當社は八大龍王を祭ると記せり、明治九年村社に列す、祭禮四月三日なり、

附記、古へより年早すれば、太致官は牒を下して雨を祈らしめし事、國史に見えて其數多し、而して其祈雨の事、神泉苑或は笠取の清瀧宮、并に醍醐の清瀧宮等に於て行はる、建長五年六月、偶、本郡清瀧宮に祈雨あり、其文書壬生氏に傳はりて、今宮内省に存せり、全文上卷古文書に寫出せり、

清瀧宮は沙迦羅龍王を祀り、山城國宇治郡笠取を本社とす、此社同郡にある醍醐寺修法の處なり、後此社の分靈を上下の醍醐に鎮座す上醍醐寛治三年四月四日、下本郡醍醐承徳元年四月十七日、柏原莊は應徳二年以來、醍醐三寶院の寺領となりし事、中卷第四篇に詳記せり、されば柏原莊に清瀧宮あるは必ず其因なるべし、猶叡山領に日吉神社を祀りしに同じ、柏原莊は管に清瀧宮のみならず、醍醐寺内に祀らるゝ若宮、八幡神社、白山神社をも分祀せしが如し、

八相宮

柏原村大字大野木に鎮座す、高皇產靈神、外七神を祭る、創立年代詳ならず、社記には延暦二十四年なりと傳ふ、古へ矢合宮と稱せしに、中古佛家が本地垂跡の説により、釋迦八相の字を探り、遂に八相の字に改めたり、其例東淺井郡中野に鎮座の八相神社に同じ、中神の八相神社は延喜式淺井郡十四座の一にして、矢合神社名神と見ゆ、然るに今八相の字を用ゆ、八相ヤハ今はつさうヤハと音讀すれども、其は誤りにて、やあヤハいと讀むぞ正しき、近江輿地志畧に八相大明神、大野木村にありと見え、八相ヤハに、やヤハいと訓せるは、即ち、やあヤハの畧にて、當社の古き雨乞歌にも、やヤハの社のけしきを見れば云々とありて、其稱輿地志畧に同じ、されば古への矢合宮は中古八相の字に改められ、享保の頃まで、やヤハ

の宮と唱へしを音讀してはつさう宮と改められたるなり、神社名にも時代により變化ありしは此類なり、矢合の文字は古への戦ひを意味するが如し、記して後考を俟つ、石華表は寶曆十三年の建立にして、銅製の掲額は明和五年四月、神祇伯資顯王の揮毫なり、別當寺を神宮寺といふ、明治維新後廢寺となる、明治九年二月村社に列す、祭禮古へは卯月八日と見え、中古五月三日となりしが、今は四月三日に改れり、

泉神社

春照村大字大清水に鎮座す、白鳳二年の創立なりと傳ふ、祭神素盞鳴尊、大己貴神の二座なり、故に明治維新以前は大梵天王社と稱せり、境内より清水进出す、泉神社の稱並に大清水の村名因て起れりといふ、社實に永享六年十一月七日の銘を有せる古鐘を存す(上巻古鐘)社坊を大光寺と稱す、明治維新後廢寺となる、祭禮五月一日なり、

伊吹神社

春照村大字上平寺に鎮座す、祭神志那都比古命、志那都比賣命なり、勸請年月詳ならずれども、蓋し古社なるべし、越智泰澄此地に來り、上平寺を草創せし時、鎮護の爲め勸請せし所といふ、京極氏城館を此地に設けしより、神領を寄附し、社殿を修造する等、その尊崇厚かりしが、上平寺退轉して獨り上平寺村存するに及びて、産土神とす、祭禮四月

十六日なり、

勝居神社

春照村大字杉澤に鎮座す、垂仁天皇御宇八年の創立なりと傳ふ、祭神大日靈尊、素盞鳴尊の二座なり、別當寺を正明寺といふ、勝居の社名は上古史の研究上注意すべきなり、元弘年間五辻宮幽棲ありし事を傳ふ、社藏の經文の奥書に、至徳二年乙巳四月一日正順と銘す、又永祿六年十二月二十三日の銘ある鰐口を存す(上巻鰐口)天正年間羽柴秀吉北越を征する時、當社名の勝居なるを喜び、境内の竹を伐りて旗竿とせり、當時秀吉社僧に北方の地名を問ふ、北負村と答ふ、秀吉欣然として去りしが、凱旋の時神田を寄せ、境内に禁制札を下す、明治十四年二月村社に列す、祭禮三月三日を恒式とせしが、近年四月三日に收む、

琴岡神社

春照村大字村木に鎮座す、創立年代詳ならず、祭神諸冊の二尊と春日の神とを合祀す、社傳に文治年間藤原定家藤川に幽棲の當時、祖神春日の神の祀らるゝを以て、毎に參拜せしを記し、又後に淺井亮政社殿を修造し、神地を寄附せし事をも記す、琴岡一に事岡と見ゆ、地名を冒せし社名なるべし、應徳二年五月八日、太政官牒(古文書)に柏原庄の

四至を記す、西は事岡井に澤を限ると見えたるは即ち當社の西にある琴岡山にて、同山が長岡庄との境界なるは、今も猶古への如し、近江輿地志畧に琴岡明神社村木村にあり、祭神未詳、相傳往昔琴岡山の麓に鎮座せしとす、依て神號とし奉る云々とあり、祭禮四月六日なり。

平野神社

伊吹村大字彌高に鎮座す、寶龜九年の創立なりと傳ふ、祭神素盞鳴尊なり、一に榊の宮とも稱す、古へ境内に榊の大樹繁茂せしによりて、其名を得たりと云ふ、彌高山は近江の古き名所として、元暦の注進風土記の名勝中にも見ゆ、されば和銅の風土記にも記載せられしなるべし、天祿元年の大嘗會に、本郡悠紀たりしが、平兼盛の歌に、近江なる彌高山の榊にて君が千代をば祈りかざさむとあり、當社を榊の宮といふに符合す、當社は其山麓にして、彌高寺百坊への坂口に鎮座す、明治九年村社に列す、祭禮五月四日なり。

三之神社

伊吹村大字上野に鎮座す、天應元年の創立なりと傳ふ、祭神大山咋命、玉依姫命、大國主神なり、古へ三之宮如一權現と稱へたり、社傳に紀伊國熊野三所を勸請せしと見ゆ、膽

吹山登攀の坂口に鎮座す、一説に古へ膽吹山中に一の宮、二の宮、三の宮ありて、當社は其三の宮なりと傳ふ、徳治三年四月十日、膽吹四大寺の誓約書(古文書)に、若背此旨、聊令違犯者、當山伽藍伊吹大菩薩、三宮女一權現御罰可蒙、衆徒等身中云々と見え、猶同文書中、兩社云々の事見ゆるは、式内伊夫岐神社と當社の祝人とに係る記事なり、京極氏上平の館にありし時は、當社を崇敬せり、天正十年羽柴秀吉の室北政所、難を此地に避けたり(本能寺の變後、阿閉萬五郎秀吉の長濱城に在らざるを攻めたり、北政所及び其從臣等難を膽吹山に避く)當社桐の紋章を用ゆるは、秀吉の寄進する所なりといふ、祭禮四月十四日なり。

長岡神社

東黒田村大字長岡に鎮座す、天平寶字六年四月の創立なりと傳ふ、祭神素盞鳴尊なり、古へは大字の東北琴岡山上に鎮座せられしを、中古今の地に遷し、岡神社又は午頭天王社と稱せり、社傳に延喜式神名帳の岡神社は此社なりといふ、明治四年一月、長岡神社と改稱す、祭禮四月一日、六月十三日の兩度なりしが、明治維新後は五月一日、七月十三日に改む。

加茂神社

東黒田村大字万願寺に鎮座す、創立年代詳ならず、祭神別雷命なり、應永年間佐々木加

賀守高敷社殿を造營す、社門に皂角子の老樹あり、病者此樹を削りて、湯に煎じ服用すれば、病根を治すとて、遠近來り請ふ者多く、治者は必ず當社に詣で、恩を謝すること、今も古に異らず、奉納の手拭水屋に簇る、祭禮五月一日なり、

志賀神社

東黒田村大字志賀谷に鎮座す、祭神天照大神、譽田別命の二座なり、相傳ふ正治元年攝津國廣田の神を勸請して、安房倉八幡の二社を建て、氏子も二社に分れて崇敬せしが、近古兩社の氏子間漸く競争の弊を生ずるに至りしを以て、明治二十五年十月、一社に合祀し、志賀神社と改稱す、祭禮五月一日、八月二十六日の兩度とす、當社に古來花の頭と稱する古式あり、兩社各頭人ありて、正月二日に始め、十日に至る(明治以後は二月)其例今に行はる、花の頭は本郡内往々ある所なれども、當社の恒式の如き例少ければ左に其大概を記さん、

毎年二月十一日、神籤を以て、翌年の禰宜、并に頭人を定む、禰宜と頭人とは翌日より滿一箇年間忌火す(家族又同)

禰宜は正月三十一日より二月七日迄、籠り堂に入り、潔齋して自宅に歸るを得ず、朝夕神膳を供す、

二月二日、頭人の宅にて神膳の箸を製す、松樹を用ゐ、一寸角にして長八寸、斧にて製す、

二月四日、神供糯洗ひの準備として、川掃除を行ふ、

二月五日、神供の糯、其他花餅等に用ゆる糯三俵半(一俵四斗)を洗滌す、

二月六日、糯蒸に要する飯(こま)裝束并に背負繩(神供の大餅を負ふもの、回)を製す、

二月七日、鶏鳴の頃より神供餅搗きを爲す、籠り堂に居る禰宜は、七度半の迎ひを請け、頭人の家に下り、鏡餅を搗く式を行ふ、

餅搗は杵四本にして、四人、臼取(手返)四人、合計八人にて、回り拍子にて回り搗きを爲す、又一間飛搗、中抜搗等の搗方を行ふ、

二月九日、禰宜は頭人の宅に於て御幣挟みの式を行ふ、

二月十日、拂曉頭人の宅より神膳を供す、禰宜之を掌る、

(一)神膳獻立(九日の夜に準備す、但し女子を禁す)

飯、蒸米を湯に浸し、攪せて飯と爲し、再び蒸して御供とす(三合を杉盛りに盛り、七五三を掛く)汁は、

里芋、親頭六個と蕪六個、膾は鯖、大根、平(青豆、焼豆腐、煮昆布、干)、(鮭、煮牛蒡、上盛と云)、(皿、醬と)、神酒

(福) 餅六個、

社參終れば頭人の家にて氏子一同に膳を供す、

二花の頭行列

渡り太鼓 大なる太鼓を打つ、列の夫二人を指揮する祭具なり、家

御劍 壹人徒歩、頭人の近親者之を勤む、

御幣 頭人持之、扇三合紙を包み、月形把を、布一反、幣紙にて帯を製す、

神饌方 兩宜之を勤む、

頭人隨行社參 親戚數十名、各麻社杯

錫頂き一人 頭人の家族之を勤む、^ウ箱載せ、^{小盥}の中に洗米一升を入れ、其上に酒の錫壺一つを對入、箱載せ、大原女の扮装に似たり、^三年は、^十三枚網みたるに掛、頭上に戴く、^大原女の扮装に似たり、

花頂き六人 錫頂きと同じ裝束にて、^ウ行列す、境内中末社六つ取の餅を七五三

御鏡餅力士一人 餅一個を纏にて背負ひて行、^鏡餅を三ッ重とし、合六斗三個の

御花一枝人夫五人 概木の葉枝をまた枝を七枝に仕立て、^長各三間、各枝先に、^ごおうの糯米の量二斗を要す、^近年、^櫛を川に餅を多く附く、此

殿一人徒歩 頭人親戚中の者、^社杯を勤む、

かくて十一日には又翌年の禰宜と頭人などを定め、十二日に花開きとて、翌年の頭人宅へ花指しと稱し、新舊の禰宜二人(新禰宜は「ごおう」の木二枝)を持ち、力士は大鏡餅を脊負

ひ、行列にて渡り、大鏡餅は氏子一同に分配す、又八月の秋祭には大なる松明を獻じ、其竹の爆聲をトして、年の豊凶を知るといふ、當村の舊領主紀州徳川氏の臣水野氏社前の鳥居を寄附せり、陰刻の銘左の如し、

神門巍々 維石是桓 靈跡攸垂 永世無極
寛永七年三月吉旦 從五位下安房守源重道立

春日神社

東黒田村大字北方に鎮座す、祭神天兒屋根命なり、勸請年代詳ならず、古來大字の西北小丘の頂に鎮座せられしも、境内狭くして神事を營むに難く、且つ風雨の害を避けんが爲め、明治三十一年祠を丘の西谷に移し、同年十二月十五日、遷宮式を行ひたり、祭禮五月一日、

伊弉諾神社

東黒田村大字菅江に鎮座す、祭神伊弉諾尊なり、勸請年代詳ならず、一説に寛平五年の創立なりと、古へ此大字には當社の外長彦大明神、龍王大明神の二社鎮座せられしが、近古三社を合祀せり、長彦社は祭神彦火々出見尊、龍王社は高竈神(たかかみのかみ)を祭る、社殿に古瀬

清弘、藤原弘清、橘清と連名せる古板札を存す、祭禮五月八日、

久志神社

東黒田村大字大鹿に鎮座す、祭神天照大神、譽田別命、息長足比賣の三座なり、社傳に正治元年攝津の廣田社を勸請せしと見ゆ、明治以前は安房倉大明神と稱し、同郷中當社と大字堂谷、大字志賀谷の三村、同じく安房倉社を祀りたること、各社の社傳に見ゆ、又村名大鹿を社記に大志賀村に作る、祭禮五月一日、

久志神社

東黒田村大字堂谷に鎮座す、祭神大鹿の久志神社に同じく、勸請年代も亦同じ、近江輿地志畧に安房倉大明神社堂谷村にあり、所祭攝津國廣田社より勸請する所にして、志賀谷村大鹿村の安房倉の社同體也、祭禮毎年四月初午の日と見えたり、同庄内同神の分靈歟、祭禮五月一日、

加茂神社

東黒田村大字本郷に鎮座す、祭神別雷命なり、創立年代詳ならず、正安年間黒田宗滿此地を領せし以來、當社を崇敬し、黒田六郷の本社と尊みたりといふ、祭禮四月二日にし

て、古へ二輛の山車ありしが、寶曆三年三月、中御門前中納言藤原宗家神輿を寄附せられしかば、爾後神輿の渡御を以て山車に替へたり、現今祭禮五月一日なり、

加茂神社

醒井村大字醒井に鎮座す、祭神別雷命なり、勸請年代詳ならず、蓋し當社古へは向ひ山の東麓に鎮座せられしが、中古今の所に遷したりといふ、舊社の所在地を加茂が淵といふ、天の川の流れに沿ひし地なるにより、淵の字を附せしならん、近江輿地志畧に加茂明神社、若宮八幡社、醒井村に在り、祭禮四月二日と見ゆ、今は五月一日に改む、

九所權現社

醒井村大字枝折に鎮座す、勸請年代詳ならず、近江輿地志畧に九所は所謂伊勢、天滿天神、愛宕、春日、午頭天皇、千代宮、八幡、多賀、稻荷なり、祭禮四月申の日、八月十五日と見ゆ、現在の祭神之に同じ、祭禮今は五月三日、

大寶神社

息長村大字多和田に鎮座す、祭神素盞鳴尊にして、大寶年中に勸請せしを以て、社名起れりといふ、近江輿地志畧には祭禮四月五日と記し、淡海木間撰には祭禮七月二十日と見ゆ、春秋の兩祭を別記せしもの歟、別當寺を午玉山即長寺といひしが、延享年間に

廢寺せり、明治十四年六月二十五日村社に列す、現今の祭禮は四月二十五日に舉行す、

稻荷神社

息長村大字岩脇に鎮座す、祭神宇賀魂神なり、勸請年代詳ならず、近江輿地志畧に稻荷大明神社岩脇村の龍尾山にあり、祭禮毎年四月五日と見ゆ、淡海木間撰には岩脇村稻荷大明神五尺四方生土神なりと記せり、享保二年十月十四日神祇官卜部兼敬が當社に山城國伏見の稻荷神社の神階正一位の分授を爲せし文書を存す、左の如し、

維享保二歲次丁酉十月十四日甲午吉日、良辰平撰定天、江州坂田郡岩脇村仁鎮座須掛卷毛畏紀正一位稻荷大明神末社諸神乃廣前仁恐美毛申賜波久止申佐久、抑當社乃祠官氏子等戮力一心志立、神祇管領卜部兼敬仁告立、正一位乃神位平乞、故例爾任天、宗源乃宣旨於以天、極位平授奉利、宇津乃幣帛於調立、内陣平飭稱辭竟奉留、此狀乎平久安久所聞食立、彌一天泰平、社頭康榮、神道興隆、祠官氏子等平安乎始天、五穀能成、萬民豐樂仁、夜乃守、日乃護、幸賜陪止、恐美毛申壽、

宗源

宣旨

正一位稻荷大明神

江州坂田郡岩脇村

右奉授極位者、神宣之啓狀如件、

享保二年十月十四日奉

神部 伊岐宿禰

神祇道管領勾當長從二位卜部朝臣兼敬

明治十七年二月十三日村社に列す、現今祭禮五月五日、

天神社

鳥居本村大字甲田に鎮座す、勸請年代詳ならず、祭神久延毘古命なり、古へは宮山といふ所に鎮座ありしが、慶長年中一旦しるぬまに遷せしが、後更に現在の所(内里の)に遷せり、祭日は一月、五月、九月の三度にして、一月十一日の祭禮には、左義長とて幣五本及青赤黄の蓑笠を造り、同月十四日氏子より集めたる藁を以て之を焚燒するの例あり、現在五月八日を祭禮とす、

日枝神社

鳥居本村大字男鬼に鎮座す、祭神は大山咋命にして、祭日は四月二の申と八月十日との二度なりしが、現在は五月四日となれり、

天津神社

鳥居本村大字莊嚴寺に鎮座す、祭神火産靈神にして、佛生寺、善谷、中山、莊嚴寺の四大字の氏神なり、祭禮五月二日、

八幡神社

鳥居本村大字小野に鎮座す、祭神應神天皇なり、近江輿地志畧に中御前社小野村にあり、祭禮毎年四月初寅日と見ゆるは當社のことならん、現今は祭禮五月二日、九月十八日なり、

八幡神社

鳥居本村大字原にあり、祭神應神天皇なり、近江輿地志畧に八幡神社原村にあり、土俗云守屋連が兜を納むる所なりと、或はいふ馬子が兜なりと、神寶として現存せり、祭禮四月十三日、六月十三日、八月十五日、十一月十六日の四度なり、

六所神社

入江村大字梅ヶ原に鎮座す、近江輿地志畧に六社大明神社梅原村にあり、所祭之神六座、伊勢兩宮、住吉、熊野、三輪、鹿島、出雲等也、祭禮毎年四月八日と見ゆ、六大社を勧請せしより社名の出でたる所なるべし、現在の祭神は大日靈貴尊、伊弉那美尊、底筒男命、大己貴命、武甕槌命、素盞鳴尊なり、境内に涼石と稱する石あり、高五尺許り、如何なる謂れ

といふ事を知らずと輿地志畧に見えたり、勸請年代詳ならず、梅ヶ原は山槐記元暦元年の注進風土記の近江名勝中に見ゆる地なるを以て、其創立年代も古へなるべし、現今の祭禮は五月八日なり、

磯崎神社

入江村大字磯の南なる磯山の丘上に鎮座す、其地湖涯に突出する山角なるを以て、磯崎の名起れり、磯崎の名は萬葉集にも見え古き所なり、祭神日本武尊にして、其創始は天平勝寶年中と傳ふ、古へ犬上郡千々莊に奉祀せる日本武尊の靈を磯崎に移し、社殿を建て尊の像を奉遷せりといふ、近古不動明王を祀り、日本武尊の本地といへり、垂跡の説に習ひしものなり、昔時は四時の祭禮とて、正月初亥、四月八日、九月九日、十一月二十一日に祭禮の例ありて、此村の外佛生寺村よりは薪炭を獻じ、甲田村よりは神供料をさしぐと近江輿地志畧に見ゆ、然れども前記四時の祭禮の外に、二月の亥の日にも祭禮ありしにや、同社の古記録に、山田のもと貳段、二月亥の日の入用、四月八日の入用と見ゆ、又しも月田壹段、十一月二十日祭入用とあり、されば輿地志畧に十一月二十一日とあるは二十日とするを是と思ふ、同記録に佛生寺村四段半と見え、又同村よりは十二月十五日より正月十五日迄神供を上りし時、割木十貳貫、炭十貳貫、被申候云々、又

五段甲田より持參、九月九日神事入用とあり、然れども右は太閤様檢地の時より廢れたりと記さる、現今祭禮五月八日なり、

朝妻神社

入江村大字朝妻筑摩に鎮座す、祭神素盞鳴尊なり、輿地志畧に、午頭天王社朝妻村にあり、祭禮毎年三月十六日、若宮八幡社、山王權現社同上と見ゆ、按ずるに山王の神此地に祀らるゝは、古へ日吉の神の社領たりしに因りしならん、元應元年日吉社領注進狀に、
一 筑摩十六條

二 宮十禪師大行事三社長日御供料所

後白河院元曆年中御寄附

權禰宜廣成申云、此所者堀河前宰相家知行之、但當所之内沒收神田拾町壹段在之、號友安名、可全神用之由、雖度々勅裁於廣成、當時甲乙人等濫妨之、

と見え、此他天福二年八月の青蓮院文書(上卷)、天台座主記等に富永庄の日吉社領たりしことを證す、祭禮四月二十六日なり、

春日神社

法性寺村大字飯に鎮座す、祭神武甕槌命、經津主命、天兒屋根命、比賣神の四座なり、勸請

年月詳ならざれども、當社は古へ嶋若狹守一族の氏神たりしなり、嶋氏は藤原氏なるを以て、其祖春日の神を祀りしにてあるべし、嶋氏一族の略歴は中卷第七篇に記せり、嶋氏の裔他國に移りし後、東組(東飯村)の總社となせり、時に延寶四年八月なり、明治十六年三月、社殿を改築す、神寶に銘刀あり、小鍛冶宗近の作にして、同村の人成宮惣平なる者、後鳥羽上皇より拜領せし所にして、永く傳家の寶となせしを、明治元年二月三日、當社に奉納せるものなり、祭禮五月六日なり、

八幡神社

法性寺村大字飯に鎮座す、祭神譽田別命なり、當社の縁起詳ならざれども、古へ若宮氏の勸請せし所なるべし、若宮氏は古くより此地の名族にして、京極氏に仕へ、子孫長く武を以て著はれし氏族なり(中卷第七篇に記す)、而して其邸趾猶存す、古來の社地狹隘なりしに、より、後年今の所に奉遷したり、舊社地猶荒蕪に附して存す、若宮氏邸趾接續の地なり、同大字西組(西飯村)の氏神なり、明治十五年十月社殿を改築す、祭禮五月六日なり、

熊野神社

同村大字長澤に鎮座す、祭神伊弉諾尊なり、寶龜二年の創立にして、六所權現と稱し、本郡布施村に鎮座ありたり、是れ福田寺の前身なる息長寺の所在に鎮守として祀りし

によれり、延元四年福田寺の布施より長澤に移轉せられし時、當社も又此地に奉遷せり、戰國時代田邊氏等の族崇敬殊に厚かりき、後熊野六所權現と稱したりしが、寛文の頃には古き六所の社號は變じて、單に熊野權現となりし事、神殿の彫文に見ゆ、文化八年一村の産土神とせり、社藏に劔槍あり、明治十六年六月二十九日村社に列す、祭禮五月三日なり、

八坂神社

神田村大字賀田龜岡山上に鎮座す、祭神素盞鳴尊なり、正治元年三月、後鳥羽上皇名越に御潜幸の際、神多田幸寺に勸請せられし所なりと傳ふ、後兵火の爲め鳥有となりしが、花園天皇の時、僧日像再建せり、後又兵燹に罹りしが、僧大覺更に社殿を建つ、天正七年又兵火に逢ひしが、同九年六月龜岡山の南麓本宮もとみやと稱する所に建立す、明和九年二月今の所に奉遷せり、明治九年十月村社に列す、祭禮四月二十五日なり、

熊岡神社

西黒田村大字常喜熊岡山上に鎮座す、祭神譽田別命なり、勸請年代詳ならず、古來八幡宮と稱せしが、近古今の社名に改む、熊岡山上に鎮座するを以てなり、社藏の縁起には、祭神應神天皇、神功皇后、飯豐天皇の三座と記す、正治年間後鳥羽上皇名越寺御潜幸の時、當社へ參拜あり、手づから杉樹を植ゑさせ給へり、老樹今に繁茂す、鳥羽杉又は王杉

様と稱し、其葉を鎮火の符と爲すといふ、毎年一月祈年祭を行ふ古例あり、先づ一月二日神闈を以て頭人を定む、頭人は其日より潔齋して、同月十日に至る、十日は即ち祭日なり、頭人早旦水浴して、而して後櫻樹の枝に餅花を着け、神前に供するなり、祭禮五月三日なり、

葦柄神社

西黒田村大字本庄に鎮座す、祭神大年神なり、寛平五年八月、菅原道眞の勸請せし社にして、天台奥堂の鎮守神とせしが、後世一村の産土神と爲せり、毎年八月三日角力を行ふの古例存す、現今の祭禮九月三日なり、

足柄神社

西黒田村大字八條に鎮座す、祭神天照大神なり、正和元年北條氏の族此地に潜み、一寺を建て、其鎮守の爲に勸請する所なりといふ、爾後八條、今川二村の産土神となりしが、康永年中光臺寺今川へ移轉の後、八條一村の産土神となれり、祭禮五月八日なり、

長彦神社

西黒田村大字鳥羽上に鎮座す、祭神彦火々出見尊なり、寶永二年二月の社記には、寛平五年菅原道眞公の創立する所なりと見ゆるも如何にや、長彦神社は本郡に當大字と

東黒田村大字菅江に鎮座せられ、其社名も他に多く聞かざる所なり、按ずるに息長家の由緒深き本郡内に此社名あるは、息長宿禰王の弟君なる息長彦王、又は息長田別王の御子なる杵俣長彦王を祀りしに因みて、其名を得しに非ざるか、祭禮五月三日、

春日神社

西黒田村大字菌原（舊村名）に鎮座す、祭神瓊々杵尊、應神天皇、稚渟毛二岐王、息長丹生真人、葛城高額比咩命、布勢意富々杵王の六座と春日の神とを合祀す、天武天皇六年布勢公の勸請する所なるを以て、布施明神と稱し、後に布施山息長寺の鎮守神たりしが、正治元年三月、後鳥羽上皇名越潜幸の時、春日の神を勸請して合祀せられ、爾後春日神社と稱するに至れりと、社傳に見ゆ、明治九年村社に列す、祭禮五月一日、

白山神社

西黒田村大字菌原（舊村名）に鎮座す、古へは六所權現と稱し、布施山息長寺の鎮守なりしと、天武天皇の時、布施宿禰、坂田宿禰等の勸請する所にして、祭神は瓊々杵尊、應神天皇、稚渟毛二岐王、息長宿禰王、葛城高額比咩命、布施意富々杵王の六座なりと、明治維新の後、白山神社と改稱せり、其所以詳ならず、祭禮五月一日、

北野神社

西黒田村大字名越に鎮座す、祭神菅原道真公なり、社傳に曰く、寛平五年菅原右大臣勅使として名超寺に参向ありし時、自刻の木像と自筆の畫像とを作られたりしが、畫像は名超寺に安置し、木像は當社の祭神となれりと、又曰く、道真公滯留の時、當地に樵夫山助なるものあり、偶、公の知遇を蒙りしにより、一日小麥の糞干とせしを奉りけるに、公其淡味なるを賞し給ひたりとて、今に至るも毎年五月二十五日の祭禮には、小麥の糞干を神供とする古例を存すと、近江輿地志畧に、天滿天神社名超寺の境内にあり、相傳ふ、古昔は毎月二十五日、百韻等の興行ありしと見ゆ、祭禮五月三日、

附記 當社の境内社に山助社あり、これ樵夫山助の歿後、其靈を祀りたるなりと、

生駒神社

六莊村大字平方に鎮座す、勸請年代詳ならず、祭神天兒屋根命なり、當社所藏の古棟札に、再建伊駒大明神宮、慶長六年作事奉行川合源左衛門云々と見ゆ、按ずるに此地生駒氏の縁故深し、今此地を「エコマ」と稱するは、「イコマ」の轉訛にして、其源は生駒氏の住地なりしなり、佐々木南北諸士帳に生駒丹後守、并に男生駒孫三郎の名見ゆ、豊臣秀吉の時、生駒修理亮、同主殿頭等あり、丹後守の子孫なるべし、當社は其鎮座地生駒に在りて、生駒神社と稱す、又以て生駒氏の縁故あるを知るべし、祭禮四月三日、

住吉神社

三七八

六莊村大字平方の内地福寺に鎮座す、祭神上筒之男神なり、勸請年代詳ならず、古へ此地地福寺と稱する古刹ありて、當社は其鎮守の爲に勸請せられしと傳ふ、元龜の兵亂に寺は灰燼となりしも、當社のみは災を免れたりといふ、祭禮四月三日、

神明社

六莊村大字勝に鎮座す、祭神天照大神なり、弘仁年間の勸請にして、古刹經田寺の鎮守として其境内に祀りしに、經田寺は兵火に亡びて、當社のみ存せり、文明二年正月、現在の地に奉遷し、總持寺の僧祭祀を掌れり、現在社有の燈明田は同寺より神饌料として寄附せし所なりといふ、祭禮五月一日、

日枝神社

六莊村大字室に鎮座す、祭神大山咋命なり、鎮座年代詳ならず、當社は元大字室の日枝神社にして、大字大辰巳にも日枝神社鎮座せしが、明治四十四年一月廿六日の許可を以て、兩社を合併せし社なり、祭禮五月二日、

附記、坂田庄、平方庄は平安朝の頃より延暦寺の寺領となりし事、中卷第五篇に詳記せり、而して延暦寺の領内に日吉山王の分祀せらるゝは其例諸國に多し、六莊村は

即ち古への平方莊なれば、當社并に大字大辰巳の日枝神社も其起源は當庄が延暦寺領となりし古へに、坂本日吉社を分祀せしものなるべし、

八坂神社

六莊村大字永久寺に鎮座す、祭神素盞鳴尊なり、天正四年正月、吉田家に請ひ、月岡大膳の取次を以て分祀せられ、社殿を造營し、神田を寄附し、樹竹を移し、神境の結構漸く備はれり、明治九年村社に列す、祭禮四月八日、

忍海神社

六莊村大字寺田に鎮座す、祭神素盞鳴尊なり、忍海神社は明治四十三年三月、舊來の只越神社と一簣山神社とを合祀せし以後の社名なり、今當社を記さんとせば、合祀以前の二社に分ち、其來由を各別に誌すを便宜とす、

只越神社は下坂田郷の神として、上古の鎮座なりといひ、一説に正治元年後鳥羽上皇名超寺潛幸の時、五社の神を勸請したまひし中の一社なりと傳ふ、二説の正否正確なる史料なければ分明ならず、蓋し當社は古へ下坂莊并に加田莊に跨がる七箇村の産土神なれば、古き神社にてあるべし、近江輿地志畧に下坂田村の産土神なりと見ゆ、さもあるべし、當社に係る應永年間の文書上卷第五篇に載す、第一は應永四年丁丑六月

二十七日、沙彌正善の寄進狀にして、今其要旨を摘出すれば、

寄進 只越社事

合壹段者

在近江坂田下坂庄内六里、南繩本廿四坪、西繩南於四段壹段也、公田

右件名田者沙彌正善之相傳之私領也、雖然爲後生菩提、只越社へ寄進處也、云々、

第二は應永二十二年十二月、安念の頼母子講の質流れ田を九人の人より當社へ寄進せし文書にして、其要領左の如し、

寄進私領田地新放券文事

合壹段者

但下坂庄内五里二十七坪、南繩本於五段次壹段也、但公田也

右件田地者たのもしの質にながれ、口間惣衆中としてわけてどり候べき物にて候

へ共、只越社神事田に寄進、口月五日之料足に申處實正也、云々、

第三は應永二十四年十二月二十日、下坂重兼より壹段七畝の田地を只越社に賣却したるものなり、其要旨左の如し、

沽却進 私領田地新放券文之事

合壹段七畝

内

在、金次保十三坪、南繩本於二段次壹段也、公田公方年買五斗也

同廿九坪、南繩本下牛折七畝、公田也、公方年買三斗五升也

右件田地元者、下坂西重兼先祖相傳之私領也、雖然依有直要用、能米陸石、漑斗五升、只越社神田ニ永代賣渡申所實正明鏡也、云々、

第四は天正十五年三月六日、代官大音九介孝厚より神主高橋甚内左衛門に宛てたる文書に、

此度下坂庄只越山午頭天王山境目争論吟味之上、山岸限り北之方并に麓荒地、總而以來永々可爲除地者也

と見えて、天正十九年秀吉の檢地以前に、境内の諸税を免除せしを知るべし、以上四通の文書のみにては、只越神社の來由を詳知し難きも、當社が下坂庄内の古社なりし事、并に祭神素盞鳴尊なる事は、只越社午頭天王と見ゆるに徴して知るを得べし、

一、寶山神社は寛仁元年僧源賢が多田幸寺創立の時、其地の四隅に四天王の像を填め守護の神となしたりしが、其後其地に神祠を建てしに始まるといふ、延享二年より寺田の産土神と尊崇したりしが、明治九年村社に列せり、

以上二社は合して今は忍海神社と稱す、古への忍海部莊は今の西黒田村の南方に當る地名なり、其名を移して當社の新社名とせしなり、編者其所以を知らざるも、二社の合併に際し、氏子の感情上此の新社名を冒せしものか、されど歴史上より見れば甚だ

惜むべき事なるを以て、茲に一言を附記す、祭禮は四月二十一日なり、

三八二

田村神社

六莊村大字田村に鎮座す、祭神素盞鳴尊なり、古へは天王宮と稱せしを、明治維新後土地名に因みて、田村神社と改稱す、天王宮は午頭天王の宮なる名なり、其勸請年代詳ならざるも、一旦戦亂の爲に荒廢せしを、後陽成天皇の御代、大雲寺中興の僧祐海、古への社地に社殿を再建せり、祭禮は五月一日、

八幡神社

六莊村大字四ツ塚に鎮座す、應神天皇を祀る、永曆年間福満寺草創の時、鎮護の爲當社を勸請せしと傳ふ、織田信長の淺井氏を征する時、福満寺は兵火に罹りて烏有となりしも、當社は其災を免れたり、後住民社殿を福満寺趾に移し、爾來氏神と尊崇せり、明治九年村社に列す、祭禮四月二十五日なり、

日枝神社

南郷里村大字宮司に鎮座す、祭神大山咋尊、天津兒屋根命なり、社傳に天平十一年の勸請なりと傳ふるは、總持寺縁起に天平十一年聖武天皇國分寺を定め給ふ時、總持寺は近江國分寺の試地たりし縁由により、僧行基の開基と見え、(寺院史)當社は即ち同寺の

鎮護の神なりといふに起因す、祭神天津兒屋根命は當時勸請の神なりと傳ふ、又傳説としては寛和年間、宮川下司大東室、大辰巳、勝四ツ塚の七村、阿部晴明の食封となりし時、特に日吉山王の神なる大山咋命を合祀し、依て山王宮と稱するに至れりといふ、以上二説の正否は別問題とし、茲に當社の古へを考ふるに、當社鎮座の地は明治以後宮司村と改稱すれど、以前は宮川村にてありしなり、然るに下司村と合して二村名の一字づゝを採りて宮司村の名を製せり、即ち當社は宮川村に鎮座せられし神社なり、宮川村の名は宮に縁由ありて起れり、村名の宮によりて起る、以て社の古きを追想すべし、而して古へは庄内七箇村の産土神たりしと傳ふ、此地古へ坂田庄平方庄の範圍内に屬す、(惣院庄の名は後世)此二庄は平安朝の時代より夙に延曆寺の領地となりたる事、中卷第五篇に詳記せり、山門領に日吉山王の神を祀るの例太だ多し、當社蓋し其因由によりて大山咋命を祀り、因て山王宮と稱せしなるべし、上卷第五篇文明三年六月十三日の垣見文書之を證す、京極氏の江北六郡を領せし後、厚く當社を尊崇せり、境内に神池あり、京極池又京極水と稱す、例年七月七日晒井と稱して、池中を掃除す、社坊を西藏坊といふ、境内の東部にありしが、中古廢絶し、幕末の時堀田豊前守正養の此地に移るに當り、同坊趾に別邸を設けたり、爾來堀田氏の崇敬殊に厚し、延寶七年七月の檢地帳に

見ゆる當社に係る記事左の如し、

一 屋敷 三十二間 三段四畝四步

山王境内 但宮 建在

一 御旅所 十四間三尺 八畝十九步

同宮

一 的場 三十四間一尺 貳畝十六步

山王境内

右三箇所慶長七寅之年、林傳右衛門檢地の時分より除來、古水帳にも無之、前々より除地に紛無之に付、吟味之上此度も除之、

明和四年七月、神祇伯資顯王氏子の願により、鳥居の額に山王宮の三字を書せらる、添翰と共に現存す、明治九年村社に列す、祭禮四月二十五日なり、

五所神社

南郷里村大字小堀に鎮座す、當社は明治八年以前は總持寺の境内に鎮座せられて、同寺の鎮守たり、故に祭神梵天、帝釋、諸龍、辨才天、荒神を祀る、故に當社の記録は總持寺の世代記及同寺舊記等に詳なり、當社は永享二年實濟法印總持寺再興の後、同四年に社宇を建てたりと見ゆ、蓋し寺と同じく古への荒廢を再興せしにてあるべし、祭禮霜月七日なり、同寺に存する年中真俗行事記に當社の祭禮に係る事を記す、左に抄出す、

十一月

一 七日鎮守權現御祭禮如古記、

一 例年參ルいち有之、二三日モ前に加例年參給候様にと、人可遣之也、

一 當日朝飯後にいち參る、湯立之爲用意、注連幣等支度する也、依之紙入用と申さば、美濃紙一帖可遣之、餘りは持歸る也、

一 同朝飯後より御社之前に湯釜貳ツ建之、一は小堀之氏子中より釜も小堀より持

參之、一は當山より其薪之出所等如古記、

一 本堂の南の椽本堂の入口の處へ机壹脚、器舍飯食花瓶壹對設之、但與教大師之前机用之可歟、

其左右に薄縁敷くべし、

一 赤飯小豆之飯也、御供如佛供、五盃御酒壹對、御社の前へ高机備之也、

一 御湯立之可致案内也、兼申付置案内次第に能化江申上、飯鐘可打之、いち御湯を初め、所化衆并手前の出家衆、本堂兩椽の左右之階、薦次第に列座、其後能化御出本堂の内二疊重の上へ外に向ひ、御着座、役者衆之内一薦經頭、

先九條錫杖、次理趣經壹卷、但鎮守權現増法樂とすべし、

次心經七卷或は三卷、次讚三種、次三部の咒、各七遍、次五所本地の咒、各七遍、次一字咒也、

一 古法樂相濟次第、夕飯出之、南客料理等は如古記、

但此日三寸とて酒を出之、先神前へ備へたる徳利一逼出之、其後煖酒出之也。
一赤飯は御供物并小堀へ遺之、如古記分計支度すべし、
餘は如古記、

又寛永七年同寺十七代の僧頼重社殿を改修す、當時の記録に

一鎮守五所之社檜皮葺、拜殿貳間四方、屋根コケラ葺、寛永七年再興頼重

と見ゆ、明治維新の後神佛混淆の禁令出で、遂に古來總持寺の境内に勧請せし當社を
大字小堀字三々首に奉遷し、五所神社と稱す、時に明治八年四月二十八日なり、蓋し總
持寺は近古より下司村の總持寺と稱すれども、古來小堀村に屬せしにより、當社を小
堀村に遷したるなり、祭禮四月十五日なり、

春日神社

南郷里村大字大東に鎮座す、祭神春日の四神なるを以て、當社を一に四社の森と稱せ
り、社傳に天長五年四月の勸請なりと見ゆ、古へは七箇村の氏子ありし大社なりしが、
承應中田養水利の争ひありて、以後氏子の一部分離せしも、他の氏子は一月十日の初
神事に代參人を派するの例今に存す、境内の東南隅に巨石の土中より露はるゝもの
あり、或は古墳にあらざるか、又社傍の地中より布目瓦の破片出づ、鷲尾隆純卿揮毫の

春日大明神の神號を存す、明治九年村社に列す、祭禮五月十日、

足柄神社

南郷里村大字七條に鎮座す、祭神大年神なり、社傳に建長三年四月の勸請なりと記す、
始め相摸國の人井關某當地に止まりし時、箱根權現を勸請して、社殿を築きしが、文
永年間北條氏の族盛時又此地に留り、崇敬して遂に坊舎を構へ、別當となれり、中古戰
亂の時再三兵火に罹り、境内の設備痛く荒廢せしも、近古漸く復古せり、境内に六尺乃
至一丈餘の巨石三四個あり、半は土中に埋まれるも、石陰に永正四年卯八月と刻せし
もの、又天文十三辰年四月と陰刻せるを見る、其所用分明ならず、當地に井關氏の族繁
茂せし事、醫王寺授戒帳上卷第五篇に見ゆ、されば同族の當社を崇敬せしも推察するに足
る、又面工を以て有名なる近江井關も此地より出でし人なれば、神寶に尉と姥の假面
を始め、其他彫刻物を存す、祭禮右へは四月八日なりしが、明治維新後五月八日に改む、
神輿渡御の時、獅子頭猿田彦及び尉と姥神主等の行列を爲すの古式存す、渡御に用ゆ
る獅子頭は近江井關の彫刻せし名作なりしも、寛文年間水利の縁により、伊吹村に鎮
座の伊夫岐神社に寄附し、代ふるに寛文十年井關の門人藤岡伊兵衛の刻せし獅子頭
を用ふ、明治十四年村社に列す、二十一年久邇宮朝彦親王には氏子の願により、鳥居の

額字を揮毫せられたり、今掲ぐる所即ち是なり、

八幡神社

南郷里村大字南小足に鎮座す、祭神應神天皇なり、創建年代詳ならず、社頭の石燈籠に正應五壬辰年四月と刻するもの二基あり、此地京極氏の臣小足氏在邸の所なれば、武の神として、同氏等の尊崇せし緣故深し、慶長七年の檢地に境内三畝壹歩を除地せし事、延寶七年七月の檢地帳の奥書によりて知らる、元祿以後當村は宮川藩の外、稻垣氏、瀧川氏と三領主の村なりしが、寛政二年十月、瀧川長門守は金燈籠壹對を當社に寄附し、且つ燈明料若干を添ふ、祭禮五月三日、

若宮神社

南郷里村大字新榮(舊北田附村)に鎮座す、祭神譽田別尊なり、勸請年代詳なかず、古傳に莊内の總社にして、祭式等頗る嚴重なりと、當時の御旅所は當社を西方に去る八町の所にあり、其地今に瀆すを忌む、近古氏子間紛擾の事あり、遂に神輿を境内の北方に埋め、一小丘を作りて今に存す、明治十年十月三日村社に列す、祭禮五月一日、

郷里神社

南郷里村大字榎木に鎮座す、古へ大梵天王と稱せり、祭神大己貴神なり、社傳に其創立

は延長八年七月にして、五尊神を榎の大樹の下に勸請せしを濫觴とす、後漸く盛大なる社となり、東善寺、新光坊、大正院、眞昌寺等數多の寺院は當社の社坊なりしといふ、源賴朝曾て當社に祈願の事あり、社領を寄附せりと、正安年中加納丹後守貞吉深く尊崇して、社殿を改修し、其子高吉終に社僧となる、淺井亮政主家京極氏に反旗を擧ぐるに及び、屢、戰亂の巷となり、社殿灰燼となりしが、後其趾に祠を建て、村中の産土神となせり、明治以後現在の社名に改め、同十年村社に列す、祭禮四月三日なり、

日枝神社

南郷里村大字南田附に鎮座す、祭神大山咋命にして、建長元年正月の草創なりと傳ふ、郷里の莊名は其元と古保利の莊にて、即ち坂田莊と稱せしにより、郡の莊と稱し、後に郷里の文字を用ひたり、即ち左の如し、

近江國坂田莊内別府可令奉行給候由、青蓮院宮令旨所候也、仍執達如件、

嘉曆四年二月六日

權大僧都花押

謹上

大納言大僧都御房

坂田莊は平安朝時代より延暦寺の寺預となりし事、數通の青蓮院文書に見ゆ、詳く中

卷第五篇に記し置けり、當社の草創も山門領たりしに起因して、日吉の神を勸請せしにてあるべし、社坊を高藏坊といふ、一説に當社は高藏坊の鎮守なりしともいふ、明治十年村社に列す、祭禮四月二十五日なり、

天満宮

南郷里村大字南田附枝郷西辻に鎮座す、祭神菅原道真公なり、其創立は保延年間なりといふ、境内に古燈籠壹對あり、其銘に寛正の二字は讀み得らるし、以下の文字磨滅して分明ならず、相傳ふ、古へ西通寺と稱する古刹の鎮守なりしと、祭禮四月二十五日、

白山神社

南郷里村大字加納に鎮座す、祭神伊弉那岐尊、伊弉那冊尊なり、天長五年四月の創立にして、正和元年三月社殿再建の事、其村の舊記に見ゆ、按ずるに加納の名は加へ納むの意にして、藤原氏全盛の時、伊勢神宮の御厨地に加へ納められ、爾來神領となりし地なり、諸國に加納の地名を稱するは多く其例なり、殊に當社の鎮座地加納につきては、其證跡臨川寺文書に存して詳に知るを得べし、即ち

寄附臨川寺伊勢國梅戸御厨事

右爲近江國坂田郡榎木莊内加納之替所、令寄進當寺之狀如件、

永享三年十月八日

右近衛大將源朝臣花押

此文書を按ずるに久しく神宮の御厨となりしが、加納の地を足利氏の時、一旦京都嵯峨の臨川寺の寺領に替へしに、何等かの理由ありて、更に伊勢國梅戸の御厨と替地をなしたるなるべし、南北朝の大亂にて社寺の領地も武家の勢力の儘に漸く左右せられしが、永享の頃に至りて神領たりし加納の地も、前書に見る如き變遷はありしならんも、此地が藤原氏の時代より神領に加へ納められ、依て地名を加納と稱せしは明なり、當社の祭神伊弉那岐尊を祀る亦偶然にあらざるなり、祭禮四月二十日、明治十四年二月一日村社に列す、

日吉神社

北郷里村大字石田に鎮座す、祭神大山咋命なり、古へは山王社と稱せしを、明治維新後地名に因みて石田神社と稱したり、然れども祭神の由緒により、明治四十三年九月、更に日吉神社と改稱す、勸請年月詳ならざれども、本郡山西の平野は概ね平安朝の時代に延暦寺領となりたれば、當社の如きも其時代に日吉の神を勸請せしなるべし、蓋し石田の地山に憑り、古墳時代の遺蹟も現存すれば、延暦寺領となりし以前に於て、神祠の設けありしは聯想するに難からざるなり、明治十四年村社に列す、祭禮五月八日、

八幡神社

三九二

北郷里村大字堀部に鎮座す、社傳に嘉元二年の創立と傳ふ、祭神譽田別尊なり、堀部の村名、上古曲時代の遺稱なるべく思はるゝに、當社鎮座の地一高丘の頂にあり、其形瓢形をなす、土俗古墳なりと傳ふ、果して古墳なりとせば、神社の古きを察すべし、中古佐々木氏の族此地を領し、堀部氏を稱す、豪族なりし事諸書に見ゆ、當社は同氏の崇敬殊に厚かりしといふ、明治四十一年二月村社に列す、祭禮四月二十日なり、

天満宮

北郷里村大字垣籠に鎮座す、元暦元年の草創にして、祭神菅原道真公なるを以て、天満宮と稱すと傳ふ、淡海温古錄には左の如く記す、

古里の莊垣籠村此所の産神正一位天満大自在天神は、往昔後土御門院の御宇、建久元年丙寅三月十八日の夜、雲中遙かに光明赫耀として、此横山の嶺石上に飛來在す、神體即ち今に石上に天神御足の跡あり、よつて里人飛天神と稱す、垣籠に古墳あり、先年發掘せられて墳土の半を失ふも、尋常人の墳墓に非ざるを以て、近時宮内省は吏を派して、再三調査せらる(古墳墓志参照)地方の傳説によれば、應神天皇の皇子稚渟毛二岐王の墳墓なりといひ、又坂田公の墳墓なるべしともいひて、未だ確説を

得ず、抑々此村を垣籠と稱するは、一區の地域を垣き籠める意より出でし名にして、而して其地域内に非凡の古墳を存在するあり、按ずるに、上古高貴の人の墳墓を築き、因て一區の靈地を劃し、籬を圍らしたる所謂垣籠の地にてあるべし、其地に鎮座する神を天満宮といひ、菅原道真公を祀ると傳ふ、上古の天津神を祀りし社を、中古以後菅原道真の天神に附會し、終に天満宮に變化せし例、諸國に少からずと聞く、當社或は此類にあらざるか、殊に前記温古錄の記事に天神の足跡を祀り、依て飛天神と稱す云々の記事は、道真公の天神にあらずして、上古の天つ神、天神の傳説を遺すものなるべしと思はる、記して後人の考に俟つ、祭禮四月二十日、

上坂神社

北郷里村大字東上坂に鎮座す、祭神素盞鳴尊なるを以て、明治維新以前は午頭天王社とも稱せり、勸請年代詳ならず、上坂は上坂田の略にして、其名古し、其地鎮座の神亦古きは推して知るべし、三代實錄貞觀十七年十二月五日の條に、

甲寅授近江國從五位下小丈神從五位上、正六位上坂神從五位下

と見ゆ、此文に正六位上坂神とあるは上の字一字を脱せしにて、正六位上上坂神なるべしと、伴信友先生も其著神名帳考證卷二十二に記さる、按文左の如し、

信友按ずるに、和名鈔坂田郡上坂下坂とあり、即ち此の上坂に坐す神なるべし、三代實錄正六位上上坂神とありけんを、上の字衍なりとして削れるか、又寫誤りて脱せるにてもあるべし、

明治四十一年村社に列す、祭禮四月二十日なり、

鹿座神社

北郷里村大字西上坂に鎮座す、祭神春日四社の神なり、康保年間法華寺(小字殿)の僧同寺鎮護の爲に其境内に勸請せしに創まる、後法華寺退轉して、社宇荒廢せしが、其後上坂氏當社の荒廢を修め、子孫尊崇して武運を祈りたり、此地の小字に南神カミ戸と稱する所あり、南と冒せしからは北神戸もありしやに思はる、神の封戸に因める名なり、明治十四年二月村社に列す、祭禮四月二十日、

伊吹神社

神照村大字山階に鎮座す、祭神八岐大蛇なり、勸請年代詳ならず、當社は郡内に其例なき八岐大蛇を祭神とし、境内にある神池を神靈とす、古へより境内五段餘歩一帯の森を爲す、故に土俗伊吹の杜と稱す、杜は社の字の偏を木に替へたるにて社なり、閑田耕筆に杜の字神に从ひ木に从ふ和字なるべしと、菑溪翁は記せり、文龜三年四月十六日

の總持寺文書に、伊吹宮坊領八石二斗五升を口分田岩童子より寄進せし事を記す(上卷)
古文書室町時慶長七年檢地の時は此境内を免除地とせし事、延寶七年の檢地帳に記
代號外參照さる、即ち

屋敷三十二間五段五畝十四歩

慶長七年久保島孫兵衛檢地の時分より除來、古水帳にも無之、前々より除地に紛無之に付、吟味之上、今度も之を除く

と見えたり、近時社殿を建て、神鏡を祀る、明治九年村社に列す、祭禮四月十日なり、

日吉神社

神照村大字國友に鎮座す、祭神大山咋命なり、明治維新前は十禪師權現と稱し、又山王宮とも稱せり、勸請年月詳ならず、一説寛和年間といふ、本郡山西部の大部分は平安朝の時代より延曆寺領となりしこと、青蓮院文書に見ゆ(中卷第5篇)又元應元年十月日吉社領注進狀に左の記あり、

一坂田北郡、淺井東郡、二宮神田、拾陸町壹段、

同料所已上三箇所、權禰宜、行賢奉行、

一坂田北郡、神田貳拾伍町、

四五兩月、駕輿丁役、并季節神供料所、

鳥羽院勅願、光暹僧都等知行、權禰宜、行世奉行、

一坂田保、

八箇度御戸開、内陳御供料所、號御祈禱所、

此の如く日吉の神領も本郡内に多かりし、當社の創立も、其起源は延暦寺領となりしにより、此地に分靈を勸請せしにてあるべし、祭禮卯月申日を恒式とす、國友鐵砲創業以來、武器の守神として、靈驗ありし事、社傳に見ゆ、延寶七年の檢地帳に

屋敷 三十四間 壹段八畝四步 山王天境内但宮建有

右は慶長七寅之年、榎木田清右衛門、戸島作右衛門、檢地の時分より除來、古水帳にも無之、前々より除地に紛無之に付、吟味の上此度も之を除く

と見ゆ、元文五年八月、寶鏡寺宮(京都上京百々町)氏子の願により、十禪師權現の額字を揮毫ありしが、明治維新後、日吉神社と改稱せしを以て、同十一年十月、山階宮二品冕親王殿下の揮毫を請ひ、華表の額を調製せり、明治九年村社に列す、祭禮は四月五日なり、

橋本神社

神照村大字橋本に鎮座す、祭神大山咋命なり、明治維新前は南天の宮と稱せしが、其後村名に因みて、橋本神社と改稱す、草創の年代詳ならざれども、地國友に接し、而して同じく日吉の神なる大山咋命を祀りしに考ふれば、此大字も古へ延暦寺領の關係ありしを聯想するに足る、祭禮四月二十四日なり、

八坂神社

神照村大字新庄馬場に鎮座す、祭神素盞鳴尊なり、社傳に寛平三年四月の草創にして、建仁三年に源頼家再建の事、并に承久三年北條義時の軍の爲に焼亡せし事等を記す、永享二年僧實濟再建せしも、應仁の亂又兵燹に罹りて灰燼となれり、永正元年相撲平八郎爲則、更に社殿を建て、武運を祈りたりしが、久しからずして又兵火に焼亡す、境内に塔の礎石なりと傳ふる盤石に圓形の陰刻あるもの一個を存す、古は新庄の莊(小澤、馬場、中村、西村、東村、十里、寺村)七箇村の總社なりしが、後、西村、東村、寺村、十里の四村分離し、今は小澤、馬場、中村の三箇村の産土神たり、古へ社家は藤原出雲守以下九人、別當寺は淨光院以下十四坊ありたり、祭禮三月三十一日、

日枝神社

神照村大字下之郷に鎮座す、寛和元年僧空晴、真源寺開基の時、鎮護の爲に勸請する所

なり、故に眞源寺社ともいふ、興福寺官務牒疏に

眞源寺

坂田郡、國友郷、僧房八宇

花山帝寛和元乙酉年、空晴大師開基、本尊觀世音大士、鎮守山王神

と見えたる山王神は此神なりといふ、祭神大山咋命なり、神池あり、水清し、猿が池と稱す、山王の神に因みし名なるべし、眞源寺廢れて以來、村の産土神となれり、按ずるに此地も延暦寺領となりし所なるべし、明治九年村社に列す、祭禮四月八日、

相撲神社

神照村大字相撲に鎮座す、祭神大山咋命なり、舊社號は山王宮なりしが、明治維新後村名に因みて、相撲神社と改稱せり、相傳ふ花山天皇の頃僧宗玄知足寺を此地に建て、其守護神として當社を勸請せし所なりと、按ずるに此地も平安朝の中頃より延暦寺領となりて、日吉の神を祀りしならん、相撲の地は中卷に記せし如く、古へ相撲の儀式用に宛てられし地なりしも、延暦寺の勢力熾なるに及びて、其寺領に變じ、南北朝の亂と應仁、文明の亂を経し後には、更に京極政經が永安寺へ寄進せし土地なり(中卷第七篇)されば當社は延暦寺領たりし當時の紀念の神と謂ふべし、祭禮四月八日なり、

八坂神社

神照村大字祇園に鎮座す、祭神素盞鳴尊なり、永享二年の勸請と傳ふれど、如何にや、當社古へは現社地より西北約五町の所に鎮座せられしも、湖涯に近く、村民水難を避け、て居を現在の所に移すに及び、當社を今の地に奉遷せり、故に舊社地を小字「天皇屋敷」と稱し、其西の小字を宮西北を宮北と稱す、現在の社地は古への御旅所なりといふ、神事は六月七日より十四日に至る七日間にして、七日に神輿渡りの式あり、社僧法輪院天王寺の僧、供奉し、村人(若年)十人は白丁を着し、十人は社衾を着し、神馬二頭を引きて御旅所に渡御し、十四日更に還行の式を行ふ、近江輿地志畧に

午頭天皇社 祇園村にあり、毎年六月七日より十四日まで神事の式あり

と見ゆるは、右の神事を記せしものなり、按ずるに此地は祇園の社領なりしによりて、村名を得、依て以て其神を分祀したるにてあるべし、但康正二年造内裏段錢并國役引付に

拾貫文 六月二十二日二十一日 正親町宰相中將家 江州坂田郡内
定送狀あり受取出す 祇園保段錢内

と見ゆれば、康正の頃には正親町家の領地と變せしを知るべし、祭禮四月八日なり、

神明神社

神照村大字南方に鎮座す、祭神天照大神、豊受大神の二座なり、社傳には寛平年間草創

と見ゆ、按ずるに此地伊勢神宮の御厨となりし事神鳳鈔に見ゆ、即ち左の如し、

福永御厨 外宮百二十五町 六十四石三斗

上三石神馬二疋 長日御幣紙三百六十帖 子良裝束口入料十石

福永庄は神照村の中、寺村、中村、馬場、西村、東村(西村、東村を合し)の地域なり、されば此庄にて二百五十町の田地は伊勢神宮(宮外)の御厨地となり、年々六十四石三斗の米と其他前記の諸品とを貢進せし事明なり、而して此地に伊勢の内外宮の神を分祀し、神明神社と稱するは蓋縁故の淺からざるを知るべし、同村大字新庄寺に無格社神明神社あるも、當社と同じ來由により勸請せられしなるべし、南方の土地小字に上神明、下神明、西神明、上神子、下神子等の地名あるも、神に縁故あるを覺ふ、明治九年村社に列し、南方十里二村の氏神とす、祭禮一月十六日、八月十七日を恒式とせしが、現今は三月三十日とす、

若宮神社

神照村大字南方に鎮座す、祭神應神天皇なり、欽明天皇の御宇勸請せし所なりといふ、然れども戰國の世、時々兵燹に罹り、社藏の古文書烏有に歸し、當社の來由を詳にし難しと、寛永年中松平淡路守の臣山田織部、本村に居住し、神體の朽つるを歎き、新像を刻

して奉納せり、明治十四年村社に列す、祭禮三月三十日なり、

八坂神社

神照村大字今村に鎮座す、祭神素盞鳴尊なり、明治維新以前は午頭天皇と稱せり、勸請年月詳ならず、相傳ふ永正、元龜の頃、屢、兵燹に罹り、社寶文書等灰燼となりたりと、祭禮四月二十四日なり、

天満宮

神照村大字口分田に鎮座す、祭神菅原道真公なり、永正十二年三月の勸請なりと傳ふ、延寶七年の檢地帳に東西十三間、南北十二間の神地は、慶長七年酒井主水、山田甚太夫檢地の時より除地たりしにより、吟味の上此度も之を除くとあり、嘉永五年二月、祭神九百五十年祭を行ひし際、領主堀田豊前守參拜して、幣帛を獻じたり、口分田の名は古への班田たる口分田の遺名が村名となりしものなれば、古き村落なるべきに、當社の勸請年月并に祭神等の新らしきは、他に古社の存在せしにや、祭禮四月二十五日なり、

八幡神社

神照村大字保田に鎮座す、祭神譽田別命なり、勸請年月詳ならず、保田は康正二年造内裏段錢并に國役引付に坂田保と見ゆる所なるべし、徳川時代には領主成瀬氏殊に當

社を尊敬し社殿を改修し、金品を寄附せり、毎年十一月一日には神前に祭典を行ひ、村内に祝餅を配るの例ありたり、蓋祖先の誕生を記念する祭禮なりといふ、祭禮は四月二十五日なり、

天満神社

神照村大字川崎に鎮座す、祭神菅原道真公なり、勸請年月詳ならざれども、慶長七年の檢地に際し、社地を免税せし事、延寶七年の檢地帳に知るを得べし、一説に當社は奇石に神靈の顯はれしより、神祠を創立せしなりと、祭禮四月二十五日なり、

加茂神社

神照村大字中澤に鎮座す、祭神別雷命にして、玉依姫命を配祀せり、勸請年代詳ならず、古へ當社の御旅所は橋本井に今村にありたりといふ、舊記總て兵火に類焼して傳はらず、來由知るによしなし、祭禮五月十五日、

豊國神社

長濱町大字南吳服町に鎮座す、祭神豊臣秀吉公と事代主神との二座なり、勸請の年月詳ならざれども、秀吉公と長濱の地は其縁故最も深し、即ち其始め木下藤吉郎たりし時より此地に城を修めて居城とす、爾後羽柴筑前守より豊臣秀吉となる迄も終始此

地と深縁を存す、そは中卷第九篇に詳記せり、就中天正十一年には長濱町に三百石の免租地を興へられて、其餘徳は徳川氏三百年間に亘れり、かゝる縁故と思澤とを有する長濱町なれば、其靈を祀り祭典を行ふは當然なる報恩の義務なり、これ當町民が既に久しき以前より當社を創立せし所以なり、明治四十四年長濱城趾を公園と爲すに當り當社鎮座の地は其通路の要衝に當るを以て、大正元年十一月今の所に奉遷せり、祭禮九月十八日、

第四章 無格社

八幡神社

柏原村大字柏原に鎮座す、大字柏原の内東町、宿村町の産土神なり、祭神譽田別尊、玉依姫、神功皇后の三座なり、明治維新前は若宮八幡宮と稱したり、社傳には天元二年八月、鎌倉權五郎の嫡子が勸請せし所なりと見ゆ、按ずるに柏原庄は應徳二年より堀河天皇の母後の菩提所なる山城國醍醐寺内圓光院の寺領となりたり(中卷第四篇に詳記せり)、柏原庄内に醍醐寺内の神たる清瀧神社、白山神社、并に當若宮八幡神社の配鎮せらるゝは寺領の縁故によりて勸請せられしものならんか、社坊を青龍山神宮寺と稱せしが、明治以後廢寺となれり、

白山神社

四〇四

柏原村大字柏原に鎮座す、祭神伊弉册尊なり、大字柏原の内長澤岩ヶ谷の産土神なり、社傳には應永十三年の創立と傳ふれど、按ずるに前記八幡神社と同じ來由ある神社なるべし。

日枝神社

柏原村大字柏原に鎮座す、大字柏原の内今川町の産土神なり、祭神大山咋命にして、明治以前は山王社と稱せり、勸請年代詳ならざれども、當社の境内に毘沙門堂あり、其毘沙門の開眼供養が至徳年間に行はれし事當時の表白文に徴すべし、されば毘沙門堂の年紀を以て當社の草創年代を定むる能はざるも、當社の草創もそれより以後にはあらざるべし、記して後考を俟つ、一説に、元暦元年の鎮座なりと傳ふ。

王子神社

柏原村大字柏原に鎮座す、祭神稚苧毛兩岐王なり、大字柏原を南に去る數町、小丘の西に鎮座す、古へ此處に十餘戸の人家あり、赤星村といひたり、延寶四年正月、牛數の調書に赤星村七疋と見ゆ、其頃十四戸ありしが、後八戸となり、更に五戸に減じ、延享元年には三戸となり、終に柏原に移轉せり、其子孫今に明星の姓を冒す、當社に天正年間の板

額を存すれども、文字磨滅して讀み難し、又石造の狗犬を藏す、彫刻頗る古雅なり、土俗の説に同社鎮座の小丘は古墳墓なるべしといふ。

稻倉神社

柏原村大字柏原に鎮座す、祭神今に稻倉魂神なり、此社は至徳二年の勸請にして、始めの祭神は稻藏權現なりし事、當時の表白文によりて知らる、其表白文成菩提院に現存す、其一節に

大日本國江州坂田北郡柏原、稻藏權現、靈前、一乘佛子快運、凝一心清淨之丹精、專三輪相應之口善、去從至徳二年、同至嘉慶元年、修半行半座行法云々、

然るに後世稻藏を稻倉に改め、稻倉魂命を祀る、神社の變遷此の如きの類少からず、

八幡神社

柏原村大字須川に鎮座す、祭神譽田別尊、仲哀天皇、神功皇后を祀る、當社と相對して、白山神社鎮座す、二社共に保延四年遠藤菅勝の創立する所なりといふ、近江輿地志畧に八幡白山權現社、此二社共に須川村にあり、土俗の相傳に鎌倉將軍の時代遠藤菅勝此地の領主として勸請せし所なりと見ゆ。

八幡神社

春照村大字春照に鎮座す、祭神伊弉册尊、泉津事解之男神、速玉之男神、譽田別尊の四座なり、天智天皇七年の草創なりと傳ふ、古へは權現宮と稱へしに、正和元年落合左馬允、譽田別尊を合祀し、依て若宮八幡宮と稱す、元龜元年徳川家康、姉川役に來援せしとき、此地に一宿して勝軍を祈れり、天正十一年賤ヶ岳の役、羽柴秀吉の命により、村民當社に酒飯を集めて軍を矯ふ、秀吉勝軍を祈り、黄金一枚を獻じて去る、社前に石燈籠あり、永祿十二年次□□月吉日と陰刻す、

天満神社

春照村大字春照に鎮座す、祭神菅原道真公なり、正平五年篠塚伊賀守重廣の當地に閑居せし時勸請せし所なりといふ、明治四十二年八幡神社に合配せらる、

八幡神社

春照村大字高番に鎮座す、祭神天兒屋根命、素盞鳴尊、應神天皇、菅原道真公の四座なり、古へ大梵天王社と稱す、垂仁天皇の御宇、倭姫命が天照大神を奉じて、甲可日雲宮より遷幸の砌、姑く此地に鎮座し給ひたりと傳ふ、近江輿地志畧に、大梵天王社は高番村にあり、土俗相傳ふ、往古天照大神宮暫く鎮座の地なりと云ふと見ゆ、倭姫命世記に、遷幸淡海甲可日雲宮四年、奉齋遷幸同國坂田宮、二年奉齋于時坂田君等進、地口御田、遷幸于

美濃國伊久良河宮云々と見ゆ、此坂田宮は法性寺村大字宇賀野なりと傳ふ、(編社坂田宮四神社)照されど、此社にも前記の傳説あり、而して其村名を高番といふは高座の意にあらざる歟、記して後考を俟つ、中古大原重綱當社を崇敬し、社殿を修造す、元祿年間應神天皇を主神とし、八幡神社と改稱す、

上杉神社

伊吹村大字上野松尾寺境内に鎮座す、祭神上杉謙信なり、延享三年若州の士宮田十郎左衛門景興、宮田安左衛門景豊等の勸請する所にして、當時百首の獻詠等ありたり、上卷第七篇參照、

日御子神社

大原村大字間田に鎮座す、境内椎の老樹森を爲すにより、俗に椎の宮と稱す、淡海木間權に左の記事あり、

日御子大明神、間田村にあり、祭神は天の川蘆津姫命なり、命は姉川より伊吹山に登り給ひ下りて、間田なる少名番上といふ所にて崩御し給ふ、仍て其地に社を建て、日御子大明神と奉崇せり、是れ民俗の言ひ傳ふる所なり、

社を日御子と稱し、膽吹山に登り下りて此地に神避り給ひしとの説は、本郡の上古史

に逸すべからざる傳説なるを以て、中卷第一篇に記し置けり、按ずるに古風土紀の逸文にあらざるか、然るに此古傳を存する當社は、明治四十二年五月、内務省令が神社の合併を奨励せしため、同大字鎮座の郷社、岡神社の境内に合祀せられたり、惜むべきことなり、

天満神社

大原村大字天満に鎮座す、祭神菅原道真公なり、勸請年代詳ならず、土俗相傳ふ、當社は古へ坂田三天神の一なりと、大字天満は明治以後油里、本庄、林の三村を合してよりの村名なり、村社の部、北郷里村大字垣籠の天満宮の條に於て記せし如く、上古の天つ神が後世に菅原道真の天満天神に附會せられて、古き名社を新らしくせし例世に多しと聞く、當社の如きも其例にあらざるか、上古の息長氏の領地にして、殊に此地に田別の神と稱する舊地を存する事を思へば、古へは天つ神の天神にてあらんかと思はる、記して後考を俟つ、

八幡神社

大原村大字池下に鎮座す、當社は三嶋神社の改稱なり、三嶋神社の勸請につきては二説あり、近江輿地志畧には左の如し、

祭神伊豆三嶋權現、八幡宮、椎根津彦命を相殿とす、
神畧記に曰、

佐々木源三秀義源頼朝に隨從して、伊豆國にあり、常に三嶋大明神を信仰し、源家の運を祈らんとため、百日參籠せり、諸願成就して、然後秀義此地に勸請し奉る、時に元暦元甲辰年四月三日也、毎年神事四月三日恒例とす、相殿に所祭の八幡宮は相摸國鶴ヶ岡の八幡宮を勸請する所也、又椎根津彦命は此村の古昔よりの産土神也、

と見え、元暦元年に佐々木秀義の勸請と記す、一説に貞應元年三月四日、大原重綱の願狀と稱するものによれば、重綱の父信綱は江南を第二子泰綱に與へ、六角氏を稱せしめ、江北を第四子氏信に與へて、京極氏を稱せしめたり、重綱嫡子にして領地を與へられざりしを憤り、鎌倉に訴へんとて、道伊豆の三嶋の神に祈請を籠めしが、幕府は重綱に本郡大原庄を與へたり、重綱大原庄に來るや、直ちに此地に三嶋の神を勸請し、前に大池を穿ち、三嶋の海にかたざれりと、何れか是なるを知らず、又淡海木間櫻には當社を推古帝の端正三年庚戌、伊豫國迫戸浦より現し玉ふと記するは、伊豆の三嶋神社の縁起を當社に移せしものにて、當社の草創にあらす、端正三年云々端正は逸號年表に見ゆ

大原判官重綱が當庄を領せし後、毎年祭禮を四月の中の申酉の日と、八月の十五日、十

六日の兩度に行ひ、餘興には京都山階座の猿樂を招き下し、四日間神事を興行せしめ、大原氏の侍共作法正しく列座して見物せし由、寛永九年の野一色記録に見ゆ、大原氏衰亡の後には儀式も衰へ、僅に村民の祭禮を修するに過ぎざるに至り、明治維新の際相殿の八幡社を主神とし、當社八幡神社と改め、三島蛭子の二社を境内末社とす、前記輿地志畧の記事に椎根津彦命は此村古昔よりの産土神とあるは注意すべきことならん、

辨才天社

大原村大字池下三嶋池の北塘にあり、市杵島姫命を祀る、三嶋神社と同じく、佐々木秀義が江の島の辨才天を勧請せし社なりといふ、

五十鈴神社

大原村大字本市場にあり、祭神天照大神、大氣津姫命、素盞鳴尊の三座なり、寶治元年大原氏の勧請せし所なりしも、同氏衰ふるに及び荒廢せしが、慶長三年十一月、馬淵平左衛門之を再興す、享保年間市場中村、本庄中村の兩村の産土神となり、明治十二年十一月、神明神社(小字細の内にあり)、稻荷神社、八坂神社(小字村の内にあり)の三社を合祀し、五十鈴神社と改稱せり、

春日神社

東黒田村大字本郷に鎮座す、祭神春日の四神なり、應永年間荒尾上總介紀道の勧請せし社なりと傳ふ、當社はもと加茂神社の東方約百間を隔てし松林の裡に鎮座せられしにより、奥の御前と稱したり、安政年間今の所に奉遷せり、

荒尾神社

東黒田村大字本郷に鎮座す、始め黒田宗滿の靈を祀りて、同家の鎮守たりしが、同氏移住の後、姻族の故を以て、荒尾氏一族の崇祀する所となり、終に荒尾神社と稱するに至れりと、社前に二基の石燈籠あり、安政二乙卯五月吉日、荒尾石見守在原成允建之と陰刻す、成允は荒尾氏の裔にして、徳川氏の旗本たり、

神明神社

醒井村大字上丹生に鎮座す、祭神神武天皇なり、近江輿地志畧に左の如く見ゆ、
丹生大明神社 丹生谷にあり、相傳ふ神武天皇の祭らせ玉ふ所にして、紀伊の高野、大和丹生川上同體なりといふ、祭禮四月五日、

正八幡社

醒井村大字枝折に鎮座す、村志に祭神不詳と見ゆれど、譽田別尊なるべし、近江輿地志

畧に正八幡社枝折村にあり、祭禮四月五日、六月十一日と見ゆ。

ザハ權現社

醒井村大字樽ヶ畑に鎮座す、古へ靈仙山の權現谷に鎮座ありしを、後此地に奉遷したるなりと、祭神不詳とあれど、按ずるに藏王權現の藏王をザハと轉訛したるか、或は延喜式神明帳伊豆國佐波神社、丹波の佐々婆神社と同神か、二者その一ならん。

北野神社

息長村大字日光寺に鎮座す、祭神菅原道真公なり、相傳ふ寛平六年八月、菅公本郡下向の節、此地日光寺に寓せられし緣故により、後に同寺境内に勧請せし所なりしが、終に同大字の産土神となりたりと、輿地志畧に天滿天神社、日光寺村にあり、祭禮毎年四月五日と見ゆ。

巖神社

息長村大字新庄に鎮座す、祭神市杵島比賣神なり、古へ岩尾大權現と稱したり、輿地志畧に祭禮毎年四月五日と見え、淡海木間撰には此神は巖島神社を勧請せしにて、醫王山無量光寺の鎮守とし、併せて新庄村の産土神とせりと見ゆ。

八幡神社

息長村大字箕浦に鎮座す、祭神譽田別命なり、勸請年代詳ならざれども、當地は古へ交通の要衝に當りし土地なれば、住民の團居も夙に發展し、隨て當社の勸請も早かりしなるべし、一説に天台宗古刹の鎮守なりとも見ゆ、箕浦庄が延暦寺領なりし事は、中巻第五篇に詳記せり、文永十年五月二日、延暦寺の講堂造事に當り、材幹ある住僧をして雜掌に當らしめよとの論旨により、天台座主澄覺大僧正は教因、眞範、承詮の三律師にこれを命じたりしに、眞範律師は近江國箕浦庄、同國眞野庄、尾張國一柳、餘田、丹波國吾雀中村等の寺領の收納を十箇年間管して、造講堂の料に宛てし事、天台座主記に見ゆ、されど延暦寺下の古刹の鎮守なりせば、日吉の神なるべきに、八幡神社なるは如何にやと思はる、社傳に長和年間三條天皇が御巡幸ありしとき、眼病の御祈りありたり、又御身潔の水は境内の清泉なり等の説を存す、按ずるに三條天皇の御即位大嘗會には、本郡が悠紀の齋郡たりし事史に見ゆれば、或は當時の大典の料米が此庄内にて同天皇に係る傳説を存するにあらざるか、記して後考を俟つ、輿地志畧に祭禮四月五日と記す。

八幡神社

息長村大字西圓寺に鎮座す、明治維新前は午頭天皇社と稱せり、祭神素盞鳴尊なれば

さもあるべし、當社は古刹西圓寺の鎮護の爲に勸請せし社なりしが、後ち住民の産土神となれりと、輿地志畧に午頭天皇社西圓寺村にあり、祭禮毎年四月五日と見ゆ、社藏の古文書に、

近江國坂田郡西圓寺領散在田地事

代官高景請文、謹進覽之子細載、于狀候哉、若此狀偽申候者、可罷蒙午頭天皇御罰候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

永徳四年二月二十七日

高綱花押

槻倉神社

息長村大字寺倉に鎮座す、祭神大國靈尊なり、古へは大梵天王と稱したり、勸請年代詳ならず、輿地志略に大梵天王社寺倉村にあり、祭禮毎年四月五日と見ゆ、

八坂神社

息郷村大字牛打に鎮座す、祭神素盞鳴尊なり、古へ午頭天皇社と稱せり、勸請年代詳ならず、當社は元三學寺の鎮守なりしを、後に住民の産土神となせしなりと、輿地志畧に午頭天王社牛打村にあり、祭禮四月五日と見ゆ、

西羅神社

息郷村大字樋口に鎮座す、祭神高皇産靈命なり、古へ大梵天王社と稱せしを、明治維新の際鎮座の地名に因み、西羅神社と改稱す、相傳ふ弘安八年の草創なりと、輿地志畧に大梵天皇社樋口村にあり、祭禮四月五日と見ゆ、

稻荷神社

息郷村大字西坂に鎮座す、祭神猿田彦命、稻倉魂命、大市姫命なり、古へ三十番神社と稱せしを、明治維新の際、三十番神は松尾寺に納め、現在の祭神を祀りて産土神となせり、相傳ふ仁和年間勸請なりと、輿地志略に三十番神社西坂村にあり、祭禮毎年四月五日と見ゆ、

八坂神社

息郷村大字樽水に鎮座す、祭神素盞鳴尊なり、古へは午頭天皇社と稱せり、勸請年代詳ならず、成佛寺の鎮守の爲に草創せられたりしが、後樽水の産土神となせりと、村志に見ゆ、境内に九重の古石塔あり(墳墓志に)、當社の創めは寺院の鎮守なりとの説、各村志に見ゆ、或は恐る神社の別當寺と主客轉倒の誤りあらんを、輿地志略に午頭天皇社垂水村にあり、祭禮毎年四月五日と見ゆ、

北野神社

息郷村大字番場に鎮座す、元は上番場小字天神に鎮座せしを、明治十三年四月今の所(小字)八幡に奉遷せり、祭神菅原道真公にして、近年祭禮を八月二十五日とす、近江輿地志畧には祭禮毎年四月五日と見ゆ、當社の傳説に曰く、寛平六年八月、菅公勅を奉じて本郡に下向の節、磨針嶺を越え、番場を通過の際、路傍の石に凭り休憩ありたり、爾來腰掛石と稱せしに、後世此石に觸れば腹痛の禍ありとて、終に祠を建て其石を祀りたりと、此傳説北郷里村大字垣籠の天満宮(村社部)と稍相似たり、石を神に祀るの風は我邦古へより其例多し、天つ神と天満大自在天神との時代變化にあらざるか、

八幡神社

同村同大字に鎮座す、祭神譽田別尊なり、勸請の由來につきて二説あり、一にはもと本授寺の守護神として草創せられたりといひ、一には元弘三年五月北條氏の一族が此地に最後を遂げたるを以て、佐々木氏が其靈を神に祀りたるなりと、何れか是なるを知らず、其後此村の産土神となし、現在は五月五日に祭禮を行ふ、輿地志畧には毎年四月五日と見ゆ、

高良神社

鳥居本村大字鳥居本に鎮座す、此地古へより高良塚と稱して、一丘の高地なりしが、天

保三年四月この高地を穿ちしに、古鏡二面を發掘せり、因りて祠を建て、武内宿禰を祭神とす、祭日は三月五日なり、古墳を發掘して神社とせし古人の着眼敬すべきなり、

八幡神社

同村同大字に鎮座す、式内山田神社の御旅所なれば、祭日も本社と同じく五月二日、九月二十日の兩度なり、

天水分神社

同村同大字に鎮座す、祭神天水分神にして、古へは天神ヶ峯に鎮座ありしを、文政十一年社殿を再建し、弘化二年一旦矢倉の奥に奉遷し、明治三十四年一月二十二日、更に現在(小字)天野に奉遷したり、祭神名といひ、古へ鎮座地の名といひ、由緒ありげに思はる、或は古へ境界を意味する神にあらざるか、

多度神社

鳥居本村大字原に鎮座す、祭神天水分神、國水別神にして、祭日は六月十三日なり、勸請の年月詳ならず、

八坂神社

鳥居本村大字中山に鎮座す、祭神素盞鳴尊にして、祭日は三月十三日なり、勸請年月詳

ならず、

八幡神社

鳥居本村大字武奈に鎮座す、應神天皇を祀り、祭日は四月五日、八月十一日の兩度なり、勸請年代詳ならず、

神明社

鳥居本村大字佛生寺に鎮座す、祭神天照大神なり、勸請の年月詳ならず、祭禮三月十三日、八月十三日の兩度なり、

大土神社

鳥居本村大字笹尾に鎮座す、祭神埴安彦命、埴安姫命にして、祭日は三月十日、八月十日なり、勸請年月詳ならず、現在の社殿は寶曆十三年九月再建せるものなり、

神明社

鳥居本村大字善谷に鎮座す、祭神天御中主命にして、祭日は六月十五日なり、勸請の年代詳ならず、

湯谷神社

入江村大字米原に鎮座す、古へは六所權現社と稱す、近江輿地志畧に六所權現社、米原

村にあり、祭禮毎年四月五日と見ゆ、明治維新後湯谷神社と改稱す、蓋し地名湯谷に鎮座せらるしを以てなり、相傳ふ古へ大己貴神此地に神幸ありし時、温泉湧出せしが、病者一たび浴すれば、病疾忽ちに癒えたり、里人其恩を感じて社を建てたりと、祭神大己貴命、水門神、保食神なり、輿地志畧に湯谷は昔此地に温泉ありて諸病を治す、或日葦毛の子を此湯坪にて洗ひしより、此湯かるくと云也と見ゆ、慶長以來米原港の開け、住戸多くなるに隨ひ、民人の崇敬厚く、九月十五日の祭禮には曳山狂言等の餘興をも行ふに至れり、

下多良神社

入江村大字下多良に鎮座す、祭神素盞鳴尊なり、輿地志畧に午頭天王社下多良村にあり、所祭素盞鳴尊なりと見ゆ、

蛭子神社

法性寺村大字世繼に鎮座す、一に世繼神社と稱す、祭神須佐男尊、事代主命なり、相傳ふ延暦年中、南都興福寺の仁秀僧正此地に伽藍を建て、其守護神として祭祀する所なりと、境内に朝嬬皇女(墳墓志)の墓と稱するありて、高三尺餘、周圍三尺餘の自然石あり、土俗此石を吾嬬石又は七夕石といふ、依て當社に朝嬬皇女の靈を合せ祭るといふ、或は

云ふ星河稚宮皇子をも合祀せりと、輿地志畧には世繼神社世繼村にあり、所祭神不詳と見ゆ古社なるべし。

春日神社

法性寺村大字世繼に鎮座す、祭神天兒屋根命なり、奈良興福寺の仁秀僧正此地に興福寺を建立せしとき、守護神として春日の神を勧請せしものなりと、同寺退轉の後、現在の地に奉遷して、北世繼の産土神と崇敬す、輿地志畧に興福寺遺跡世繼村にあり、相傳ふ天台宗の寺院なりしが、今は廢亡して田地の字となれりと、現在同大字に南、中、北の三興福寺、堂の前と稱する小字存す、

宇賀野神社

法性寺村大字宇賀野に鎮座す、祭神須佐男尊なり、輿地志畧には午頭天王社、宇賀野村にありと見ゆ、されば明治維新以前は午頭天王社と稱したるなり、一説に式内岡神社これなりと、大正元年坂田宮岡神社の境内に奉遷す、

位山神社

日撫村大字舟崎に鎮座す、祭神大國主命なり、社傳に當社の勧請は膽吹山寺の開祖三修律師の高弟名超童子が當地に息長王の墳墓と傳ふるありて、其丘上に息長宿禰王

の靈を祀りしを草創とし、後徳治二年覺乘上人更に應神天皇と神功皇后との二座を合祀せしにて、古への祭神は息長宿禰王、譽田別尊、神功皇后の三座なりと見ゆ、

若宮神社

神田村大字加田今に鎮座す、古へ日撫神社の境内に源義家の勧請せし社なりしが、兵火の爲に退轉して、廢亡に歸せしが、應永三十一年四月、顔戸村に和助なる者あり、宮の前と稱する土地を歩行せしに、突如として此神の出で賜ひし瑞により、現在の地に奉遷し、若宮大明神と崇めたりと、

櫻井神社

神田村大字加田に鎮座す、櫻井一に櫻居に作る、祭神は春日の神と松尾の神となり、應永年中、當地の郷士加田筑前守の勸請せし社なり、後兵火に罹りしが、慶安元年五月、加田一夢及び加田氏の一族社殿を再建せり、神寶に神代杉の寶劍を傳ふ、明治四十一年九月、村社八坂神社に合併せり、

八幡神社

神田村大字加田に鎮座す、古へ阿彌陀寺の境内に鎮座す、寛治年中源義家の勸立する所にして、境内の規模廣大なりきといふ、祭神應神天皇なり、明治四十一年九月八坂神

社に合併せり、

秋葉神社

神田村大字加田に鎮座す、永享九年六月の勸請なりと傳ふ、祭神火結神なり、其鎮座地を大掌郷といふ、按ずるに大將軍の轉化なるべし、大將軍は閉塞を掌る神にして、其土地に惡神の來侵を防ぐの意より祀られたる神なりといふ、本郡内に其遺稱の存するもの多し、第五章に記せり、當社は始め大將軍の神として祀られ、後世に秋葉神社と改まりしが、或は古への大將軍の神地に秋葉の神を奉祀せしか、必ず二者其一ならん、明治四十一年九月八坂神社に合併せり、

神明社

西黒田村大字常喜に鎮座す、鎮座の地古へ一帶の沼池なりしが、一農夫之を治めて水田とせしに、偶、一女の顯れて、治水墾田の法を諭し、且其地に天照大神、豐受大神を祀るべきを教へたり、農夫其教に従ひ、土木を起し水を治し、遂に東西五町、南北六町の良田を得たり、依て其中央に二神を祀りしは即ち當社なりと、農夫の女諭を受けしは三月十六日なりければ、爾來其日を以て祭日とす、

八幡神社

西黒田村大字鳥羽上に鎮座す、祭神譽田別命なり、奈良興福寺に現藏する應永十五年釋信然の記せる大日本社寺記録によれば、當社は古へ赤山社若宮八幡宮と稱し、白鳳元年四月、竹田王の勸請する所、其他祭祀之事を詳記す、然るに戰國の後は古の如き盛式も廢せられしが、寛文十三年村内紛擾の事あり、彦根藩北筋奉行當社を廢し、靈像を彦根石ヶ崎町に奉遷せしに、寶曆五年に至り、此村の人治左衛門に靈像を下附ありしにより、爾後同人の鎮守として奉祀す、文化五年三月、更に紛議を生ず、彦根藩命じて大原村觀音寺内成就院に奉遷せり、明治十二年坂本日吉の祠官西川吉輔翁、古名社の他郷に存在するを遺憾とし、村民に諭して、終に同年四月十八日古への郷内に還座ありたり、

森神社

西黒田村大字鳥羽上に鎮座す、治安二年藤原道長觀音堂の鎮守として勸請せし社なりといふ、明治以前は神明社と稱へしも、同八年今の社號に改む、祭神豐受大神なり、

後鳥羽神社

西黒田村大字名越に鎮座す、祭神後鳥羽天皇なり、明治十二年五月十四日の勸請なり、抑も當社勸請の由來は正治元年三月、後鳥羽上皇此地の古刹名超寺に舊知の僧禪行

(延暦寺にありし人)の在りしを以て、潜に行幸ありて討幕の策を畫し給ふ、禪行命を奉じて、密に勤王の兵を募りたりしが、翌年軍敗れて上皇海島に蒙塵し給ふ、禪行亦痛恨して死す、北條氏亡ぶるの後、朝廷禪行の精忠を追賞し、大和尚位を贈らる、應永二十四年一字を建て、上皇の御像を安置し、鳥羽殿と稱したり、爾來兵火の災ありと雖も、名超寺の僧祭祀を勤む、明治十一年十月、明治天皇御巡幸の時、御像を奉じて、大津の行宮に致す、陛下親しく叡覽を賜ふ、當時名超寺の住僧名超還叔、村民と議し、後鳥羽殿を再建し、御像を安置し、終に官を請ふて、後鳥羽神社と稱する許可を得たり、爾來同村の人宮崎清平、其他篤志の人等東西に奔走し、千辛萬苦を嘗め、當社の爲に盡瘁せり、明治十三年十月一日、冷泉爲紀卿祭主となり、生源寺希徳氏副祭主となり、正遷宮を行ふ、諸士の熱誠は益熱し、名超會を組織し、久邇宮朝彦親王を總裁に、冷泉爲紀卿を會長に仰ぎ、有栖川熾仁親王、其他北白川宮、伏見宮、山階宮等の皇族殿下を始め、華族高等官以下三百六十名協賛員となり、特に熾仁親王殿下は御神號を、朝彦親王殿下は社號の御額を寄せ賜ひたり、明治二十二年三月九日には、内務省より保存資金壹百五十拾圓を寄せ、二十三年十月には畏れ多くも、明治天皇陛下御神號の勅額を下し給ふ、卷首縮寫し奉りしは即ちこれなり、滋賀縣知事官房よりの送附狀左の如し、

御勅額に付先般出願の

後鳥羽天皇尊號、今般宮内省より傳達相成候に付、及送付候也、

明治二十三年十月

滋賀縣知事官房

後鳥羽神社守護宮崎清平殿

又三條實美卿(御輪)徳大寺侍從長(色紙短冊)土方久元(額面)勝安房、長三洲、山岡鐵舟、松平春嶽、千家尊福、大久保一翁、中井弘、籠手田安定、巖谷修、日下部東作、江馬天江、福羽美靜、瀧和亭、鈴木松年、其他多くの貴顯名士各、金品書畫を寄贈せられ、明治聖代の貴人の筆華は神社の寶庫に簇れり、然るに中途にして宮崎清平氏病死し、爲に一頓挫を來し、一時活火は消沈せしも、近時同村の諸士漸く熟議し、益、神徳を顯揚せんとす、當時の知事籠手田安定氏の手植の松は翠蓋漸く繁り、土人呼んで籠手田松と稱す、境内に川田剛氏の撰文は三條内府の題額の石に刻まれて、上皇御潜幸の顛末を記して詳なり、其全文を寫出す、後鳥羽神社碑

内大臣從一位大勳位公爵三條實美題額

凡事有害於一身、而利於天下、敗於當日、而成於後世者、匹夫冒難爲天下後世、建大計、功雖未成、百世廟食、况萬乘之尊、欲除權姦、播越流離、甘爲海島鬼、若後鳥羽上皇、凡居王土、爲王民者、孰不悲其志、仰其靈乎、淡海坂田邨名越邨、有上皇駐蹕遺跡焉、其安御

像處曰名超寺。修法處曰御祓川。泛船處曰天川。手植樹木曰後鳥羽梅。曰後鳥羽杉。而新莊下坂諸神岡。千松原等處。並有御製題詠。具載永祿三年日吉社司祝部希時所撰歌集。據土人所傳。昔者上皇與順德帝。竊謀討鎌倉幕府時。頃叡山寶幢院有阿闍梨禪行者。學德兼備。居常歎王風式微。屢召之內道場。託修法。以參密議。既而禪行避嫌。寄跡名超寺。正治元年。上皇微行訪之。賜寶刀一口。及菅丞相手寫法華經八軸。以祈王室隆興。承久元年。府帥源實朝薨。陪臣北條義時迎立幼主。獨秉國命。上皇益憎之。明年復幸名超寺。密勅禪行募兵。因手刻御像以賜之。又明年六師東征不克。賊軍犯關。上皇父子蒙塵海島。於是禪行痛恨病歿。及北條氏亡。朝廷追賞其忠。贈大和尚。應永二十四年。勅造一字安。上皇御像。曰後鳥羽殿。賜繪旨。寄本郡下坂七鄉地三千石。為祀田。後百五十載。織田信長與淺井長政構兵。以寺僧助敵。放火燒堂宇。沒收其地。信長亡。羽柴秀吉領茲土。重建復舊觀。獨境內四十八町地租。授祀田六段二畝。今上即位之十一年。冬。車駕巡狩有旨。致御像於大津行宮。明年土人相議。創祀宇於名超寺南。以祀之。稱後鳥羽神社。今茲丙戌秋。樹碑表之。滋賀縣知事。中井弘嘉。尙屬剛撰文。或有以其所傳與舊史不合。致疑者。剛謂不必疑也。賴子不言乎。承久之事。舊史曲筆可疑。夫舊史果可疑。則安知非其不合者。反得其實乎。蓋上皇英明。講武藝。造刀劍。置兩面武士。

其謀東征。非一朝一夕。乃日用嬖妾。讒口殊為誣妄。然則召禪行。參密謀。募兵京畿。與元弘帝。召僧文觀。圓觀等。為無禮講相類。其事不可謂必無也。抑鎌倉以還。武臣專制。六百餘載。今上中興始復王權。而推所由來。上皇父子實啓其端。先是佐州人建碑表。順德帝遺德剛為之銘。而今淡海人。又有此舉。皆能仰體聖主紹述祖業之叡旨。嗚乎。其可尚也已。銘曰。

昔兮喪亂。冠履倒顛。今兮中興。日月高懸。泐流溯源。孰啓厥先。有儼御像。德不可諉。瞻彼北海。怒濤捲天。願此太湖。琉璃湛然。神歸來兮。爰築祠壇。神歸來兮。爰薦蘋蘩。勤王義故。苗裔尚存。討賊方畧。口碑是傳。代口以石。垂美萬年。神歸來兮。永護斯民。

明治十九年歲在丙戌冬十月

從五位勳五等川田剛撰文

內閣書記官正五位勳五等巖谷修書

北野神社

西黑田村大字藺原に鎮座す。古へは天神堂と稱す。明治維新後北野神社と改稱す。祭神菅原道真公なり。寛平六年八月公が名超寺へ下向の時。御自作の木像なりと。

天満宮

四二八

六莊村大字八幡東に鎮座す、祭神菅原道真公なり、勸請年代詳ならず、古へ薬師堂の守護神なり、元龜の兵火に灰燼となり、爾後一小堂に過ぎざりしが、享和二年八月八日、堂宇を再建す、明治維新の際、社殿を建立して、神佛の別を明にせり。

高田神社

六莊村大字南高田に鎮座す、祭神菅原道真公なり、寛平年間、公伊香郡菅山寺へ下向の途次、御旅寓の縁により、後に神靈を奉祀せりと傳ふ、天正中高田秀兼祖先の靈を天満宮に合祀し、管鑰の事爾來同家の掌る所なりしも、明治以後此例廢せらる、文政七年正月、烏有の災あり、社寶灰燼となる。

天満神社

南郷里村大字榎木に鎮座す、祭神大日本彦招友天皇なりと、古へは福の神と稱す、相傳ふ、長久三年東禪寺の沙門新光坊、鎮護の爲に勸請せし社なりしが、保延六年奇異の事あり、依て社殿を石造にすと、福の神の傳説によりて考ふるに、古へ世俗に福德を祈るの慾望に投じて盛に流行せし福德の神あり、當社或はそれか、百鍊抄應徳二年七月の條に、

自朔日東西二京諸條毎辻造立寶倉、烏居打額、其銘福德神、或長福神、或白朱社云々、洛中上下群集、盃酌無算、云々、

但し祭神に懿徳天皇を祀る所以分明ならず、明治四十一年九月郷里神社に合併す、

神明神社

南郷里村大字榎木に鎮座す、祭神國常立尊なり、相傳ふ、觀應二年、新田氏の族藤田孝帆、此所に住し、鎮守として此社を榎の大樹の下に勸請せしに、屢、奇瑞の事あり、尊崇の人甚だ多しと、村名を榎木と稱するはその木に因みしなりと、但榎の老樹は中古に枯れ、今形跡を存せざるも、安永年間までは根株猶存在せしと、明治四十一年九月郷里神社に合併す、

春日神社

南郷里村大字榎木に鎮座す、祭神天津兒屋根命なり、總持寺の住僧大聖院當地の中寺に轉住せし時、鎮守の爲に勸請せし社なりと傳ふ、合併同上、

八幡神社

南郷里村大字榎木に鎮座す、古へ東禪寺と稱する大利ありしが、住僧新光坊の勸請せし社にして、祭神譽田別命なり、社地に雄篔、雌篔とて異様の竹あり、東禪寺跡に古への

塔の臺と稱する巨石存す、平たき石にして、中央に圓形の凹刻を爲す、恰も神照村大字新庄馬場の塔の心柱の臺石と稱するものに同じ、明治四十一年九月郷里神社に合併す。

三社神社

南郷里村大字新榮に鎮座す、正中元年日像上人此淨區をトし、常昌寺を開基す、小足山と稱す、當社は其鎮守として祀られし社にして、譽田別尊と神功皇后とを祭神とせり、天文元年小足村郷士小足掃部頭、同寺八代の日廣上人に請ひ、更に天照皇大神、春日大神の二座を合祀したり、後世三社大明神と稱する此に因てなり(四祭神なるに三)延寶六年日前上人の時再建し、天保三年更に日生室人改築せり、

流岡神社

北郷里村大字東上坂流岡山に鎮座す、因て流岡神社と稱す、祭神奇稻田姫なり、社傳には古へ素盞鳴尊と此神とを勸請せりと見ゆ、推古天皇十八年神此地に降臨し、後に南海の龍女神、奇稻田姫の降臨ありきと、二神は即ち是なり、近江輿地志畧に流岡神社東上坂村流岡山にあり、祭神不詳、流岡は小さき山なりと見ゆ、一説に式内岡神社は此社なりといふ、元龜元年姉川戰に徳川家康の陣所となれり、明治四十一年九月上坂神社

に合祀せらる、古社の合併惜むべし、

神明神社

神照村大字新庄寺に鎮座す、祭神大日靈貴命なり、勸請の年代不詳、但福永御厨の所在地なれば、神明社をこゝに勸請したるなるべし、元龜の兵火に罹り灰燼となりしも、天正四年十二月社殿を建て、寛永四年二月更に再建したり、

都久布須麻神社

神照村大字列見に鎮座す、祭神市杵島姫命なり、貞元年中の草創なりと傳ふ、又阿部晴明曾て社邊に櫻樹を植ゑたりとて、晴明櫻の名今に存す、蓋樹は新陳代謝せしならんも、其名の傳はりしならん、後郷士細江十兵衛當社を崇敬し、社殿を修造せしが、戰亂の頃祝融の災あり、後更に再建せらる、現在の社殿は享保二十年の建築なり、列見の村名は古へ朝廷の列見式田なりしより起りしなるべし、中卷第三篇の一章に記せり、されば當社の創立も古き事なるべし、

神明神社

神照村大字十里に鎮座す、祭神天照大神なり、相傳ふ、佐々木氏の族氏房、文明七年此地に幽棲し、勸請する所にして、藥師佛を祀り、神田を寄せて崇敬せしが、元祿九年社殿を

再建し、一村の産土神となせり、明治維新の際、神佛の別を令せられし時、神鏡を納めて神靈とし、薬師佛は他に遷せり、境内に馬上水と稱する古池あり、社藏の鰐口に左の銘を刻す、

奉掛醫王善逝御寶前鰐口爲祈壇主近江坂田郡福永住人中村理右衛門安規曾承應四年未之三月拾五日、

天満神社

神照村大字八幡中山に鎮座す、祭神菅原道真公なり、當社は其始め京極氏の臣中山五郎左衛門一族の勸請せし所なりといふ、此地は始め北野村と稱せしも、中山氏の領する所となりて、中山の地名となれり、中山氏亡びて後、村の産土神となれり、後慶安五年十二月、京都北野神社の分靈を請ひ、木像をも合祀す、

第六章 雑神

第一節 石神

我國に石を祀りて神と崇めし風習は其起源古し、延喜式神名帳にも河内、伊勢、陸奥、能登等の諸國に石神社又は磐神社の名見ゆ、但しイシガミと音讀せずして、イハカミと

訓みしが如し、諸國に石神と稱する社には上古の石劍、石棒を祀りしものあり、又自然の石を神靈に祀りしものありて一定せざれども、拜石の風は古き邦俗なり、本郡内にも石神に屬する神社少からず、息長村大字新庄の巖神社は維新前は岩尾大權現と稱したりと見え、柏原村大字梓河内の北部なる梓の山王神社は維新前は八王子權現と稱し、社殿もなく、山角にある巨岩を神と祀りて尊崇せり、故に附近村落の諺に事の無事を唱ふるに、梓の宮様でドウモナイ(異状なき方言)といふ、其他山間の巨岩を大瀧龍神と尊崇して、請雨の神となしたる例は諸國に多し、又社殿の神靈に自然の石を祀るもの少からず、醒井村に影向石と稱するものあり、輿地志畧に、影向石、醒井驛より南山谷二十間許入、山岸大藪の中にあり、類石最も多し、一石三頭の大石是也、日本武尊の影向石なりといふと見え、北郷里村大字垣籠の天満宮には石に天神の足跡ありし事を傳へ、息鄉村番場の北野神社に石を祀り、東黒田村大字山室の山上に天神岩と稱するものに、天神の足跡ありと傳ふ、同村大字本郷の井上山八幡石と稱し、古へ黒田氏が祈願を籠めし神石なりといふ類皆石神なり、此他本郡内にある山の神、野神、道祖の神は大抵石像に限れるが、如し伊吹村大字上野の山腹に祀る白山神社は古より杓子の森と稱せしが、維新後の祭神は天照大神、外二神なれども、石神なりしは杓子の森の名によりて知

らるゝなり、

杓子の森

伊吹村大字上野の山上小字高野に鎮座する白山神社は、古へより杓子の森と稱せし社なり、杓子はシヤクシにして、其起源は石神なりともいひ、或は然らずとも云ひ、未だ一致の説あらざれども、シヤクシの神の分布は諸國にわたりて弘し、新編武藏風土記稿に同國內に二十五箇所のシヤクシの神ありて、文字は石居神、釋護子、遮軍神、遮愚備、蛇口神、社宮司等を用ふ、尾張志にも六十六のシヤクシを列舉せり、又蜀山人の一話一言(卷二)にも正保元年釋寺野に鹿狩ありし事を記し、釋寺野は今の石神野かと説けり、掛川志にも山に祀るは山護神にて山の神のことなりと見ゆ、小高野に杓子の森と稱する神あるは、以上諸國に分布するシヤクシの神が古へに祀られて、終には森の名に傳はりたるなり、シヤクシの語はやがて杓子の字を宛て、更にオシヤモジサマの信仰を來したる所も少からず、犬上郡多賀神社に名物の多賀杓子あり、安藝の嚴島神社の杓子は殊に名高し、

當社の位置膽吹山の前嶺を爲す半腹にありて、上り途に當る、依て按ずるに郡内山に添ふ各村に多く祀らるゝ山の神と其信仰を一にし、高さより惡神の降りて里に入る

を塞ぎ、且つ山に入る者も亦身の安全を祈らんために祀られし神なるべし、即ち掛川志に見ゆる山護神にして、其神靈は石を祀りし所謂石居神ならん、

第二節 道祖神

道祖神は和名類聚鈔には、さへのかみと訓す、狩野掖齋の箋註には、同じく神靈類の中に列記しある岐神ふじののかみも、道祖神たぢののかみも、三神共に一なりと論せり、其は神代記口訣に、岐神は道祖神なり、又手向神とも名くとあるに據れるなるべし、さへの神は塞の神又障神とも書き、防塞の義より祀りし神ならん、延喜式に障神祭と見え、此祭りは外國人の京に入るに先つこと二日、京城の四隅にて營まられたり、諸國にても村々の境上に邪神を祭却するの意味により、障神祭は行はれたり、本郡内にも此神の祭らるゝもの多けれど、特に東黒田村大字長岡に存する塞の神は數多し、村の西隅に石像を祀り、東北隅に在るを大將軍、西南隅をおすはさん、西南にあるをおやつさん(谷なり)、西北隅に在るをおしやくさんと稱して今に傳ふるは、石神研究に好資料なり、而して同所の小字御領所に濟の君の墓と稱するものあり、土人京極氏の奥方の墓と傳ふ、曾て其墓を見しに、小さき五輪塔形の碑を建て、題石に濟の君の墓と刻したれども、近代の作なるを知る、

依て按ずるにこれ古の塞の神を塞のきみと轉訛し、終に濟の君の文字を用ひ、其地が京極氏、在邸の南隅なるに因み、奥方の墓と附會せしにやあらん、編者の居村(大野)にも村の四隅に石神を祀られしもの存し、今は地藏に變せり、此他郡内の諸村の入口に石佛の祀らるゝを見るは、其數枚舉に違あらず、これ古への道祖神の地藏と變せしものなり、大字志賀谷に胴の神あり、道祖神の音讀の訛にやあらん、

第三節 福の神と縁結神

防塞の意によりて祀られし道祖神(さく)は、塞又は障の用字のみならず、終には幸の字を冒し、福德の神と變せし例もあり、又縁結神に變せしもあり、同じく幸(さい)の文字によりて、信仰を一轉せしものならん、大字長岡に縁結地藏あり、この類か、近江輿地志略に庚申は幸神にて、猿田彦命なりとするは、垂加流の神道秘傳に見ゆるよしを記す、幸神と庚申の同音より、一體となりしものか、

福の神につきては、第五章南郷里村大字榎木の天満神社の條に百鍊抄の記事を引證し置きたれば、此には省くも、古今著聞集に福大明神の神體は狐なりと見ゆ、狐を稻荷と稱するは、今人猶誤傳を信ず、人にして獸類を祈りて福德を希ふ、迷信も亦極れりと

謂ふ可し、神照村大字列見に古へ有名なる狐の神あり、今は一小堂を存するに過ぎざれども、近古までは遠近集ひ來りて此神を信仰せしにや、享保や寶曆やの銘ある繪馬札に、犬上郡、淺井郡よりの信仰人の名を記するもの存す、近江志新開略記に、伊吹因幡守は列見村の領主也、此家に不思議の事あり、此家の守護神の狐は七百餘歳を経て、近世にも神妙奇特を顯す、列見の小左衛門狐是也、萬民淵底知所也、と見ゆ、果して福大明神の社なりしや否や詳ならざれども、幸を祈りし神なるは明なり、

第四節 大將軍社

大將軍の信仰も其由來古し、桓武天皇平安奠都の時、高八尺の土偶に鐵の甲冑を着せて埋めし將軍塚は、其名高く、夙に帝都の境に邪神を防止せんためなりとは史に見ゆる所なり、此信仰は諸國にも行はれて、其史蹟の存するもの少からざるは、大將軍神社の名にて知るべし、蓋此等の神社には將軍の名に因みて、田村將軍に附會されしもの多きを聞く、本郡内に古の儘に大將軍神社と稱するは、僅かに大字長岡に一社のみなり、此神も亦時代變化をなせしものあり、神田村大字加田に小字大掌郷に秋葉神社を祀る、これ古への大將軍の神が、後に秋葉の神に變せしものならん、其他一社の神と

して現存するはなきも、大將軍の森と稱し、或は二三株の古樹ある下に石像を安置し、大將軍、大尉魔など稱するもの少からず、中には將軍地蔵と稱するものあり、之れ大將軍の石神が後に地蔵尊に變じて、將軍(將一作勝)地蔵となりしものなり、大將軍の神を八王子と稱する例も少からず、そは八王子中の一人なりとの説に因む、故に本郡にも大將軍を八王子と稱せし村もありしにや、其神の名の地名に存するもの少からず、左に郡中の土地小字名に石神、大將軍、八王子など見ゆるものを列記す、

柏原村大字柏原

大將軍

同村大字須川

大將軍

大原村大字天滿

八王寺

同村大字池下

八王寺

東黒田村大字西山

東八王寺 西八王寺 八王寺

同村大字志賀谷

岩の神 岩神

法性寺村大字世繼

上石神 横石神 北石神 南石神

法性寺村大字飯

大將軍

神田村大字加田

大掌郷

西黒田村大字鳥羽上

大將軍

同村大字本庄

下大正言 上大正言

六莊村大字高橋

大將軍

南郷里村大字七條

大將軍

北郷里村大字保多

大將軍

同村大字春近

八王寺

神照村大字川崎

八王寺町

同村大字口分田

大將軍

神照村大字今

大將軍

同村大字保田

大將軍町

同村大字國友

上石神 中石神 下石神

同村大字小澤

大將軍

同村大字八幡中山

八王寺 南八王寺 北八王寺 大八王寺

神照村大字新庄馬場

大上郷

第五節 山の神

四四〇

山の神も古き歴史を有す、日本紀景行天皇四十年、膽吹山の條には山神、荒神の名見ゆ、日本島國先住民の頭目にして、歸順和熟するものは即ち國つ神(地祇)と稱せられ、新住民に抵抗する者は即ち之れを荒神といひしなるべし、又傳教大師が比叡山に延曆寺を創立するに方り、山王祠を山麓に建つるは、支那の天台山國清寺に祀りし神の名に習ひしにて、之を日本の信仰に當れば大山祇命なり、山神を崇祀して地を請ひ、併せて將來の守護を頼みしにて、本邦固有の思想としても、荒ふる神は山に在りて、常に畏怖を以て平野に臨みたりし世の態なり、されば山王の神も山神の系統なるかと、柳田國男氏は説かる、倭名類聚鈔にも山神ヤマノカミと見ゆ、本郡内、山の頂或は溪間に山の神を祀るもの少からず、然れども山の入口に祀らるるもの最も多し、之れ高さより荒ふる神の降下を防止するの意によりて祀らるるにて、老樹の森を爲す中に石像を安置せり、樵夫獵師等が山に入るに臨み奉崇する神なり、土俗の例に十一月九日を山の神の祭日とし、杣木挽職のもの酒食を供し、近親を招きて祝杯を擧ぐ、又傳説に此日山に入れば災ありとて、山樵を禁ず、各村の山神の數は枚擧に遑あざれば、別に記せず、

第六節 野神

野神は田神とも稱し、其起源も古へにありしが如し、田神を祀るの詩は支那の古へにも見ゆ、本郡にも野神の分布少からず、而して、まつりといはすして、其祭祀は多く秋にあるが如し、故に土地によりては其村の秋の祭禮を野神と稱す、即ち春祭には氏神、秋祭には野神に分ちしなり、大字長岡の野神祭りは、他に其例を聞かざる珍らしき古例あれば、之れを記さん、元來長岡には四社の野神ありしが、今は村の西北なる愛宕の小丘の巔を野神(なみの)といひ、古への四野神を之れに合祀せり(古へは琴岡山(原)の麓なり)、老松樹四五樹丘地を遶り生ずるの外、社殿の設なし、古來祭禮は七月二十六日に定まりしが、明治三十六年改めて九月十五日とせり、祭禮の順序は長岡の村を四組に分ち、毎歳一組づゝ當番にて、神事の準備を爲す、當日に至れば先づ當番の組より各組に使者を送りて迎ふ、時刻至れば各戸主は社袴を着し社參す、二組は東道より進み、二組は西道より進み、田圃に出づれば鉦を打ち、太鼓を叩くを合圖として、兩組遙かに相應じ、一齊に扇子を開き、田面をあふぎて、圓滿々々と數回連呼す、五穀の豊稔を祈る式なりといふ、而して二道より進みて相會すれば、列を爲して進みつゝ、再三圓滿々々の囃を爲し、神前に至れば先づ神幣を捧げ、神酒神饌を供し、各組の年長者玉串を捧げ、式終れば

神前に於て相撲の儀あり、勝ちたる組を次年の當番と定む、然れども今は村を十二組に分ち、二組づゝ順次年當番とし、相撲の式は廢するに至れり、他の各村に於ける野神祭禮は種々の式ありて一定せず、然れども太鼓、鉦、横笛等にて喧々擾々列をなして參拜し、幣帛神饌を供する例多し。

第七節 犬神

天満宮

六莊村大字平方に鎮座す、祭神菅原道真なり、此社はもと小白丸といふ犬を祀り、犬上明神と稱せしを、加賀侯通行の際、天満宮と改めたりといふ、淡海温古録并に近江志新開略記に曰く、昔此所に目健解といふ、名譽奇特の犬有て、その子に小白丸といふ犬有り、神變を顯し、後犬上明神に祭らるゝといふと、此説三國傳記を引用せしものなり、(項志詳)三國傳記の説には目健解を目檢柳と記し、其子の小白丸は犬上の大瀧にて殺されしに、平方にては社傍の墓を小白丸とし、此神の祭神をも小白丸とす、如何なる譯にや。

按ずるに犬上明神は犬神の神と上との轉字なるべし、犬神は關西諸國に傳はるもの少からず、閑田耕筆に九州には犬神つかひと云ふものあり、犬の靈を祭りて使令すと

傳ふと見ゆ、其他日本百科大辭典に井上圓了博士の説見え、醍醐隨筆并に本居内遠の賤者考等、犬神の事を記す、吉田博士は地名辭書に犬上郡大瀧の條の終りに、此俗説は泉州犬鳴瀧の故諺と相疑似すと附記せらる、設令神變を顯したりとて、犬を神に祀りし野卑なる時代思想は憐むべきなり、幸に前田侯の祭神を改めらるゝありしは喜ぶ可きなり。

第七章 神饌幣帛料供進の神社と指定の年月

本郡内神社にして内務省令に基き、滋賀縣告示を以て神饌幣帛料の供進を指定せられしもの左の如し(大正二年一月現在)

縣社	社名	鎮座地町名	大字名	指定年月
八幡宮	長濱町神	前	前	明治四十年三月
郷社	鎮座地村名	大字名	指定年月	
岡神	大原村間	田	田	明治四十一年四月

上	鄉	大	八	八	春	泉	日	鹿	足	日	春	熊	熊	磯
坂	里	寶	坂	幡	日	神	吉	座	柄	枝	日	岡	野	崎
神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神
社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社
北	南	息	神	烏	東	春	神	北	南	南	同	西	法	入
鄉	鄉	長	田	居	黑	照	照	鄉	鄉	鄉		黑	性	江
里	里	村	村	本	田	村	村	里	里	里	村	田	寺	村
村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村
東	榎	多	加	原	北	大	國	西	七	宮	蘭	常	長	磯
上	和				清	上								
坂	木	田	田	方	水	友	坂	條	司	原	喜	澤		
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
前	前	前	前	前	前	前	前	前	前	前	前	前	前	前

八	加	長	加	志	平	八	勝	八	社	日	岡	坂	都	山
幡	茂	岡	茂	賀	野	坂	居	相		撫	神	田	久	田
神	神	神	神	神	神	神	神	神		神	神	神	麻	神
社	社	社	社	社	社	社	社	宮	名	社	社	宮	社	社
同	同	同	同	東	伊	同	春	柏	鎮	日	法	入	鳥	山
村	村	村	村	黑	吹	上	照	原	座	撫	性	江	居	田
西	萬	長	本	田	村	村	村	村	地	村	寺	村	本	村
	願			志	彌	藤	杉	大	村	顏	宇	朝	宮	宮
				賀				野	名		賀	妻	筑	田
山	寺	岡	鄉	谷	高	川	澤	木	指	戶	野	摩	田	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	定	同	同	同	同	同
前	前	前	前	前	前	前	前	前	年	前	前	前	前	前
									月					

第九編 寺院志

附 國寶志

八坂神社	日枝神社	久志神社	琴岡神社	日枝神社	忍海神社	六所神社	相撲神社	八坂神社	天満宮
神照村	六莊村	東黒田村	春照村	神照村	六莊村	入江村	同相村	同新村	神照村
園	谷	木	郷	田	原	撲	場	田	
同前	明治四十五年三月	同前	明治四十三年九月	同前	同前	明治四十三年三月	同前	同前	同前

第九編 寺院志

附 國寶志

八坂神社	日枝神社	久志神社	琴岡神社	日枝神社	忍海神社	六所神社	相撲神社	八坂神社	天満宮
神照村	六神村	東黒田村	春照村	神照村	六神村	入江村	同相村	同新庄	神照村
園	園	谷	木郷	同	同	原	同	同	同
同前	明治四十五年三月	同前	明治四十三年九月	同前	同前	明治四十三年三月	同前	同前	同前

第九編 寺院志附國寶誌

第一章 總論

近江國は京畿に近く、佛教の流布は極めて早し、本郡に於ても佛教最初の縁は、推古朝の興佛時代より結ばれ(第一章參照第十)爾來奈良朝諸大寺の寺領となり、三輪法相、華嚴、戒律等諸宗の派下に屬する寺院(靈仙寺、筑摩寺、眞源寺、長福寺、伊吹山寺等)も創創せられしが、傳教大師天台宗を比叡山に開き、弘法大師眞言宗を京師に説き、其勢力舊宗を壓倒し、其熾なるに及びて、新奇に投ずる人心は、既に此二教に向て信仰心を進めたり、是に於て古き宗派の寺院は漸く衰へ、新興の寺院盛となれり、殊に叡山山徒の勢力加はるに隨つて、其寺領各地に多くなり、本郡の如きも山門領の關係は第五篇第十一章に詳記せしが如し、其土地山門領となれば、山門の守護神たる日吉の神を分祀し、土地の守護神と爲すと同じく、其庄内には又天台寺院の創立さるは當時に於ける自然の理なり、眞言宗も其宗の碩學益信僧正が本郡に神照寺を創立してより、天台宗と對立せり、安元元年法然上人淨土宗を開き、一向專修の法を説く、文治二年の大原談義は著名の法論なり、法

然上人の門下より出でし親鸞上人は即ち淨土眞宗の開祖なりしが、同じ法然上人の宗系より一遍上人出でし、時宗を開く、一遍上人は全國を遊行勸進せしより、遊行上人の名あり、弘安七年京都より北陸に遊行さるゝの途次、本郡に遊化し、番場の辻堂に於て道俗を化導し、後終に一寺を創む、北條氏一族終焉の地として有名なる蓮華寺は即ち是なり、蓮華寺は時宗十二派の一なる一向派の本山なり、親鸞上人は元仁元年に淨土眞宗を開き、廣く道俗を化導されしも、上人は主として東國を巡化されたり、近江の勸化は嘉禎元年東國よりの歸路を始めとす、其後覺如、存覺の二上人出で、本願寺の勢力遽に膨張せしも、二上人の勸化は北越に多かりき、然れども近江の地は京都北越の通路に當れば、往復共に其化導に歸するもの少からず、但し其教義の江州に蔓延せしは、蓮如上人の寛正元年の巡化以後とす、長澤福田寺、成亥の福勝寺等、所謂湖北の大坊主と稱せられし寺院を始め郡内の寺院中、蓮如上人の時、古來の宗派を改めて眞宗に歸せりと傳ふるもの少からず(寺院史)福勝寺に藏する親鸞上人左上の御影と稱する畫像は、文明六年八月、蓮如上人が授與されしといふによりても、當時弘教の狀を察すべし、建久年間に榮西禪師禪宗を開き、漸次盛にして一宗二十四派と稱するも、本郡には古き禪宗の大刹なかりしが如し、建長五年日蓮上人が日蓮宗を鎌倉に開きしも、當

時其宗風未だ關西に及ばざりしが、日像上人が永仁五年四月、京師に來りて其宗を鼓吹し、法華宗と稱せし以後は、其教義諸州に弘またり、本郡法華宗の濫觴も、延慶二年日像上人の巡錫に始まりしは、神田村の妙立寺記に證さる、然れども日宗は天文五年七月、叡山僧徒の打撃、所謂法華亂に遇ひて、宗勢地に墜ちたり、此前後に於て基督教の傳來、各宗の分派等唱へられしも、本郡に弘く信仰せられしものなし、獨り眞宗は其宗義の平易にして道俗に信じ安きと、蓮如上人が教勢を張りし後、實如、顯如の二上人相次で銳意弘教に勤めたるにより、本願寺の勢力益々大となり、永祿二年終に准門跡と稱せらるゝに至る、此頃より武將が宗徒を利用し、又宗徒が武人に難を構ふるに至りたり、天文元年江南の六角定頼が日蓮宗徒を使喚して、本願寺の山科別院を燒きしが如き、又江北三郡の十箇寺が淺井氏、朝倉氏の爲に門徒を率ひて、信長の兵に當りしが如き、所謂一向一揆なるものが尾、參、加、越の諸州に起りしが如き、又有名なる石山本願寺の亂の起りしが如き、何れも政治上の防害尠からざりき、されば信長は元龜二年九月十三日、三千の堂舎を一炬に燒き盡せり、是に於て平安朝以來大勢力ありし天台宗も一頓挫を來せり、信長本能寺の變後、豊臣氏は諸宗の佛教を已れの藥籠中のものとし、治世の上に應用して、寺領安堵の折紙を與へ、或は堂塔を再建せしむる等、天下の人

心を集攬せり、比叡山の再興、大佛造營即ち此目的に出でたり、本願寺の如きも顯如上人に許して、京都西六條に寺地を與へ、大堂を建立せしめたり、初め秀吉長濱城に封せらるゝや、淺井氏の小谷城麓にありし妙法寺、知善院、徳勝寺等を長濱に移し、寺領を與へて安堵せしむ、其子秀勝の卒するや、日蓮宗妙法寺に葬りしと云ふ、秀吉の姉瑞龍院が村雲御所の祖となりしとに考へ合せて事實なるべし、又尾張出身の英雄が日蓮宗を崇拜せしを證するの材とすべし、本願寺の教如上人は顯如上人の跡を繼ぎしが、准如上人との間に法燈相續の争ひ起りたり、秀吉命じて准如上人を立つ、慶長五年兩上人は京都を出で、徳川家康に江戸に謁せんとす、石田三成之に遮りしかば、准如上人は三州より歸洛せしも、教如上人は三成の言を用ひざりき、教如上人が膽吹の春日谷に避難せしは此時なり、關原の一戰三成敗死の後、家康は其志を喜び、慶長七年二月、教如上人に東六條に寺地を與へ、殿堂を建立し、祖像を安置せしむ、之を大谷派本願寺とす、爾來新陳代謝の理法に準じて、此派の隆盛を來し、末寺の創立昌となり、現今に至りては、本郡寺院中其數最も多きものとなれり、推古天皇興佛時代の初めより今日に至る迄、本郡佛教宗派の變遷の概略は此の如し、本篇寺院表の宗派別、并に廢寺趾の數を併せ考ふれば、古來新陳代謝の實例を主肯するを得べし、但眞宗諸寺の寺傳が、十中の八

九は筆を描へて、古へは天台又は眞言宗なりしが、中古眞宗に轉せりと記するも、其中には眉に唾すべきものあるを信ず、眞宗寺院の中には近き古へまで道場と稱して單に開法の所たりしを、後年に至り木佛寺號の許可を得て、一寺となせしもの少からず、然れども本誌寺院の由緒は總て各村誌に基きて記し置けり、

第二章 寺院表

天台宗

寺名	宗派	開基年月	開祖名	所在地
圓乘寺	天台宗	弘仁六年	傳教大師	柏原村大字柏原
明星輪寺	同上	同上		同上
清瀧寺	同上	弘安六年		同上 上大字清瀧
石堂寺	同上			同上 上
常福寺	同上	不詳		同上 上大字梓河内
觀音寺	同上	寶龜年中	不詳	同上 大原村大字朝日

第九編 寺院志 附圖實志

松尾寺	日光寺	安能寺	知名寺	知善院	靈泉寺	大胸院	寶持坊	實相院	成就院	圓滿寺	教覺院	杉本坊	悉知院
同	同	同	同	同	真言宗	同	同	同	同	同	同	同	同
上	上	上	上	上	元和五年十月	天文年間	弘仁年間	不詳	承應二年	不詳	不詳	建治二年	神護景雲年間
不詳	不詳	嘉祥年中	不詳	天正年中									寶龜年間

眞言宗

役小角	安惠和尚	不詳	不詳	不詳	宥繼	心友法師	空慶法師	不詳	快俊	不詳	不詳	不詳	泰澄	飛行上人
醒井村大字上丹生堂の上	東黒田村大字長岡	西黒田村大字名越	長濱町大字相生		柏原村大字清瀧	同上大字大野木	同上大字清瀧	春照村大字高番	同上大字杉澤	同上大字村木	同上大字藤川	同上大字上平寺	同上大字上野	伊吹村大字上野

安養院	香照寺	長尾寺	光明院	正覺寺	松樂院	林藏坊	實相坊	總持寺	遍照院	花養坊	神照寺	天王寺	舍那院	不斷光院
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上
同上	嘉曆二年三月	寶龜年間	文永元年	未詳	未詳	未詳	未詳	未詳	天平十一年	永享五年	同	寛平七年	文龜二年	弘仁五年

第九編 寺院志 附國寶志

同	明海上人	飛行上人	願行上人	未詳	未詳	未詳	未詳	未詳	行基菩薩	實濟上人	同	本覺大師	實意法師	空海	下坂茂兼
同上	同上大字伊吹	同上大字大久保	東黒田村大字志賀谷松ヶ鼻	同	同	同	同	同	南郷里村大字宮司	同	同	神照村大字新庄寺	同上大字祇園	長濱町大字神前	六莊村大字下坂中

淨國寺 淨土宗 正保二年

眞言宗修驗

嘉吉元年

眞宗本派

觀應年間(改宗)

不詳

永正元年六月

永正十五年(改宗)

延長八年三月
永正十年二月

慶長元年

貞享二年

元和二年十一月

元和二年三月十六日

正和三年

縱譽 長濱町大字北船

四五四

妙達 柏原村大字柏原

柏原村大字柏原

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上大字長久寺

同 上大字大野木

春照村大字春照

伊吹村大字上野

同 上大字伊吹

龍寶院	教誓寺	成福寺	寶林寺	安立寺	勝榮寺	西來寺	妙光寺	淨善寺	善樂寺	西光寺	專休寺
眞宗本派	眞宗本派	眞宗本派	眞宗本派	眞宗本派	眞宗本派	眞宗本派	眞宗本派	眞宗本派	眞宗本派	眞宗本派	眞宗本派
觀應年間(改宗)	觀應年間(改宗)	觀應年間(改宗)	觀應年間(改宗)	觀應年間(改宗)	觀應年間(改宗)	觀應年間(改宗)	觀應年間(改宗)	觀應年間(改宗)	觀應年間(改宗)	觀應年間(改宗)	觀應年間(改宗)

圓德寺	妙覺寺	西勝寺	光福寺	圓覺寺	寶安寺	了德寺	圓光寺	成光寺	光顯寺	皆圓寺	啓福寺	淨宗寺	岩長寺	寶福寺
上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上
應永二十九年七月	明應二年六月	寛永七年正月	天正二年	寛文十三年	文明年間	不詳	未詳	未詳	未詳	天文二十三年	安永二年七月五日			

僧順覺	僧智道	僧宗尊	不詳	僧春了	誓巖法師	堅田出雲頭吉 平道親	不詳	未詳	釋大進	信乘法師	釋道宗	正道	見真大師	
大原村大字野一色	同 上大字小田	同 上	同 上大字池下	東黒田村大字北方	同 上大字山室	醒井村大字醒井	同 上大字枝折	同 上大字上丹生	同 上大字樽ヶ畑	息長村大字能登瀬	同 上大字日光寺	同 上大字西圓寺	同 上大字新庄	同 上大字箕浦

明德寺	西法寺	本授寺	正蓮寺	教善寺	光善寺	光明寺	稱名寺	誓立寺	無量寺	信行寺	明願寺	淨琳寺	安立寺	專宗寺
上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上
天保二年十一月	天文八紀年三月	建曆年間	未詳	永正九年八月	未詳	天明八年三月	寶曆七年四月	未詳	未詳	應仁元年正月	未詳	未詳	慶長六年	未詳

釋秋月	未詳	慈眼坊	未詳	僧正	未詳	僧慈	僧現	未詳	未詳	僧佛	僧招	未詳	僧安立齋	僧慧明
同	息鄉村大字番場	同	鳥居本村大字宮田	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
上大字岩脇		上	上	上大字甲田	上大字中山	上大字男鬼	上大字佛性寺	上大字莊嚴寺	上大字原	上大字小野	上大字鳥居本			

上品寺	光德寺	教圓寺	教覺坊	源隆寺	蔡華寺	願乘寺	稱念寺	上妙寺	正行寺	善照寺	德善寺	法輪寺	光專寺	蓮成寺
上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上
未詳	未詳	慶長七年	建仁年中	元和年中	永享年間	文久六年三月	明治八年	同上	天正二年正月三日	天正年間年月不詳	永正十三年	享保六年十二月十四日	寬正三年三月	

未詳	未詳	僧圓教	僧教	隆善	願善	善慶	賢法	祐伸	道西	泰聽	福順			
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同			
上大字笹尾	上大字善谷	上大字米原	上大字中多良	上大字朝妻筑摩	上大字磯	法性寺村大字飯	上	上	上大字賀野	上	上			

福田寺	證光寺	西願寺	來照寺	正賢寺	安明寺	得法寺	西長源寺	金德寺	常德寺	教圓寺	了廣寺	圓立寺	願德寺	福勝寺
上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上
白鳳十二年月日不詳	元龜三年十二月二十四日	明應七年二月二十八日	天文十四年三月	不詳	文明十年十一月三日	延慶元年三月	永正十年八月十日	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	神龜元年五月
覺乘	道西	法善	正受	不詳	順如上人	大鳥居氏本龍	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	僧行基
同 上大字長澤	日撫村大字顏戶	同 上	同 上大字高溝	同 上大字舟崎	神田村大字加田今	同 上大字加田	西黑田村大字本庄	同 上大字常喜	同 上大字鳥羽上	同 上	同 上大字名越	同 上大字蘆原	六莊村大字勝村	同 上大字大戌亥

眞福寺	金光寺	極安寺	願通寺	淨願寺	因乘寺	眞善寺	眞善寺	憶念寺	金法寺	本派本願寺休泊所
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上
明應六年	不詳	永正元年十月	文明年間	正和三年三月	永享十年三月	明治五年	延德元年	承和二年	明治十四年	同
僧了惠	不詳	淨誓	道順	見眞大師	道了法師	聞學	正保院圓阿	阿闍梨良信	同	同
同 上大字高橋	同 上大字下坂中	南郷里村大字小堀	同 上大字七條	同 上大字榎木	神照村大字國友	同 上大字新庄中	同 上大字小澤	同 上大字南方	同	同

眞宗大谷派

眞宗大谷派	文祿四年	延寶五年二月再興	明應七年九月	不詳
勝專寺	同	同	同	同
專了寺	同	同	同	同
見瑞寺	同	同	同	同
德願寺	同	同	同	同
敬山法師	同 上大字須川	淨惠法師	同 上大字大野木	不詳
同	同	同	同	同

傳因寺	善證寺	柳岸寺	立勝寺	唯佛寺	智通寺	光了寺	善通寺	念願寺	長圓寺	翠巖寺	講善寺	松音寺	大久寺	光專寺
上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上
不詳	天正十年六月	慶安四年正月十五日	永正十三年	慶長五年	元和三年三月十六日	不詳	延寶二年二月	寬文五年七月十八日	慶長五年七月十八日	文明年間	貞享二年二月九日	寬文八年八月八日	慶長年間	延寶五年二月十五日
不詳	誓導法師	不詳	法順	善證	了意	福甚禪門	惠琳坊圓了	不詳	釋淨玄	乘哲	惠教	池之坊	誓玄	僧西了
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上
上	春照村大字春照	同	同	同	同	伊吹村大字彌高	同	同	同	同	同	同	同	大原村大字市場

明秀寺	光西寺	光運寺	西元寺	青蓮寺	即法寺	聽信寺	入善寺	淨蓮寺	眞勝寺	福願寺	了敬寺	淨休寺	眞入寺	長樂寺
上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上
文龜元年十一月十二日	明應六年八月二十四日	不詳	寬永五年四月	慶長八年	明曆元年二月	元和三年	不詳	永祿十二年四月	元和元年	天正二年	天文十年八月十九日	文祿元年三月五日	未詳	寬永元年五月
僧玄誓	僧願了	不詳	僧玄哲	僧清蓮	僧即誠	僧玄了	不詳	僧乘月	不詳	榮淳法師	釋海念	僧了玄	未詳	僧宗春
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	東黑田村大字志賀谷	同	同	同	同
上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上

永源寺	福念寺	長恩寺	通來寺	等倫寺	法善寺	源海寺	正福寺	皆圓寺	正業寺	光常寺	永福寺	一念佛寺	即往寺	崇德寺
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上
寬永三年三月五日	天和三年十一月十九日	承應三年四月	慶長二年五月	天正年間	天文九庚子年	不詳	不詳						寬永十五年八月二十八日	中興天文十四年
僧良祐	僧法道	僧知春	不詳	津梁院誓善	祐順	不詳	釋淨念	秀範法師				釋玄加	釋了海	未詳
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上
萬願寺	西山	北方	一色	醒井村大字	醒井	能登瀬	新庄	箕浦	多和田					

開信寺	善仁寺	綠苔寺	得法寺	正覺寺	淨信寺	敬永寺	法雲寺	稱揚寺	正恩寺	嚴因寺	妙滿寺	善行寺	眞廣寺	今江寺
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上
慶安二年	未詳	未詳	未詳	正應五壬辰年六月	寬永十三年頃	未詳	未詳	未詳	未詳	未詳	永正二年三月	寬永元年	萬治年中	正元元年
未詳	未詳	未詳	未詳	未詳	未詳	未詳	未詳	未詳	未詳	未詳	未詳	未詳	未詳	未詳
未詳	未詳	未詳	未詳	未詳	未詳	未詳	未詳	未詳	未詳	未詳	未詳	未詳	未詳	未詳
醒井村大字	下丹生	上大字榑ヶ畑	息鄉村大字牛打	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上

宗樂寺同	田勝寺同	圓法寺同	正等寺同	東長源寺同	持專寺同	心緣寺同	薰德寺同	雲西願寺同	教光寺同	本光寺同	聞法寺同	證光寺同	了信寺同	淨念寺同
上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上
元祿六年三月	不詳	不詳	萬治三年	天正十二年	嘉祿四年	天和二年四月四日	寬永三年	永正元年	寶龜年間	貞享二年	慶長六年六月三日	不詳	永正七年	永祿六亥年六月

不詳	不詳	不詳	僧寶海	不詳	不詳	惠運	行春法師	淨真	名超童子	宗賢	歡仙	了賢	了教
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
上大字鳥羽上	上	上	上	上大字本庄	上	上	上	上	上大字舟崎	上大字高溝	上	日撫村大字顏戶	六莊村大字世繼

願淨寺同	極性寺同	增光寺同	福泉寺同	淨久寺同	西蓮寺同	滿立寺同	寺田支院同	西福寺同	大雲寺同	善覺寺同	養善寺同	了念寺同	了源寺同	吟松寺同
上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上
天文二十一年九月十二日	文祿元年十二月	同上	延元二年正月	天和二年二月二十三日	慶長六年六月	不詳	文政三年	寬延元年	不詳	元祿二年	不詳	承應二年二月二十五日	不詳	寬永元年

了圓	教西	不詳	不詳	法德	淨閑	不詳	不詳	僧祐海	僧玄入	不詳	僧慶祐	不詳	北條賢海
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
上大字加納	上大字南小足	上	上大字七條	上	上	南鄉里村大字宮司	上大字寺田	上大字田村	上大字下坂中	上大字永久寺	六莊村大字八幡東	上	上大字蘭原

願隨寺同	圓乘寺同	圓教寺同	順慶寺同	授法寺同	淨圓寺同	皆念寺同	念力寺同	通念寺同	利覺寺同	德明寺同	長願寺同	極安寺同	光覺寺同	能稱寺同
上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上
永正七年四月	不詳	慶安三年四月	延元二年	明應五年二月	慶長八年	康永年中	慶長年中	明應八年三月十五日	天正十八年 東野行信中興ス	慶長五年	寬永十八年	觀慶二年正月	不詳	

不詳	不詳	中興圓基	春阿彌	空玄	義專	開扇院龍道	成瀬道譽	本覺坊宗善	不詳	法德	了安	見真大師	清安
同	同	神照村大字川崎	同	同	同	同	同	同	北郷里村字大石田	同	同	同	同
上	上	大字山階	大字西上坂 (小字御子海邊)	大字東上坂 小字正尺	大字春近	大字保多	大字垣龍	大字堀部	大字南田附	上	上	大字榎木	上

淨願寺同	教念寺同	源光寺同	西空寺同	誓傳寺同	淨覺寺同	順光寺同	了願寺同	恭敬寺同	遍增寺同	願海寺同	岩隆寺同	蓮澤寺同	西光寺同	淨澤寺同
上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上
明應五年十一月五日	中興天和二年七月六日	不詳	大永四年	天平十五年五月	明應元年三月	天祿三年二月	明應年間	天正元年二月	文明三年三月	天文二年(改宗)	慶長七年十月	慶長九年四月	寶永七年	慶安三年

淨顯同	中興圓實同	心西同	龍昇同	覺尊證大居士	順信師	觀光同	了願坊同	西光同	良因同	祐專同	道顯同	釋淨了同	大谷正願同	山階賢知同
上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上
大字相撲	大字森	大字下之郷	大字新庄馬場	大字新庄寺	大字橋本	大字國友	大字今	大字保田	大字分田	大字保田	大字保田	大字保田	大字保田	大字保田

善照寺	專福寺	歸命寺	金光寺	五村別院支院	德滿寺	大通寺	一心寺	淨林寺	安淨寺	願養寺	善隆寺	勝福寺	宗圓寺	覺應寺
上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上
明應五年十月五日	慶長六年三月十五日	寬永四年	承和二年	元祿八年三月	寬治三年四月	寬永十六年三月	文祿二年	不詳	寬文四年	不詳	不詳	文龜三年十二月	天文二十年	大永二年三月

專信	玄智	良信	德滿	宣如	忍長	不詳	貞順	不詳	明西	宗欽	佐々木信鏡
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
上大字祇園	上大字列見	上大字十里	上大字南方	上大字八幡 中山	長濱町字御堂前	上大字東本	上大字南吳服	上大字大手	上大字北吳服	上大字祝	上大字永保

眞願寺 眞行寺 眞宗佛光寺派

明源寺	正圓寺	報光寺	眞樂寺	正光寺	大樂寺	定樂寺	福性寺	本龍寺	教圓寺	常性寺	法證寺
上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上
慶長五年	明應三年(改宗之時)	不詳	寬文九年二月	天文三年三月十三日	寬永十七年	寬文四年二月二十四日	寬文四年正月二十四日	文化十三年	安永八年五月	寬永元年十一月十三日	寬文中

永敬	不詳	不詳	圓正	法覺	寶乘	僧教	僧教	僧觀	淨後法師	僧圓智	釋道念
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
上大字神戸	上大字船山	柏原村大字柏原	春照寺大字高番	上	上大字杉澤	上大字村木	上大字清水	大原村大字下夫馬	上	東黒田村大字志賀谷 字加勢野	上大字菅江

善覺寺	善性寺	高德寺	明照寺	佛照寺	本照寺	佛道寺	明光寺	喜光寺	深光寺	廣林寺	佛願寺	佛嚴寺	佛光寺掛所	圓明寺
上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上
不詳	延喜年中	未詳	正和元年	正和元年	永德四年正月	元慶年中	永祿元年九月	延德二年	保元年間	康永年間	明治二十八年十二月	正德五年十一月二十八日		
不詳	顯道法師	未詳	覺佛	覺佛	明佛	智證大師	了誓	道德	不詳	僧實	不詳	不詳	道悅	
醒井村大字枝折	息長村大字能登瀨	同 上大字寺倉	息鄉村大字樋口	入江村大字米原	同 上	同 上大字下多良	同 上大字朝妻	同 上大字磯	法性寺村大字世繼	日撫村大字顏戶	六莊村大字平方	同 上大字室	同 上	南郷里村大字大東

光臺寺	圓光寺	佛心寺	正光寺	長福寺	龍澤寺	蓮華寺	興善寺	永明寺	松尾寺	三學寺	成佛寺	長命寺
上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上
正慶二年八月十一日	嘉曆元年一月四日	仁治三壬年	不詳	天平九年 年月不詳(改宗)	推古天皇廿三年	正應三年四月	寬文四年	貞享元年	不詳	不詳	天長年間 應永年間(改宗)	
圓實	覺專	明空法師	不詳	律師憲崇	真教上人	鐵牛	不詳	不詳	不詳	不詳	岳山	
同 上大字今川	同 上大字加納	神照村大字中澤	長濱町大字永保	柏原村大字柏原	同 上大字梓河内	息鄉村大字番場	神田村大字加田	柏原村大字柏原	伊吹村大字上野	息鄉村大字牛打	同 上大字三吉	柏原村大字柏原

久昌寺	宗舜寺	玉泉寺	法林院	萬松院	常樂院	西福寺	總寧寺	靈水寺	青岸寺	阿彌陀寺	德勝寺	西圓寺	少林寺	多田幸寺
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上
慶安二年	不詳	天文十七年	天正貳年	享保年中	正德十二年十一月十七日	文明三年	永德三年	天平年中	不詳	建長八年五月	應永年間	不詳	正保三年	寬仁二年

壽林尼	曉山宗舜	宗玩	玄英	虛庵普觀禪師	同	心甫全知和尚	通幻寂鑑大和尚	行基	不詳	密仙宗補	通峯	不詳	僧拙山	僧源賢
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上
東黑田村大字志賀谷	春照村大字杉澤	同	同	同	同	同	同	入江村大字梅ヶ原	同	神田村大字加田	六莊村大字平方	息長村大字西圓寺	鳥居本村大字笹尾	六莊村大字田村

良疇寺	萬年寺	妙立寺	常昌寺	妙法寺	彌勒堂	觀音堂	藥師堂	大日堂	阿彌陀堂	清傳寺	藥師堂	毘沙門堂
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上
不詳	寬文十二年(此處に移りし時)	延慶二年二月	正中元年	天正元年	不詳	建久四癸年	不詳	不詳	不詳	佛光寺派道場	不詳	元慶年間

日蓮宗

堂字

僧天山	不詳	大覺如實上人	日像	日富	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	多賀藤太夫	不詳	三修沙門
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上
長濱町大字田町	神田村大字加田	南郷里村大字新榮	長濱町大字南片	柏原村大字柏原	上大字須川	上大字大野木	春照村大字高番	同	同	同	同	伊吹村大字大久保

毘沙門堂	觀音堂	藥師堂	梅林庵	道場	毘沙門堂	道場	正眼庵	觀音堂	道場	坪井藥師堂	藥師堂	蓮華庵	阿彌陀堂	觀音堂
慶長年間	不詳	曹洞宗	同上	真宗本派	真宗	曹洞宗	十一面觀音	真宗佛光寺派	未詳	未詳	未詳	未詳	未詳	未詳
日下家次	八人	不詳	不詳	未詳	未詳	玉鳳尼	安證上人	未詳	未詳	未詳	未詳	未詳	未詳	未詳
大原村大字池下	同上	東黒田村大字志賀谷	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上

藥師堂	觀音堂	圓成庵	地藏堂	地藏堂	藥師庵	神田寺末道場	淨念寺下道場	道場	道場	道場	藥師堂	觀音堂	地藏堂	高田觀音堂
曹洞宗	曹洞宗	曹洞宗	曹洞宗	曹洞宗	真宗本派	真宗大谷派	真宗大谷派	佛光寺派	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳
明曆二年	文祿三年	未詳	未詳	未詳	弘治二年七月	永祿三年四月二十八日	享和二年八月八日	寬政年間	天正年間	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

第三章 天台宗寺院縁起 成菩提院

柏原村大字柏原にあり、寂照山圓乗寺と號す、天台宗中屈指の大刹なり、弘仁六年最澄大師東國巡化の時、留錫の地にして、爾來其地を談議所と稱し、一字と創立す、漸く寺觀を加へ、山門三個別院の一となる、降て嘉曆元年越前平泉寺の衆徒亂入して、堂宇を燒き、一時衰頽せしが、應永二年足利義滿の志願により、山門西塔寶蘭院の貞舜法印寺坊を再興して移り住す、時に將軍足利義持供養料を寄附す、貞舜法印は學徳并び高き名僧にして、常に台門の振はざるを慨し、書を著し法を談じて、専ら天台宗の教義を布く、彼の柏原案立と稱する天台名目類聚抄十卷は當院に於て著さるゝ處なり(人物誌)永祿十一年八月、織田信長、淺井長政と佐和山城に會する時、當寺に宿す、淺井縫之助、遠藤喜右衛門等、淺井の將士來り饗す、同月二十一日、織田信長が足利義昭を奉じて入京する時、當寺に宿し、境内禁制札を建つ、同月二十七日、信長は歸路更に當寺に宿す、元龜二年、信長百五十石の寺領を寄附す、天正六年十一月二十三日、兵火に罹り、諸堂烏有に歸す、同拾年十二月、丹羽長秀、羽柴秀吉等、岐阜城を攻むる時、宿營して連名の制札を建つ(當時連名の制札に長秀の名秀吉より先)天正十八年三月四日、秀吉小田原征伐の時、當院に宿す、同十九年四月二十三日、秀吉寺領百五十石安堵の朱印を寄附す、文祿二年十月八日、秀吉上京の途當寺に宿す、同五年(慶長元年)三月一日、石田三成拾三箇條の法度を寄す、慶長五年九月、關ヶ原の戰前、小早川秀秋來り宿し、境内禁制の札を建つ、當時の住職祐圓法印は天海僧正の法兄弟にして、關ヶ原の反將秀秋の宿營せし消息を窮ふべし(中卷第十編)九月十五日、關ヶ原の勝敗決するや、祐圓法印は家康の陣に謁して勝軍を祝し、一盆の牡丹餅を獻せり、其器猶存す、家康は兵糧の殘米貳百石と勝山陣營の古材とを當院に寄附す、祐圓此に於て大に堂宇を修造す、慶長十三年十月四日、家康更に寺領百五十石安堵の證と、七箇條の法度掟とを寄す、同十八年四月、徳川秀忠寺領拾石を加増す、爾來百六十石の朱印地として、徳川氏三百年間代々の將軍寺領安堵の朱印を寄す、中興以來慶舜、天海、六如、豪怒寺名僧の住する者多く、末寺八十餘箇寺ありたれども、寛文五年五月の調書には六十四坊僧百參人と記す、靈寶重器多く、現に繪畫の國寶三點を藏す、所藏の文書は別記古文書に掲ぐ、禁制札は寫眞を參照すべし、詩を以て名高き六如僧正は、山後の嶺上に茶亭を建て、皆山亭と稱し、優遊の處とせり、

明星輪寺

四七八

同村同大字にあり、明星山泉明院と號す、弘仁六年最澄大師の創立にして、阿加保之山明星輪寺と名づけられたり、大師自刀之藥師佛を本尊とす、若干の寺領あり、應永年間兵火に罹り焼失す、後ち里人等一堂を建てたりしが、永正十一年僧圓賢寺坊を修し住す、天文二十一年多賀豊後守貞隆大に修造を加ふ、淺井亮政の女くり女、海北友松に畫かしめたる繪馬五面を當寺に寄附す、爾後又衰運にありしが、貞享三年八月、住僧里人と協力して堂宇を改修す、元祿三年八月、堯延親王明星輪寺の額を寄附せらる、境内に古池あり、明星水と稱す、

清瀧寺

同村大字清瀧にあり、靈通山德源院と號す、永仁三年京極氏の初祖氏信の葬地となりしより、當寺を創立し、謚號を以て寺號とす、以來京極氏の菩提寺として代々の墓碑境内にあり、江北六郡の領主京極氏の菩提寺なるを以て、當時の盛觀頗る觀る可きものあり、殊に高氏入道道譽は東奔西走の餘暇には當寺に來りて休養せし史蹟少からず、彼元弘の忠臣中納言具行卿を護して當地に來りし時の如きは、使を鎌倉に派して其返書の來る間と稱し、凡一箇月間具行卿を當寺に休息せしめし事あり(中卷第五編第
十五章參照)

又應安六年三月十日、道譽は清瀧、西念兩寺へ寺務の法度を寄せ、寺僧を戒め、寺法を嚴定する等、代々の京極氏が當寺を尊敬せし事實少からず、然れども南北朝時代より以後、元龜、天正の間に於ては常に戰亂の巷となりし要路なれば、時に一盛一衰の變あり、淺井氏の物興以來は其領土を奪はれ、身も又寧處あらざるの時期なれば、其衰運も極度に達せり、京極高吉が豊臣秀吉に封せられて、高嶋郡の大溝に入りし時、其述懐の歌を當寺に寄せたり、曰く、

おもひきや身は定なきならひとて我清瀧をよ所にみむとは

と、以て當時を推察するを得べし、降て京極高和が讚岐丸龜に封せられ、男高豐の時、寛文十二年六月、祖先以來の墳墓の地なるを以て、他の領地と交換を請ひ、清瀧村と大野木村の一部とを領地とせしより、爾來大に衰運を挽回し、三重塔を建立し、十二坊を復興し、寺領を加へ、代々の墓碑を修め、大に寺觀を加へ、年々展墓參拜の事盛なり、天台宗にして日光の末寺なりしが、維新後延曆寺派に轉じ、成菩提院の末寺となり、十二坊は退轉して、今一坊を留めざれども(廢寺誌參照)、整列せる數十の古碑と、幽邃たる靜境とは轉た當年を追懷せしむるに足る、

觀音寺

大原村大字朝日にあり(元觀音寺村)伊富貴山觀音護國寺と號す其創は伊吹山にありて、磨吹四大寺の一なり、寺傳には寶龜年中三朱沙門の開基と記されたれども、そは中古の史家が誤りを傳へたるものなり(中卷第四編第)仁壽年中、僧三修の開基にして、元慶二年定額寺に列せられし法相宗の名刹なり、後醍醐天皇嘉曆二年正月、中宮の平産を祈らしめ給ひ、延元元年には足利尊氏、直義等の逆徒を退治する祈禱を爲さしめ、其賞として同二年二月、長岡庄鳥羽上郷を寺領に寄附し給へり、正平十年八月、僧綱を補任し、聖壽の萬歳を祈らしめ給ふ、昔時戰亂の日に於ける勝軍の祈禱は此を行ふ寺院は局外中立なれば、依囑者あるに應じて之を修せしものなれども、北朝の將佐々木京極の根據地たる本郡内に、南朝方の祈禱の行はれしも珍とすべし、貞和三年磨吹山より現今の地に移轉し、永徳三年三月天台宗と爲り、延曆寺の末寺となる、爾來大原氏代々の崇敬厚く、佛田坊領を寄附し、二十五院の支坊軒を連ねて壯觀を極む、淺井亮政が京極氏に代りて江北を領するに至り、久政、長政の三代、寺領を安堵せしめ、毎に崇信せり、元龜元年姉川の戰前、寺後の山嶺に横山城を築くに當り、當寺を破壊して其材を用ひらるゝの災を蒙りしも、羽柴秀吉長濱城に封せらるゝの日、大に寺坊を再建し、寺領

を安堵せしめ、舊觀に復し、又時々遊獵に來り、當寺に休憩せり、彼の石田佐吉三成を需め得しは、此地に遊獵の時なりと傳ふ、天正四年二月、秀吉は當寺に茶屋を申附け、其扶持貳石を給せり、一説に嶺上眺望の絶佳なる處を相し、茶亭を建てたりと傳ふ、慶長の頃石田三成の父隱岐守正繼は三成に代りて佐和山城にあり、其領土の政務を執りしが、慶長五年四月、當寺の境内山林亂入の禁制札を寄せたり(制札寫)慶長七年三月、徳川家康其臣嶋田次兵衛を以て先例に依り、當寺領の諸税を免せり、其後成菩提院の末寺となる、當寺に國寶の佛像は一軀なれども、貴重の古文書等存するもの多し、元龜三年八月十五日、織田信長當寺に來り、福壽坊良舜と觀月の宴を開きたりし時の連歌なりとて傳ふる處左の如し、

のふる代や國もしづかに夜もながし

月もまどかに照らすあふ空

福壽坊良舜
信長

豊臣秀吉自畫自讚の觀音像あり、其讚左の如し、

唯たのめ大師のかけそありがたし我身も今は天下とるなり

明治維新の後、寺坊は漸次還俗するあり、廢坊に歸するあり、今僅に二坊を存す、

安能寺

東黒田村大字長岡にあり、大場山と號し、天台宗なり、古へ大場山中安能寺谷にありて、石應寺觀音院と號せしが、正安年中京極頼氏遁世して、源孝齋と稱し、當寺に入り堂宇を修造し、安能寺と改稱せしが、天正年間の兵火に罹り、諸堂灰燼となれり、同八年正淳法印今の地に移り、堂宇を再建す、成菩提院の末寺なり、

松尾寺

醒井村大字上丹生にあり、普門山と號す、白鳳九年役小角修法の遺蹟にして、元慶年間膽吹山寺の開基三修の高足松尾童子の創建、法相宗の精舎なり、興福寺官務牒疏には靈仙寺の支院七箇寺の一にして、神護景雲三年僧宣教の創立と記す、中古天台宗に轉じ、後成菩提院の末寺となる、所藏の古文書逸散して、一寺變遷の來由を詳にする能はず、天文五年八月、淺井亮政は寺領先例の如く支配すべきを申し送り、永祿十三年正月、淺井氏の部將嶋小路堀三名の連署にて、寺領徳分の内を指出さしめたり、又石田隱岐守正繼の當寺に送りし六十卷の書物云々と見ゆる文書等多少の消息を知る可しと雖も、系統的に寺傳を誌すべからず、當寺に中將姫蓮絲の曼陀羅ありて、鷹司兼熙卿の記されし曼陀羅記あり、

日光寺

息長村大字日光寺にあり、膽吹山寺三修の高足名超童子の開基せし古刹なりと傳ふれば、貞觀元慶の頃に創立せられし歟、七堂伽藍の壯觀にして、醍醐天皇の時寺領寄附の繪旨を賜ひ、後小松天皇の時、僧綱補任の繪旨を賜へり、永正二年の冬、京極高濤其族材宗と和を講ずるの時、京極の重臣上坂治部少輔は、九ノ里太夫以下を引率して當寺に會見し、平和定約を爲せり(江北記)、元龜二年兵燹に罹り、諸堂烏有に歸すと雖も、後再建して舊觀に復せしが、後漸次衰頽して、亦昔日の偉觀を止めず、天台宗にして、成菩提院の末寺となる、

右貳通の繪旨其他貴重の古文書は、明治九年盜賊の奪ふ處となり、現存せず、盜難當時伊勢國員辨谷に古文書の捨てあるを拾ひし人より通知せしも、住僧無趣味の俗僧なりしが、之を返し戻す手續を爲さざりしと、

名超寺

西黒田村大字名越にあり、惠光山常喜院と號す、寶龜二年名超童子の創立と傳ふれども、是れ中古史家の誤りを傳へたるものならん、名超童子は松尾敏滿兩童子と共に膽吹山寺の開祖三修沙門の高足なりと傳ふれば、貞觀元慶年間の人なるべし(中卷第四編參照)、七堂伽藍四十九院の全盛は布施寺(大字)と相對して、聯壁の壯觀なりしが、治承四年十

二月、柏木源氏山本義經南都興福寺の僧徒等と氣脈を通じ、淺井郡山本より兵を起して、平氏に抗せしとき、兵火に罹り、諸堂灰燼となる。(第四篇第十章參照)大安寺三綱牒記に、養和元年九月二十四日、近江國布施寺、名超寺、炎上、使兩寺沙門法師等爲大勸進職、則補任交名注進狀下知云々とある即ち是なり、元暦元年再建の工を起し、文治五年工を竣へ、昔日の壯觀に復す、延暦寺寶幢院の住僧禪行阿闍梨、智行兼備にして高徳の聞あり、後鳥羽上皇曾て禪行を愛し給ふ、爲に禪行は上皇に咫尺すること屢なりき、既にして禪行は叡山より移りて當寺に住す、是より先き源賴朝鎌倉に覇府を開き、威勢益熾なり、上皇速に討幕の志あり、建久十年三月四日(四月廿七日改元)後鳥羽上皇密に當寺に行幸せられたれば、禪行謹んで迎へ奉り、本坊圓光院を行在所とす、上皇暫く御駐輦あらせられ、附近の名區及神社を遊覽せらる。(中卷第五篇第五章參照)又山中紫色の躑躅を賞せられたり、一日禪行に討幕の密旨を傳へさせられ、王政挽回の祈禱を修せしめ、自から天神地祇を勸請して、御輦を執行あらせられたり、故に御祓谷、御祓川等の名存す、此時禪行の請により、上皇の尊像を親刻し給ひ附與あらせらる、今存する後鳥羽神社の神像是なりと、承久二年上皇再び密行し給ひ、禪行に命じて勤王の士を募らしむ、禪行此に於て地方同志の士に叡旨を傳へ、應徵するもの多し、此くて上皇は天の川を渡り(飯村の郡土成宮某御舟に禪した)

リ)朝妻の港より湖上を御歸洛あらせられたり、當時の御詠少からず。(第十五篇參照)貞應元年十二月二十三日、禪行寂す、延暦寺之を朝に奏し、大和尚位を賜らる、正平六年四月、後村上天皇當寺に繪旨を下し給ひ、祈禱を爲さしむ、此他所藏の古文書に據れば、同時代に於て、寶祚萬歲、天下泰平等を祈らしめ給へり、文和三年十一月、足利尊氏は當寺内寺領等に於て濫坊狼籍を致し、或は兵糧米を應徵するを嚴禁せり、貞治二年九月、當時の住僧權少僧都圓雲を法印に叙せらる、應永二十四年三月、僧綱補任の宣旨を下され、寺領を寄附し給ふ、元龜の亂、淺井長政延暦寺の應援を得し時、同寺の來牒により、淺井氏は當寺を守衛せしも、織田氏の將柴田勝家、山上に砦を設け當寺を燒く、殿堂盡く灰燼となる、信長は更に寺領をも沒收せしが、歴世朝廷の尊崇ありし緣故を以て、僅に供御田六段餘山林四十八町歩を寄附せり、羽柴秀吉長濱城に封せらるゝの日、當寺の衰頽を慨き、諸堂を再建し、後鳥羽殿を營み、其梁間に羽柴秀吉大檀那と銘せり、工就りて後鳥羽上皇の御忌を執行せり、萬治三年行者堂を廢し、本堂を改建し、後鳥羽殿をも廢し、本堂に併祀せり、明治十一年十月、明治天皇御巡幸の節、御沙汰により住職名超還寂は後鳥羽天皇の尊像を大津の行在所に奉送して、天覽に供せしに、追て御沙汰あるべき叡慮を承りしを以て、住職は里人と議し、翌十二年五月、許可を経て神殿を建て、同十三年十

月一日を以て正遷宮を行ひ、後鳥羽神社と稱し、寺社の區別を明にせり、後ち明治天皇陛下勅額を下し賜ふ(以下神社の條に詳記す)當寺現今觀音堂、地藏堂、山王權現堂等存し、往昔の四十九坊は漸廢して、僅に平等院、觀常院を存す、初め法相三輪を兼ね、中古天台宗に轉じ、目下成菩提院の末寺となる、

知善院

長濱町大字相生にあり、寶生山勝安寺と號し、天台宗眞盛派(天台)にして、坂本西教寺の支院なり、古へ淺井郡尊野村にありしが、淺井亮政小谷築城の後、城下なる大谷の地に移せしに、淺井氏亡び、羽柴秀吉長濱城に封せられし後、天正二年住僧舜慶をして、寺を現今の地に移さしめ、境内二段六畝一步の地に免す、同四年十月、秀吉の男早世したるを以て、佛供料として同月二十二日伊香郡井の口村にて、寺領三十石を賜ひしが、天正十九年淺井郡西草野村にて十三石、同郡下八木村にて十七石合三十石の地と替地せらる(古文書上卷に記す)慶長十一年十一月、内藤豐前守信成長濱城に封せらるゝや、當寺に深く歸依せられ、同十七年閏十月二十四日卒去の時、當寺に之を葬れり、靈牌尙存す、彦根藩主井伊氏の提封となり、長濱城廢せられ、内藤家は奥州棚倉に移り、更に越後國に移封されたりしも、年々供養料として玄米十二俵を寄附せられたりしが、明治維新後廢絶

せり、本尊阿彌陀如來、日光、月光の三尊像は播州書寫山の佛像にして、性空の作なり、秀吉播州征伐の時迎へ來り、天正五年十一月、小一郎長秀をして當寺に寄附せしめたり、其寄附狀左の如し、

此の三尊性空作、依奇瑞之靈像、其寺へ寄附候者也、

丑霜月

木下小一郎

長秀花押

知善院

明治二十四年八月一日、臨時全國寶物取調局より鑑査狀を交附せられたり、境内に觀音堂あり、十一面觀音を安置す、明治三十八年四月國寶に指定せらる、又豊臣秀吉の古像を安置す、丈一尺三寸五分、相傳ふ元大坂城内に祀られし古像にして、曾呂利の作なりと、此他寶曆十二年五月、高辻家長卿寄附の菅公の像、安永五年正月、五條爲璞卿より寄附の中御門天皇の尊牌等あり、

第四章 眞言宗緣起

寶持坊

柏原村大字清瀧にあり、一花山と號す、弘仁年間の草創なりしも、永正年間兵燹に罹り、爾後衰運にありしが、元祿年間空慶法印寺堂を再建したり、現今彌高悉知院の末寺なり、古へは山城醍醐寺の末寺なるべし。

靈泉寺

同村同大字にあり、元和五年十月三輪長五郎の建立にして、初め北谷坊と稱せしが、享保元年今の寺號に改む、始め仁和寺の末寺なりしも、現今彌高悉知院の末寺なり、

大胸院

同村大字大野木にあり、元祿五年の取調書には天文年中法印心友の開基にして、東光山臺胸院と號せしと見ゆ、近世臺の字を大の字に變せり、按ずるに其創立は平安朝の中世にして、山城醍醐寺の末寺なるべし、明治二十年今の地に移り、再建す、彌高悉知院の末寺なり、

圓滿寺

春照村大字村木にあり、開基年代詳ならず、永祿八年四月中興して、琴岡神社の社坊たりしが、明治維新後社寺を區別せり、彌高悉知院の末寺なり、

教覺院

同村大字藤川にあり、暖水山龍泉寺と號す、建治二年の創立、天台宗にして、暖水三十六坊の一なりしが、永正年間兵火に罹り、燒失す、後一堂を再建して、眞言宗に轉ず、元祿五年六月の調書に、境内百二十五間、南北五十五間と記さる、彌高悉知院の末寺なり、

杉本坊

同村大字上平寺にあり、本坊は元上平寺寺中の一なれども、一山衰退して、今は當坊のみを存す、上平寺は神護景雲年間、越智泰澄の草創せし古刹にして、彌高護國寺と開祖を同じくすと傳ふれば、膽吹百坊の中なるべし、古へ大谷寺と稱し、後ち上平寺と改む、永正年間京極高濑城府を修し、上平の屋形と稱せし、後、同氏の信仰厚く、隆盛の時運に向ひしが、淺井亮政京極氏に代りて江北の政務を執るに至り、亦昔日の如くならず、然れども天文七年九月、京極氏の臣黒田宗清、多賀昌運連名の文書にも、高濑の菩提を吊ひ奉るべきを申送り、享祿二年十月、清氏、清忠連名にて、長幅寺を元の如く上平へ歸寺せしむ可く云々と命せし等の古文書より考ふれば、當時密藏院を首坊とし、猶嚴然たる一山あるを知る可し、姉川戦争の功を以て坂田郡を分賞されたる信長の功臣木下秀吉、并に樋口三郎兵衛(堀家の老)共に狀を送りて、一は境内を禁制し、一は寺領安堵を告げたり、文祿四年五月、石田三成の臣大橋甚右衛門も狀を寄せて、寺領安堵、境内禁制を

告げたり、元和二年正月、徳川家康三箇條の掟を達せし等、當年有數の寺院なりしを證す、爾後漸次荒廢して、今日唯一の當坊を存するに過ぎず、眞言宗にして、彌高悉知院の末寺なり(廢寺誌上平條參照)

成就院

同村大字杉澤にあり、龍澤山安樂寺と號す、承應三年快俊法師の創立にして、眞言宗なり、彌高悉知院の末寺なり、

悉知院

伊吹村大字上野の東谷にあり、伊吹山彌高護國寺と號す、古へ伊吹百坊(高百坊彌)と稱し、大字彌高より十八町の山上にあり、寺傳には白鳳二年役小角の開基と記さる、小角は其足跡諸州に遍しと傳ふる人なれば、膽吹登山もせしならん、然れども其事蹟確乎たらず、膽吹山寺は仁壽年中、三修沙門の草創せし事蹟、三代實錄に詳なれば、按ずるに當寺の開基も三修なるべし、三修は其始め仁壽年間に登山して練行、山を出でざること三十年、山麓里人の信仰する所となり、遂に四個の佛寺を建て、其功なりて、元慶二年二月十三日、其寺を定額寺に列せしめたる豪僧なり(中卷第四編第一章參照)、明應八年正月二十四日失火して、堂宇灰燼し、再建の後、永正九年六月、兵火に罹り燒失す、爾來寺坊は四方に離

散し、又昔日の偉觀を再びすべからず、一山僅かに數坊に過ぎざりしが、天正八年終に山の西麓に移轉し、後再轉して現今の地に移れり、慶長以來彦根藩の提封となりし後、井伊氏の歸依淺からず、寺領(山林)并に經卷等を寄附せられたり、新義眞言派の巨利として、十一箇の支院あり、現今境内に安養院一坊を存す、

香照寺

同村大字伊吹にあり、大乘院と號す、古へ膽吹百坊の一なりしが、嘉曆二年三月、明海中興し、其後衰頽せしが、寶徳三年二月、僧光與現今の地に移りて再建せり、

長尾寺

同村大字大久保にあり、長尾山長尾護國寺と號す、膽吹四大寺の一にして、三修沙門の草創する所なり(中卷第四編第一章參照)、古へ法相宗なりしが、中古眞言宗に轉ず、唐僧惠果の來朝せし時、當寺に駐杖せり、奥の院の本尊毘沙門天は惠果の作なりと傳ふ、巨像なり、三修の開山せし以前、天長中空海大師、當地に留錫して、護摩供を修せられたり、弘法の水と稱する清泉存す、文中高僧深宥來り住し、一山の衰頽を挽回す、深宥字は覺然、下總の人にして、初め延曆寺に登りて、台教を學び、去て醍醐寺に入りて眞言の秘流を修め、高德の聞えあり、當寺に入るの日、瀬水河(今の所合と云ふ所なり)の懸崖を摧き、地方を利せし豪僧

なり(人物誌)永正年中兵火に罹り、堂宇烏有に歸せしも、再建して四十九坊あり、爾來漸く衰退せしも、元祿五年六月の調書に依れば、往昔を追懷するに足る可きを以て、左に其要を抄出す、

一 居屋敷山の半腹東西十二間二尺、南北十二間、
寺梁行三間、桁行七間、廂三尺、

一堂屋敷東西六十五間、南北三十七間、

一 毘沙門堂梁行二間、桁行二間半、昔は六間四面、

一 鎮守權現堂三尺四面、古に二間四面、

一新堂、鐘樓、堂塔屋敷、車堂、深宥上人屋敷、地藏堂、以上六箇所悉退轉仕り、屋敷計り御座候て、除地に候、

池之坊梁行二間半、桁行四間、

昔は此外二王門等御座候云々、

元祿五年六月

大窪村長尾寺之内宗持坊住持義海○

池之坊住持左京○

當寺古代の重寶繪畫等多く、兩界曼陀羅二幅は巨勢金岡の筆なり、明治九年四月十三

日大火の時、類焼の災に遇ひ、寶庫の什器悉く灰燼し、今惣持坊一坊を存するのみ、此地當年を偲ふべき遺物は、奥の院の毘沙門天と全盛時代の手水鉢と稱する方四尺餘の鉢石及び古額腐蝕せる佛像の片影とのみ(古額寫)

光明院

東黒田村大字志賀谷の内松ヶ鼻にあり、松鼻山甘露王寺と號す、文永元年願行上人の開基にして、大原氏の菩提寺なり、足利尊氏の制札同義滿、義政、義晴等の直書ありしも、元龜元年兵火に罹り、諸堂什器灰燼す、天正三年諸堂を再建せしが、天明元年十月九日、又火を失し、傳來の古文書の傳はるものなし、

總持寺

醫王山楞嚴院と稱す、眞言宗豐山派にして、有名の巨刹なり、寺傳に曰く、當寺は天平年中國分寺最初の試地にして、僧行基菩薩の草創し給ふ所なり、今多く田宅となり、僅かに方一町餘の靈趾のみ残り云々、後永享五年神照寺の學頭實濟權大僧都、舊寺地の荒廢して藥師堂の寂然として存するを見、此地に眞言院を建立せんと欲し、將軍足利義教の教書を得て、四方に勸進し、三年を歴て寺觀漸く成れり、後花園天皇總持寺の號を賜ふ、土豪宮河光道、其所有に係る接續地平方之庄内六條七里十二坪に於て、方一町

を寄進す(古文書)其他地方豪族の寄進喜捨をなせし事、嘉吉二年六月、應仁二年三月、長享三年四月、明應二年八月、同六年六月、同七年十月二十三日、同九年三月、文龜元年八月、同年十二月、同三年四月、永正元年四月、享祿四年十二月等(各通上卷古文書室)の寄進狀に知るを得べし、其他京極高廣、同高佳(後高)は境内禁制の狀を寄す(古文書)、天文年間淺井亮政當寺逗留の時、五箇條の狀を納所に寄せ(古文書)、弘治二年十月、淺井久政前例により寺領を免除す、永祿二年八月二十五日、淺井久政總持寺掟條々並總持寺諸門徒衆置目條々の二札を寄せ、寺制を定む、永祿四年二月、淺井賢政(長政の)寺中禁制の條々を沙汰す、元龜元年兵燹に罹り、諸堂燒失し、僅に客殿、仁王門を餘せしが、後再建せり、天正二年羽柴秀吉寺領百二十石、及屋敷等を寄附し、同十九年四月、秀吉は改めて寺領百二十石の朱印を沙汰し、同年九月、山内一豊として其旨に隨ひ、別儀なき様取行はしむ、慶長五年九月二十四日、徳川家康は其臣石川長門守、彦坂小刑部をして沙汰狀を寄せしむ、慶長十八年四月、徳川家康寺領安堵の朱印を沙汰す、寺中に勸學院、釋迦牟尼院等あり、勸學院は永享年間の創立にして、眞言宗近江國の學頭たりしが、元龜の兵火に灰燼となり、數十年間再建せられざりしが、慶長七年再建して、學頭たる事元の如し、釋迦牟尼院は貞享元年三月、寺中の廢坊を再建せし時、仁和寺宮の命名されし院號なり、

當寺は中本山の寺格にして、江北豊山派眞言の總寺なり、什寶古文書等多く存す、寺中に勸學院、遍照院、花養坊存す、

現在の二王門は寛永十二年の再建にして、二王像は同十四年佛師高野左京の彫刻せし所なり、當時の本願は住職頼重にして、寄進人は正音坊實秀なり、佛像の作料銀子二十枚と見ゆ、

附記眞言宗豊山派の第十一世たりし亮法權僧正は、薩摩國人なりしが、寛文中當寺に隠れて著述をなしたり、

神照寺

神照村大字新庄寺にあり、日出山神照寺と稱す、寛平七年益信僧正、宇多天皇の勅を奉じて創立する所にして、七堂伽藍三百坊の巨刹なりしが、中古衰運に向ひしを、足利尊氏寺領を寄附して、寺觀を復古せり、然れども其後幾回かの兵燹に罹り、爲めに古文書の傳はるもの少なきを以て、其寺歴を詳にする能はず、永享年間當寺の實濟法印、小堀村の總持寺を再建せし史蹟あり(總持寺の)、大永三年三月、京極六郎の陣所となりしこと江北記に見ゆ、又享祿二年十月の上平寺文書に、長福寺を元の如く上平に歸寺せしむる清氏清忠連名の狀に、神照寺、無量壽院法印雄鑒の添書あり、此等の文書より見る

も、往時盛大の巨刹にして、其勢力範圍も推考するを得べし、天正六年羽柴秀吉、寺領百六十四石を寄附す、同十年十月羽柴秀政再び之を沙汰し、寺領を安堵せり、然るに同十九年四月二十三日、秀吉の沙汰状には福永庄に於て百五十石の寺領云々と見ゆ(石十四)、元和三年九月、徳川家康百五十石の寺領安堵を沙汰す、享保年中本寺報恩院より學頭無量壽院の住職撰擇方を智積院へ委任し、爾來智積院、菩提院結衆中より之を選任するの例となり、一山の法務は總て無量壽院統轄せしが、明治二十八年神照寺の總稱を寺號とし、無量壽院を兼管するに至れり、現存する名畫什寶多し、

天王寺

同村大字祇園にあり、法輪院と號す、古へは學頭一字、脇坊六字ありて、今天皇屋敷と稱する處に、八坂神社(古は午)と共に建立せられし古刹なり、寺記傳あらずして、其緣由を詳にする能はず、舊地田疇となり、往々古石佛を掘り出す、

舍那院

長濱町大字神前にあり、弘仁五年僧空海の創建するところなりといふ、本尊は八幡宮の本地佛にして、當院は元八幡宮の別當たり、源義家東夷征討のとき、戦勝を當院に祈誓し、凱旋するの後、全く靈像守護の功となし、後三條天皇に奏して、勝軍山の號を賜ひ、

七堂の伽藍を建立し、寺中四十九坊あり、然るに中世大に衰微し、加ふるに元龜の兵燹に罹り、伽藍坊舎概ね灰燼に歸せり、其後豊臣秀吉の長濱に封せらるゝや、深く其荒廢せるを慨歎し、坊舎假殿を再營し、寺領を當院へ二十石、十二坊へ各十二石五斗を寄す、元和三年徳川家康改めて二十石の寺領安堵を沙汰す、大政維新の際各坊を廢し、學頭舍那院のみ存して今に至れり、有名の佛像多く、現今國寶三點あり(國寶史)

眞言宗修驗

龍寶院

柏原村大字柏原にあり、嘉吉元年七月、妙達法印の草創する所なり、天正年間兵火に罹り灰燼となる、文祿四年今の地に移る、彦根明王院の末寺なり、

按ずるに柏原庄は應徳以後、山城醍醐寺の寺領となりしこゝ、中卷第四編に詳記せり、當院は修驗道にして眞言宗醍醐派に屬す、中古の寺傳は前記の如きも、當院の創立は平安朝の中世にてあるべし、

第五章 淨土宗寺院緣起

不斷光院

六莊村大字下坂中にあり、下坂氏の創立にして、古へは天台宗に屬し、西福寺と稱せしが、後鳥羽天皇の皇子雅成親王當寺に薙髮して、高雲山不斷光院と稱し給ひしにより、記念として不斷光院と改む古墳古塚史雅成親王の條參照觀應元年下坂治部左衛門尉茂兼再興し、淨土宗に轉ず、當寺に圓光大師の御影あり、毎年二月御忌を行ふ、遠近參拜するもの多し、蓋古き慣例なりと傳ふ、

第六章 眞宗本派寺院緣起

教誓寺

柏原村大字柏原にあり、弘宣山と號す、往古は大野木村小字加持谷堂にありて、石丸阿彌陀堂教信坊と稱し、天台宗なりしが、觀應二年眞宗に歸し、柏原村に移り、教誓寺と改稱す、曾て覺如法主巡錫の途次こゝに投宿せらる、又六世の道祐は運如法主に仕へ、高德の聞えあり、慶長年間兵燹に罹り、堂宇燒失す、同十三年准如法主巡錫の途次、植家西村久齋方に投宿せられたる際、當寺燒失後の非運を言上したるに、往昔の緣故少からざるを以て、歸洛後影像を下されたり、此に於て僧俗協力して、同十五年寺を今の地に改建す、何れの頃よりか黒印除地の寺領ありしが、延寶檢地の時、一時有租地となりし

も元祿十三年十二月、代官雨森庄九郎の時、更に除地となりて、明治維新に至れり、明治十二年明如法主巡錫の時、休泊せらる、

安立寺

同村同大字にあり、吉祥山と號す、古へ眞言宗なりしが、永正十五年七月、住僧了意の時、眞宗となる、慶長二年今の地に移りて再興す、何れの頃よりか黒印除地の寺領ありしが、延寶檢地に一旦有租の地となせしも、元祿十三年代官雨森庄九郎の時、再び除地となる、

勝榮寺

同村同大字にあり、延長八年三月、小字野瀬ヶ原に一堂を建てしに始る、古へ眞言宗なり、永正十年下野國那須左衛門宗勝此地に來りて僧となり、終に寺地を今の所在に移し、大阿闍梨東岳杏山と稱したりしが、後眞宗に轉じ、今に至る、

西來寺

同村同大字にあり、金谷山と號す、古へ天台宗なり、後眞宗に歸し、慶長元年二月、今の地に移る、此を當寺の中興一世とす、

淨善寺

同村大字大野木にあり、貞享二年、駿河國高階の人高橋庄衛門師重此地に來り、入道して貞忍と稱し、當寺を開けり、

五〇〇

善樂寺

春照村大字春照にあり、田中山と稱す、貞治元年四月、佐々木氏の族高屋貞滿此地に住し、二千貫の地を領す、六世の孫子なきを以て、高嶋郡田中兵部の次男宗隆を養子とす、文明三年氏を改めて田中と稱す、偶感ずる所あり、薙髮して僧となり、住家を寺と爲し、天台宗となる、文明十八年三月、眞宗に歸し、慶長元年堂宇を再建し、木佛寺號を賜はれり、

西光寺

伊吹村大字上野にあり、惠日山と號す、古へ天台宗なり、慶長年間丹波桑田郡太田城主松井源吾此地に來り住す、其子政親薙髮して了俊と稱し、此寺に入る、元和二年三月眞宗に轉じ以て今に至る、

専休寺

同村大字伊吹にあり、古へ天台宗の道場たり、正和三年本願寺覺如上人駐錫して、眞宗の教義を弘宣せられし時より、眞宗に歸せり、其より古名仙休寺を専休寺と改む、

妙覺寺

大原村大字小田にあり、正和年間の創立にして、究竟山圓滿寺と稱す、本願寺三世覺如上人の時、眞宗となり、寺號を妙覺と改む、

光顯寺

醒井村大字樽ヶ畑にあり、元天台宗にして、寛文中良如上人靈仙に遊山の際、當寺に立寄り休息し給ひし時、住職大進和尚上人に歸依し、遂に眞宗に轉派せり、其時種々の寶物を出して、上人の覽に供せり、其中に蓮如上人の眞筆六字の名號、並に蓮如上人の畫像あり、此兩軸は元龜元年淺井氏の援軍たる本願寺一揆の時、一人の僧此寺に來り、和尚に托して彼の軸の奉守を乞ひしものなり、兩軸の裏書、一は淺井郡保誓願寺、一は今村光顯寺とあり、而して此内、保誓願寺とあるは、正しく淺井郡内保誓願寺の佛像なり、内保誓願寺は江北一揆の主戰者十箇寺の一なり、誓願寺と今村光顯寺とは親戚の間柄を以て、併せて共に樽ヶ畑光顯寺に守護を乞ひし者なり、されば大進和尚は良如上人の命を奉じて、今村光顯寺の寺號と共に樽ヶ畑に移し、始めて眞宗となり、光顯寺と稱す、故に大進を當寺の開祖とす、此緣故により古より今に至りて、毎年九月七日は良如上人の御祥月として佛事を營む、此外九條關白御寄附の淨土三部經あり、